

「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」
(報告書)

学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する
調査研究会議

(平成18年5月)

目次

第Ⅰ章	はじめに	1
第1節	はじめに	1
第2節	児童虐待の現状等	1
1.	児童虐待の現状	1
2.	留意事項	2
第3節	児童虐待防止法及び学校の役割等	3
1.	学校の役割等	3
2.	改正児童虐待防止法及び児童福祉法	5
第4節	行政による学校等の取組への支援	6
1.	学校における児童虐待防止に向けた指導	6
2.	学校における児童虐待防止に向けた取組への支援	6
3.	家庭教育に対する支援	6
第5節	「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（H14～H15年度 文部科学省科学研究費補助金・山梨大学人間科学部玉井邦夫助教授他）の概要	7
1.	学校の児童虐待防止に向けた現状	7
2.	学校の児童虐待防止に向けた取組の課題	7
3.	学校の児童虐待対応に関する留意点	8
第6節	今回の調査研究の趣旨及び調査研究事項	9
1.	調査研究の趣旨	9
2.	調査研究における実施概要	9
第Ⅱ章	調査結果概要	11
第1節	調査結果	11
第2節	国内の取組状況の調査結果	11
1.	「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」 （平成17年度厚生労働科学研究）の概要	11
2.	教育委員会における取組状況調査	28
3.	行動連携ネットワーク事業と虐待防止活動（クロス集計部分）	41

第3節 平成14年度の文部科学省科学研究費補助金による現職教員対象の調査と 厚生労働科学研究による調査との比較分析	49
1 学校現場における虐待事例の発見ないし対応の実態：	49
2 学校における対応の管理：	49
3 通告等、機関間連携の実態について：	49
4 児童虐待防止法の理解：	50
5 教育行政への期待：	50
第4節 海外における児童虐待防止に向けた取組の状況	51
1. アメリカ（シカゴ）の取組	51
2. カナダ（トロント）の取組	55
3. 第Ⅱ章のまとめ	59
第Ⅲ章 学校における児童虐待防止に向けた取組の充実について	61
第1節 学校としての組織的な対応等	61
1. 学校の役割	61
2. 虐待防止に向けた校内体制作り	61
3. 教職員の意識啓発	67
4. 通告等のポイント	70
5. スクールソーシャルワーカーの活用	75
第2節 教育委員会の支援	80
1. 教育委員会による教職員への啓発と研修	80
2. 支援体制の整備	82
3. 広報用啓発資料の作成	85
4. 地域ネットワークの活用	86
第3節 関係機関から学校への支援・連携	87
1. 関係機関との連携	87
2. 関係諸機関との連携のシステム作り	93
3. 虐待防止のネットワークづくりの成果と課題	98
第Ⅳ章 終わりに	103
1. 調査研究会議で得られた知見	103
2. 今後の方向性への提言	104
3. 研修プログラムの構想	105

参考資料

第 I 章 はじめに

第 1 節 はじめに

近年、児童虐待に関しては、大阪府岸和田市等における児童虐待事件など重大な児童虐待事件が後を絶たないこと、虐待に関する児童相談処理件数が約 3 万 3 千件で過去最多となっていること、又は医療的ケアが必要となるような困難な事例や最悪の場合死に至るような事例が増えているなど、依然として深刻な社会問題となっている。

児童虐待は、子どもの心身を傷付け、時には、その小さく尊い命さえも奪ってしまうという、子ども達の基本的な人権に対する重大な侵害であるだけでなく、その後の健やかな成長や人格形成等に深刻な影響を与えるものである。また、児童虐待は、その虐待によるストレスが、反社会的な行動として歪んだ形で表出されることがあったり、被虐待児童が保護者になった時に、自分の子どもを虐待するなどのいわゆる「虐待の連鎖」として引き継がれる危険性があることも問題である。

このような、「子ども達の反社会的な行動と虐待体験との関連」については、①全国の児童相談所で非行相談を受付けた子どもの約 30%が虐待された経験があり、約半数が成長の途中で養育者が変わり、親や家族との愛着関係を断たれる経験をしていた事が報告されている（平成 16 年厚生労働科学研究費補助金「こころの健康科学研究事業」）こと、②全国の少年院在院者の 72.7%が被虐待体験を認めている等の報告がされている（平成 12 年：法務総合研究所）ことなどからも推測される。

児童虐待は、児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 3 条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と、法律上禁止されている。しかし、それに加えて、子ども達の健全な成長のためにも、社会の安定のためにも、児童虐待は、絶対に許されるものではなく、その防止に向けては、子ども達を取り巻く各関係機関が連携して、総合的な支援体制を整備して、その対策に取り組まなければならないものである。

その一環として、学校等が行うことができる児童虐待防止に向けた取組について、国内外の先進的な事例等を示すことによって、学校等の取組を支援することを目的として、本調査研究を実施してきた。

第 2 節 児童虐待の現状等

1 児童虐待の現状

（1）児童相談所への児童虐待相談処理件数：

平成 16 年度の全国の児童相談所で処理した児童虐待相談件数は、33,408 件であり、統計を取り始めた平成 2 年度に比べて伸び率は約 30 倍、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べて約 3 倍に増加しており、平成 2 年度以降一貫して増加傾向が継続している。

また、前年度に比べても約 25%と大幅に増加しているが、これは、①平成 16 年 10 月の改正児童虐待防止法の施行により、通告対象の範囲が、「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」に拡大されたこと、②社会を騒がすような痛ましい児童虐待に関する事件の発生等もあり、国民や関係機関に、児童虐待についての認識や理解の高まりが見られることなどが主な増加要因として考えられている。

(2) 児童相談所に寄せられる虐待相談の経路：

児童相談所に寄せられる虐待相談の経路は、平成16年度では、家族(15.9%)、学校等(15.2%)、近隣・知人(14.5%)、福祉事務所(13.3%)からの相談が多く、これらだけで全体の約59%を占めている。

また、前年度に比べて、近隣・知人が約41%増、学校等が約30%増となるなど、全体の前年度伸び率(25%)を大きく上回っている。このことから、学校等において、虐待防止法の趣旨が浸透し、早期発見・早期通告がなされてきていることを示しているとともに、国民全般に対しても、児童虐待についての認識や理解の高まりが見られることなどが示されている。

(3) 虐待の内容別：

虐待の内容別に見ると、身体的虐待が14,881件(44.6%)で最も多く、ついでネグレクトが12,263件(36.7%)、心理的虐待5,216件(15.6%)、性的虐待1,048件(3.1%)となっている。

特に、最近の動向としては、心理的虐待が対前年度比約48%増となっており、全体の前年度伸び率(25%)を大きく上回っているなど、その増加の度合いが突出している。

(4) 主たる虐待者：

主たる虐待者は、実母が20,864件(62.4%)と最も多く、ついで、実父が6,969件(20.9%)、その他(祖父母や叔父・叔母等)が2,946件(8.8%)、実父以外の父が2,130件(6.4%)、実母以外の母が499件(1.5%)となっている。ここ数年の傾向としてはさほど変化が無いが、「その他(祖父母や叔父・叔母等)」が対前年度比32%増となり、全体の前年度伸び率(25%)を上回っている。

2 留意事項：

以上のような児童虐待の現状について、特に注意が必要なことは、上記の児童相談所に相談があった虐待件数は、あくまで児童虐待の現状の氷山の一角に過ぎない、ということであり、この数字以上に、児童虐待の問題に対しては、予断が許されない状況が続いているものと考えなければならない。

現に、「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」(H14~H15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫助教授他)によれば、調査対象となった教員の5人に1人が、被虐待児童生徒を教えた経験があることが示されており、教員は、「被虐待児童生徒の存在は、どの学校にも、どのクラスにも存在しうるものである」という危機感をもって日常的な指導にあたらなければならない。

また、学校等から児童相談所に相談する事例が増えているものの、身体的虐待と異なり、一見しただけでは分かりにくい心理的虐待の件数が増えていることや、実父母が虐待者であるケースが多いことから、教員達は早期発見・早期通告の役割の一端を担うこととなっているものの、その虐待の発見やその後の保護者との関係において、引き続き困難な対応が求められている状況である。

第3節 児童虐待防止法及び学校の役割等：

1 学校の役割等：

(1) 学校のアドバンテージ：

児童虐待の防止については、平成12年に児童虐待防止法が成立し、そこでは、①子どもに対する虐待の禁止、②児童虐待の定義、③虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、④関係機関及びその職員に対する早期発見等の努力義務、⑤発見者の早期通告義務、⑥虐待を受けた子どもの保護のための措置などの規定が整備された。現在、同法等に基づき、厚生労働省を中心として政府全体で、関係機関が相互に連携しながら児童虐待防止等に関する施策の総合的な推進を図ることとして、その取組が進められている。

このような、児童虐待防止に関する関係機関の中で、子どもを支援するための機関や社会的リソースは多種多様に存在するが、その中でも、学校は、一定年齢の子ども達（学齢期児童生徒）に対して、網羅的に目配りができ、その日常的な変化に敏感に反応し、対応できることが大きな特徴である。

(参考) 「学校のアドバンテージ」：

学校が、他の機関や社会的リソースと比べてアドバンテージ（利点）がある点は、①学校が、全国に約5万校（幼・小・中・高・特殊）存在しており、その他の児童福祉施設、保健・医療機関又は警察関係機関等と比べても、その量的規模が圧倒的に大きいこと、②学校には、免許を持ち、然るべきトレーニング（養成及び研修）を経た教員（全国約百万人（幼・小・中・高・特殊））がおり、その他の児童福祉施設、保健・医療機関又は警察関係機関等における関係職員数と比べても、その人的規模が圧倒的に大きいこと、③学校は、子どもがその一日の大部分を過ごす場所であり、教職員は日常的に子ども達と長時間接していることで、子ども達の変化に気づきやすい立場にいること、④学校の教員は、1人で対応する必要はなく、養護教諭、生徒指導主事、学年主任、教頭、校長、スクールカウンセラー等の異なる知識・経験・能力を持った職員集団がいて、困ったことがあれば、複数で「チーム」となって課題解決に当たることができること、⑤『子どもの教育を担っている』という大義名分があるため、教育という観点から、家庭や保護者に対して働きかけをする事ができること、などがある。

(2) 虐待防止に関する学校等の役割：

児童虐待防止法においては、学校及び教職員に対して、児童虐待を早期に発見し、虐待の被害を防止するための適切な対策をとり、児童生徒の安全を確保するために、具体的に以下のような役割が求められている。

※学校及び教職員に求められている役割：

- ①学校及び教職員は、児童虐待の早期発見のための努力義務が課されていること、
- ②児童虐待を発見した者は、速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない義務が課されていること、
- ③児童虐待の被害を受けた児童生徒に対して適切な保護が行われるようにすること、
- ④児童相談所等の関係機関等との連携強化に努めること、など

このように、学校及び教職員に求められている役割は、あくまで日頃から子ども達に接している立場から求められる役割と「教育」の観点からできることである。そして、このような学校等に対して、教育委員会にできる役割は、「学校等の取組への支援及び一般的な家庭教育の充実のための支援」等がある。

その一方で、学校等でできないこととしては、①虐待が疑われる家庭への立入調査等の介入、②虐待を受けた子ども又は虐待を行う保護者に対する医療・福祉・保健的な措置等であり、これらの役割を学校や教職員が担うことは困難である。

このように、児童虐待防止の取組において、学校に「できること」と「できないこと」を明確にしていくと同時に、「学校にできること」については組織的な対応を進めていくことが重要である。このようにして、児童虐待の防止に関して、学校及び教職員に過大な責務や負担を負わせないようにする必要がある。

(3) 教職員の留意点：

教職員は、与えられた役割のもとで、「児童虐待を受けた者は自分の学校や学級にも存在しうる」という意識を持って対応する必要がある、被虐待児童を発見した場合には、「特別な対応方針を検討し、それを実行する」ことが必要である。

また、教職員は、日常的に子ども達と接する機会が多く、子ども達の変化に気づきやすい立場にあることから、早期発見努力義務・早期通告義務が課されているが、被虐待児童については、多様なケースが考えられるため、当該児童生徒の状況を勘案せずに、一律に他の子どもと同様の対応をしたり、無理に集団に溶け込ませようとすると、逆に当該児童生徒にストレスを付加することとなり、指導がマイナスに作用することがありうるため、特に注意が必要である。

さらに、これらの子ども達に対しては、教育上の指導だけで課題が解決するとは限らず、福祉・医療・警察等の関係機関との連携が必要となる場合がありうるので、他の子どもと同様の指導で対処するわけにはいかない。

このため、教師は、このような子どもがいた場合には、これを「自分だけの力で何とかしよう」、「自分の指導力不足ではないか」などと思って、抱え込むことなく、早期に校内関係者（校長、教頭、生徒指導主事、担任、養護教諭及びスクールカウンセラー等）で共通理解、アセスメント（評価）及び対応策を検討する必要がある。

そのためには、校長は、教職員が上記のような状況に遭遇した時に、安心して管理職や生徒指導主事又は養護教諭等に相談ができ、校内で対応策を検討できるよう、校内の連携・協力体制の整備や教職員間の共通理解を図ることなどについて積極的に取り組む必要がある。

重要な点は、これらの子どもをいかに早く発見し、校内挙げて対応を検討して対応し、必要であれば、関係機関と連携することにより回復措置の取組を実施することである。そのために、あらかじめ、これらの子ども達がいた場合の校内の対処方針を決め、その周知を図るとともに、必要な校内体制作りを行い、さらに、関係機関との日頃からの連携に努めておくことが重要である。

2 改正児童虐待防止法及び児童福祉法：

児童虐待の防止の充実に向けて、平成16年に虐待防止法及び児童福祉法の2つの法律が改正されている。

(1) 児童虐待防止法の改正：

児童虐待防止法における主な改正事項は、

- ①法の目的規定の改正（ア：児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものであり、将来の世代の育成にも懸念が生じること、イ：国及び地方公共団体の責務を定めること、ウ：児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置を定めることなど）、
- ②児童虐待の定義の見直し（ア：保護者以外の同居人による児童に対する身体的虐待、性的虐待及び心理的虐待を保護者が放置すること、保護者としての監護を著しく怠る行為（ネグレクト）として児童虐待に含まれること、イ：児童の面前で配偶者に対する暴力が行われること等直接児童に向けられた行為ではなくても、児童に著しい心理的外傷を与えるものであれば児童虐待に含まれること）、
- ③国及び地方公共団体の責務の改正（ア：関係機関等との連携強化等必要な体制の整備、イ：研修等の必要な措置、ウ：広報その他の啓発活動、エ：調査研究及び検証、などの取組を行うこと）、
- ④児童虐待の早期発見等（ア：児童虐待の早期発見努力義務が教職員等の「個人」だけでなく学校等の「組織」にも課されたこと、イ：国及び地方公共団体の施策に協力すること、ウ：学校等は児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならないこと）、
- ⑤児童虐待にかかる通告義務の拡大（「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されたこと）、
- ⑥警察署長に対する援助要請等、
- ⑦面会・通信制限規定の整備、
- ⑧児童虐待を受けた子ども等に対する学業の遅れに対する支援、進学・就職の際の支援、などに関する規定が整備された。

(2) 児童福祉法の改正：

一方、児童福祉法における児童虐待防止対策等に関連した主な改正事項としては、

- ①児童相談に関する体制の充実（ア：児童相談に応じることを市町村の業務として法律上明確にしたこと、イ：児童相談所の役割を専門的な知識及び技術を必要とするような重篤な事例への対応や市町村の後方支援に重点化したこと、ウ：保護児童に関して「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけ、関係者間での情報交換と支援の協議を行うこととしたこと）、
 - ②児童福祉施設、里親等の在り方の見直し、
 - ③要保護児童に関する司法関与の見直し、
- などに関する規定が整備された。

以上のような児童虐待防止法及び児童福祉法の改正の趣旨及び内容については、既に通知や会議等において周知を図っているが、今回の調査研究で学校への周知徹底が必ずしも十

分でないことが示されたことから、今後ともその趣旨の徹底を図る必要がある。

第4節 行政による学校等の取組への支援

以上のような学校等の取組への支援として、行政は以下のようなことを実施している。

1 学校における児童虐待防止に向けた指導：

以上のような、児童虐待防止に向けた対応については、文部科学省においても、喫緊の課題として取り組んできているところであり、これまでも、都道府県教育委員会等への通知の発出や各種会議、研修等を通じて、児童虐待防止法の周知徹底及び児童虐待の早期発見・対応、被害を受けた児童の適切な保護など、学校において児童虐待の問題に対して適切な対応がなされるよう指導してきた。

2 学校における児童虐待防止に向けた取組への支援：

学校教育における取組への支援としては、

- ①児童虐待防止法の改正や児童虐待の深刻な状況を踏まえ、国において国内・海外の先進的取組等に関する収集・分析、
- ②児童虐待に関する学校の対応や教育委員会等の取組の状況等に関する実態調査を実施し、学校や被虐待児童生徒又は家族等に対する支援策の在り方に関する研究、
- ③児童虐待等による悩みを抱える児童生徒の心の相談に当たるため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置など学校における教育相談体制の充実、
- ④児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に至るまでの切れ目のない支援のため、関係行政機関や民間団体との連携の強化など、学校・家庭・地域・関係機関の連携の強化のための地域における支援システムづくり、
- ⑤児童虐待に対する早期発見、早期対応及び事後指導のためには、教師の指導力が重要であるため、生徒指導上の諸課題への対応の一環として、指導者の養成のための研修、などを行っている。

3 家庭教育に対する支援：

また、児童虐待の防止のためには、もとより、学校だけでなく、家庭における教育を充実し、「教育の力」によって児童虐待の根を断つよう、家庭教育の充実・強化に努めてきている。このため、家庭教育に対する支援としては、

- ①一人一人の親が家庭を見つめ直し、自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるような指導資料の作成、
- ②子育てサポーターの資質向上を図るリーダーの養成や、親が参加する多様な機会を活用した学習機会の提供等、
- ③子育てについて学ぶ余裕がない親や、子育てに不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親等が、気軽に学習・相談でき、身近な子育て情報を入手することができるよう、家庭教育に関する相談機能の充実、
- ④家庭教育支援の重要性に関する国民の意識啓発、などを行っている。

以上のような取組を今後とも推進し、学校等において虐待防止に向けた適切な活動を支援していくことが必要である。

第5節 「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（H14～H15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学教育人間科学部玉井邦夫助教授他）の概要

1 学校の児童虐待防止に向けた現状：

（1）学校現場では、すでに教員の5人に1人は、虐待事例に対応した経験があり、教育現場での虐待防止対応は、特殊な課題ではなくなっている。そのための取組の1つとして、教師ができることとしては、子どもが発する信号を鋭敏に感知するとともに、虐待の子どもは、「自分の学校や学級にも存在している可能性がある」という危機感を持って対応することが必要である。

（2）教育行政の虐待防止対応としては、児童虐待防止法の施行以降、法の趣旨の周知活動という形で実施されてきた。その成果は、都道府県や政令指定都市では98%、市町村では75%が、学校等への周知を行っており、その結果、約9割近くの教員が児童虐待の早期発見努力義務や通告義務があることを承知している。

（3）しかし、学校が、児童虐待を発見しても関係機関への通告をせず、可能な限り自力で対処しようとする傾向があることが示された。

これには「学校が、伝統的に教育的指導の観点から限界まで自力対応の路を探らなければならないとする責任の大きさによるところが大きい」など、「学校ならではの」背景があり、一概に責められるべきではない。むしろ、これは、誰かの責任というより、虐待対応の社会全体のシステムが未成熟であることに原因があると考えられる。

学校は、地域において一定の年齢の子どもに対して網羅的に対応できる唯一のシステムであり、「学校」というシステムが持っている特性を活かせるような対応システムが構築されるべきである。

2 学校の児童虐待防止に向けた取組の課題：

（1）一方、以下のような課題がある。

ア：教師向け指導資料・啓発資料の作成状況を見れば、都道府県等での作成は進んでいるものの、市町村の作成は進んでいないこと、

イ：同啓発資料を「読んでいない」又は「存在を知らない」教師が約5割もいること、

ウ：教員研修は、都道府県で約4割、市町村で約1割が実施されているに過ぎないこと、

エ：被虐待児童生徒の在籍校に対する特別な人的措置を行っている市町村は4%に過ぎないこと、など、児童虐待防止に向けた行政の取組は、「周知徹底」の段階ではかなり進む反面、「具体的な学校現場への支援」の段階ではまだまだ取組が緒についたばかりの状態にある。

(2) また、学校等への児童虐待防止法の趣旨等の周知徹底はかなり進んでいるが、肝心の家庭（保護者）に対する広報は十分であるとは言えない状況にあり、この部分についての行政の充実が必要となっている。

3 学校の児童虐待対応に関する留意点：

(1) 学校は、担任、学年主任、養護教諭又は生徒指導主事等それぞれ立場に応じて複眼的な視点から子ども達を見ることができ組織であり、このアドバンテージを有効に活用すべきである。

また、それぞれ虐待を疑う情報源も異なるため、虐待防止対応に当たっては、校内の連携が極めて重要である。

(2) 学校の教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待防止法においても、児童虐待の早期発見の努力義務が課されており、学校生活のみならず、幼児児童生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見・早期通告等の対応に努めることが必要である。

(3) 教育行政においては、虐待防止関連の研修を実施する際に、職制に応じた内容を検討することが重要である。また、虐待の発見については学校種別による差も認められ、子どもの年齢に即した研修内容や、幼小中高間の情報交換や引継ぎを想定した研修などが必要となっている。

(4) 教員は、日頃から児童生徒を見ているため、その言動の変化等を通じて虐待の発見に至る感度が高く、児童相談所等関係機関に通告するが、これら児童相談所等の現状として、人材の不足等があり、軽度の虐待事例に対しては反応が鈍くなる状況がある。

その結果、学校にしてみれば「児童相談所等はなかなか対応してくれない」と感じ、児童福祉関係機関にしてみれば「学校は通告してその後のケアをしてくれない」と感じるような、相互の実情に関する認識の齟齬が生じる事となってしまう。実際、連携をした場合のデメリットを聞いた場合、「価値観の相違により合意形成されにくい」等との回答があり、連携を経験した教員ほど連携のデメリットを感じている。このことから、学校と児童相談所等関係機関とは、日頃から相互に連携をとり、お互いに顔を合わせ、顔見知りになり、相互の実情について承知していることが必要である。

このような学校と関係機関との連携に関しては、約9割の教師がその結果について肯定的であったが、連携のほとんどは協議レベルであり、チーム形成にまで至っているのは1割程度に過ぎない。今後は、児童虐待の疑いがあるが、確証がない場合であっても、早期発見の観点から、学校だけで対応しようとはせずに、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うことが必要である。

第6節 今回の調査研究の趣旨及び調査研究事項

1 調査研究の趣旨：

上記のように、「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（H14～H15年度文部科学省科学研究費補助金・山梨大学人間科学部玉井邦夫助教授他）においては、学校等における児童虐待防止に向けた取組として、学校の教職員等に対する虐待防止に関する周知活動については広く行われているものの、家庭・地域への周知や研修・人的配置等の支援策は未だ不十分であるということが示されている。

また、平成16年に改正された児童虐待防止法においては、通告されるべき児童虐待の対象が拡大されるとともに、学校及び教員の責務が増えたのみならず、平成17年4月より施行された改正児童福祉法においては、要保護児童に対する支援ネットワークの運営等児童相談に関し市町村が担う役割などが規定されており、学校や教育委員会においても、支援ネットワークの構成員になるなど、今まで以上に関係機関と連携して虐待防止の取組に当たることが求められている。その一方、身体的虐待と異なり、一見しただけでは分かりにくい心理的虐待の件数が増えていることや、虐待者が全体として実母又は実父であるケースが多いことから、教員にとっては、早期発見・早期通告について、虐待の発見及び保護者との関係をどうしていくべきかについて、難しい対応が迫られることとなっている。

このような状況を踏まえ、今回の調査研究においては、①各地方公共団体が作成している教師向け指導資料・啓発資料等に関する調査研究、②教職員研修等における各地方公共団体の実施状況に関する調査研究、③関係機関との効果的な連携に関する調査・分析、④家庭や地域への適切な支援の在り方に関する研究等について、国内外の事例を通じて検討することとして、平成17年4月から各分野の専門家を集めて調査研究を実施してきたところである。

2 調査研究における実施概要：

(1) 調査研究内容：

①各関係機関の取組の紹介及び協議：（下記（2）を参照。）

調査研究会議の際に、各委員により各所属機関における取組を紹介し、関係機関間の連携のあり方を協議した。

②保育所、学校（幼稚園、小学校及び中学校）に対する書面による実態調査：（第Ⅱ章第2節1を参照。）

[内容]：厚生労働省科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応の在り方に関する調査研究」により、各関係機関における虐待対応の実態や職員の意識調査等について、無作為抽出により書面調査を実施した。

③教育委員会に対する書面による実態調査：（第Ⅱ章第2節2を参照。）

[内容]：全ての都道府県・指定都市・市町村教育委員会における虐待対応の実態について悉皆による書面調査を実施した。

④海外実状視察：（第Ⅱ章第2節を参照。）

[内容]：アメリカ合衆国（シカゴ市）及びカナダ（トロント市）における児童虐待対応の実態等について、現地において各機関関係者に対するヒアリング調査を実施した。

(2) 調査研究の実施日程：

実施時期	会 議 等	摘 要
平成17年 4月 1日 4月27日 6月 2日 8月31日 9月～10月 11月 12月	○委員委嘱 ◇第1回会議 ☆調査票の作成作業 ◇第2回会議 ☆調査の実施 ◇第3回会議 ☆調査票の収集 ★海外実地視察 ☆調査票のとりまとめ	○委嘱決定 ◇会議の趣旨等に関する協議 ・各関係機関の取組の紹介 ・作業内容の確認 ◇調査等に関する協議 ・書面調査票及び調査方法に関する協議 ◇各関係機関の取組等に関する協議 ・各関係機関の取組等に関する協議 ・海外実地視察に関する協議 ★アメリカ（シカゴ市）：11月20～24日 ★カナダ（トロント市）：11月20～24日
平成18年 1月 5日 2月16日 3月13日 3月28日	◇第4回会議 ☆調査票の結果分析 ◇第5回会議 □報告書の執筆作業 ◇第6回会議 □報告書の修正作業 ◇第7回会議	◇海外視察及び報告書作成等に関する協議 ・海外視察報告 ・報告書作成に関する協議 ◇調査結果報告等に関する協議 ・各調査結果報告 ・報告書作成作業に関する役割分担 ◇報告書原案等に関する協議 ・報告書原案に関する協議 ◇報告書成案等に関する協議 ・報告書成案に関する協議 ・今後の普及方法等に関する協議

第Ⅱ章 調査結果概要

第1節 調査結果

本調査研究では、平成17年度厚生労働科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」と合同で調査研究を実施しており、そこでは全国の幼稚園、小学校、中学校を対象に、虐待対応の実態や職員の意識等に関する横断的な調査を実施している。

また、「教育委員会における取組状況調査」においては、ここ数年間で教育行政における児童虐待対応の実態がどのように変化してきているのかを確認することを目的で、再び全国の都道府県・政令市教育委員会及び市町村教育委員会を対象に、児童虐待への対応実態を調査している。

これら2つの状況調査は、平成14年度以降の学校及び教職員の意識の変化と教育委員会の対応状況の変化を検証し、学校等における児童虐待対応の現状把握と課題を洗い出すことを目的としている。

さらに、アメリカ合衆国シカゴ市とカナダ共和国トロント市を視察し、両市の取組から、上記の課題の解決のための糸口を見出すこととしている。

第2節 国内の取組状況の調査結果

1 「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（平成17年度厚生労働科学研究）の概要

本調査研究会議の才村委員は、平成17年度厚生労働科学研究「子ども家庭総合研究」の一環として、「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」を実施した。この研究は、全国の幼稚園、小学校、中学校、保育所、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に、虐待対応の実態や職員の意識等に関する横断的な調査を実施することにより、関係者の意識や関係機関の対応構造を明らかにし、これらを踏まえた上で、効果的な対応策及び連携方策のあり方に関する各施設向けのガイドラインを策定するものである。

より総合的な実態把握と効果的な提言を行うため、本調査研究会議による調査及び才村委員の調査は一体的に実施した。また、本調査研究会議の玉井座長は平成14年度～平成15年度、「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」（文部科学省科学研究費補助金）において、学校の対応や教育委員会の取組状況などに関する実態調査を実施しているが（以下、「14年度調査」という。）、本調査研究はこれとの比較・分析も行った。以下、才村委員による調査研究の概要である。

（1）研究の方法

本調査研究は、平成16年度から平成18年度までの3ヵ年計画で実施されている。平成16年度の予備調査において質問紙調査の調査項目等を確定し、平成17年度は全国の公立・私立幼稚園、公立小学校、公立中学校を対象に調査を行った（5%無作為抽出）。調査票は、「Ⅰ.基本調査」「Ⅱ.事例調査」「Ⅲ.意識調査（ビネット調査を含む）」からなる。

- ① I.基本調査：学校の属性、虐待事例への遭遇状況等
 - ② II.事例調査：（遭遇事例について）虐待の状況、対応状況、機関連携の状況等
 - ③ III.意識調査：（各職種・職階を対象に）虐待対応の経験の有無、制度の周知状況、機関連携に対する考え方、通告意思に関するビネット調査
- 調査の実施期間は、平成17年6月24日～8月31日である。

調査結果については、単純集計、クロス集計を行うとともに、有意性の検定を行った。平成18年度には、保育所、放課後児童健全育成事業を実施する児童館を対象に同一項目で質問紙調査を行うとともに、各機関向けの対応ガイドラインを策定する予定である。

（2）調査結果の概要と考察

以下は、調査結果（単純集計）の一部である（現在、クロス集計及び有意性の検討を行っているところである）。

- ① 基本調査（回収状況および平成14年4月～平成17年7月における虐待事例遭遇状況）（表1）
- 私立幼稚園の回収率が低いのは、調査票について、公立幼稚園、小・中学校は文部科学省→都道府県教育委員会→市町村教育委員会→各学校という送付ルートを設定したのに対し、私立幼稚園は才村班から直接送付したことから、調査の趣旨等が十分理解されなかったためと考えられる。

表1 回収状況および平成14年4月～平成17年7月における虐待事例遭遇状況

	送付数	回収数 (回収率)	虐待事例遭遇状況			
			あ り		な し	
幼稚園(公立)	282園	238園 (84.4%)	72園 (20.5%)	人数	107人	263園 (74.7%)
幼稚園(私立)	418園	113園 (27.0%)		1園当り	1.7人	
小学校	1158校	1013校 (87.5%)	357校 (35.2%)	人数	668人	614校 (60.6%)
				1校当り	2.0人	
中学校	515校	439校 (85.2%)	121校 (27.6%)	人数	240人	301校 (68.6%)
				1校当り	2.1人	

② 事例調査

ア 主たる虐待の種別

主たる虐待の種別は表2のとおりであるが、全体ではネグレクトが43.9%、身体的虐待が41.9%とほぼ同じ割合となっており、次いで心理的虐待8.6%、性的虐待3.0%となっている。施設種別では、幼稚園における心理的虐待の比率が小中学校に比べ高いこと、公立幼稚園におけるネグレクトの比率が高いこと、中学校における性的虐待の比率が高いことなどが特徴的である。

厚生労働省の「社会福祉行政業務報告」によれば、平成16年度に児童相談所が処理した虐待相談33,408件の内、身体的虐待が44.5%、ネグレクトが36.7%、心理的虐待が15.6%、

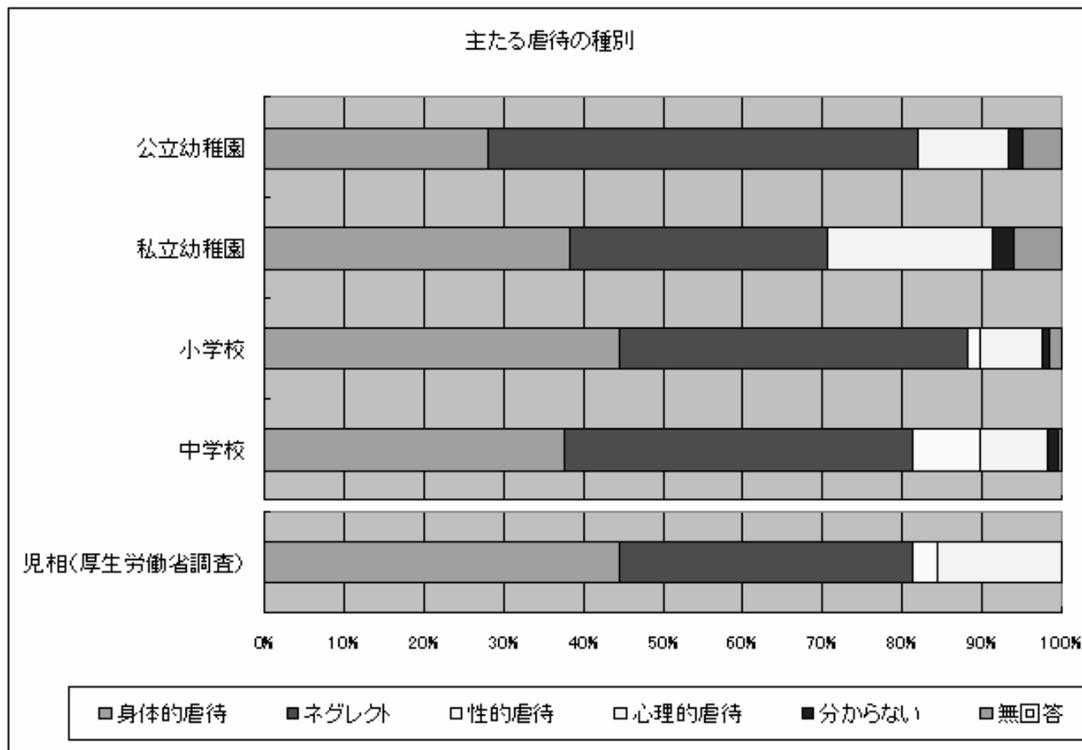
性的虐待が3.1%となっており、これと本調査における幼稚園、小学校、中学校全体を比較すると、ネグレクト、性的虐待については厚生労働省調査より本調査の方がそれぞれ7.2ポイント、0.1ポイント高く、身体的虐待、心理的虐待については厚生労働省調査より本調査の方がそれぞれ、2.6ポイント、7.0ポイント低くなっている。特に、中学校の性的虐待では厚生労働省調査より本調査の方が約2.8倍多くなっている。

児童相談所よりも今回の調査の方がネグレクトの比率が高いのは、ネグレクトはその態様や程度が特に多様であり、ケースによっては学校独自で解決に向けた努力が払われるとともに、児童相談所以外の関係機関と連携する場合も多いからではないかと思われる。心理的虐待について児童相談所の比率が高いのは、児童相談所では虐待以外の様々な相談を受け付けていることから、性格・行動上の相談などにおいて心理的虐待が発覚することが多いからではないかと考えられる。中学校の性的虐待の比率が児童相談所よりもかなり高くなっているが、その要因については今後詳細な分析が必要であろう。

また、14年度調査と比較すると、ネグレクトの比率の上昇が顕著であるが、これは学校においてネグレクトが虐待であるとの認識が定着しつつあることの表れととらえることができよう。

表2 主たる虐待の種別

		総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	分からない	無回答	
幼稚園	公立	件	61	17	33	0	7	1	3
		%	100.0	27.9	54.1	0	11.5	1.6	4.9
	私立	件	34	13	11	0	7	1	2
		%	100.0	38.2	32.4	0	20.6	2.9	5.9
	計	件	95	30	44	0	14	2	5
		%	100.0	31.6	46.3	0.0	14.7	2.1	5.3
小学校	件	640	285	278	12	49	7	9	
	%	100.0	44.5	43.4	1.9	7.7	1.1	1.4	
中学校	件	187	71	83	16	16	02.6	1	
	%	100.0	38.0	44.4	8.6	8.6	0.0	0.5	
合計	件	922	386	405	28	79	9	15	
	%	100.0	41.9	43.9	3.0	8.6	1.0	1.6	
児相(厚生労働省調査)	件	33,408	14,881	12,263	1,048	5,216			
	%	100.0	44.5	36.7	3.1	15.6			



イ 校内（園内）で情報を集約し進行管理した人

虐待対応では、情報を集約し進行管理すること（ケースマネジメント）が特に重要となるが、その担い手は、公立幼稚園では園長が57.4%と過半数を占めているのに対し、私立幼稚園では園長44.1%、教頭（副園長）14.7%、主任14.7%、小学校では校長42.5%、教頭29.4%、担任10.3%、中学校では児童指導主任36.9%、校長26.7%、教頭13.9%などと分散している。公立幼稚園では担任がケースマネジメントを行っているところはなかったが、私立幼稚園では2.9%、小学校では10.3%、中学校では7.0%が、担任がケースマネジメントを行っていた。担任は日常的に子どもの状況等を把握できるが、子どもとの距離感が近いだけに観察や判断において主観的になり易いし、担任に負担がかかりがちである。従って、担任以外の者が客観的立場からケースマネジメントを行うことが求められる。

さらに、学校だけで虐待ケース全体のケースマネジメントを行うことは無論できないが、学校としても虐待への対応の一翼を担う以上、校園内での進行管理は重要であり、これにはリスクアセスメント（リスクの評価）や危機管理、子どもへの関わりなどに関する基本的な視点やスキル（技術）が求められることから、研修の充実が課題となる。

ウ 対応策についての検討・決定方法

「職員会議において対応策を検討または決定した」については、幼稚園が最も多く、公立45.9%、私立64.7%となっているのに対し、小学校では20.5%、中学校では10.2%に止まり、「上司に個別に相談」がそれぞれ50.0%、55.6%となっている。虐待対応では学校全体での取組みが求められることから、職員会議で検討・決定するのが望ましいと考えられ、その旨の周知が必要となろう。

エ 対応策の内容（複数回答）

公立幼稚園では、「担任が経過をみる」（59.0%）、「担任が保護者への指導など中心的な対応を行う」（47.5%）、「担任が園児への指導など中心的な対応を行う」（26.3%）、「担任以外の教職員が保護者への指導中心的な対応を行う」（29.5%）、「担任が園児への指導など中心的な対応を行う」（36.1%）、「担任以外の教職員が保護者への指導など中心的な対応を行う（31.1%）」、「市町村教育委員会に相談（29.5%）」などが多数を占めており、私立幼稚園では、「担任が経過をみる」（55.9%）、「担任が保護者への指導など中心的な対応を行う」（32.4%）、「担任以外の教職員が保護者への指導中心的な対応を行う」（26.5%）、「幼稚園を挙げて経過を見る」（23.5%）などが多くを占めている。

小学校では、担任が経過をみる（62.0%）、担任が児童への指導（45.0%）、児童相談所に相談（36.5%）、担任が保護者への指導（33.6%）、市町村教育委員会に相談（29.8%）などが多く、中学校では、児童相談所に相談（70.6%）、担任が経過をみる（50.3%）、担任が児童への指導（41.2%）、教育委員会に相談（34.8%）などが多くなっている。全体的に担任中心の対応が多く、「学校（園）を挙げて経過を見る」といった回答は、公立幼稚園11.5%、私立幼稚園23.5%、小学校23.3%、中学校21.4%、「学校（園）を挙げて保護者や子どもへの指導など積極的な対応を行う」は、公立幼稚園16.4%、私立幼稚園2.9%、小学校15.9%、中学校14.4%に止まっている。また、「児童相談所に通告する」は小学校57.0%、中学校70.6%と高率であるのに対し、幼稚園では公立、私立ともそれぞれ19.7%、20.6%に止まっている。

学校が遭遇する事例は虐待の疑いから重度の虐待まで様々である。担任が経過を見るケースは虐待の疑いや軽度の虐待であると推測され、このようなケースが多いというのは、それだけ虐待の早期発見がなされているとも考えられるが、虐待の程度や態様と対応策との関連をさらに詳細に分析する必要がある。また、指導は無論のこと経過を観察する場合においても、エでも述べたように、援助に関する基本的な視点と具体的なスキルが必要であり、研修の充実が望まれる。

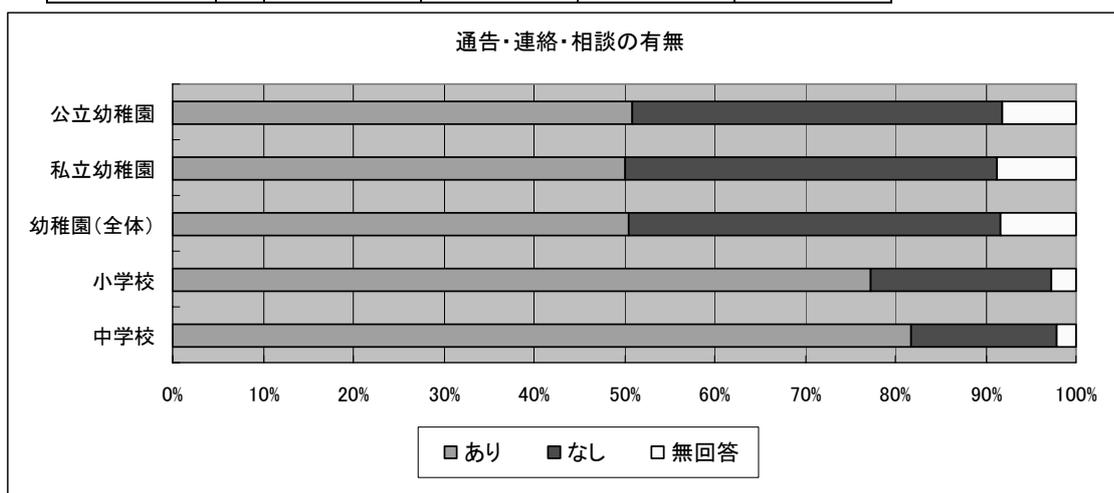
オ 通告・連絡・相談の有無（表3）

児童相談所や福祉事務所等への通告・連絡・相談の状況は表3のとおりである。中学校では81.8%、小学校では77.2%の事例が通告・連絡・相談されていた。14年度調査では、全体の39.6%が校内のみの対応という結果であったが、今回の調査結果は、校内での抱え込みの構造が薄れつつあり、関係機関と積極的に連携していこうという傾向が顕著になっているといえる。

しかし、幼稚園では児童相談所や福祉事務所等に通告・連絡・相談したケースの比率は、公立50.8%、私立50.0%と小中学校に比べ低く、また、虐待が疑われた場合の対応策として「児童相談所に通告する」比率が小学校、中学校に比して低くなっている。しかし、後述の教職員への意識調査では幼稚園の教職員が他の施設種別の教職員に比べて通告制度の周知率が特に低いわけでもない。ただ、カで述べるように、虐待を確信していたケースが幼稚園では少なく、逆に確信をもてなかったケースが他の施設種別に比して多くなっていることが要因になっているとも考えられるが、詳細な検討が必要である。

表3 通告・連絡・相談の有無

			総数	あり	なし	無回答
幼稚園	公立	件	61	31	25	5
		%	100.0	50.8	41.0	8.2
	私立	件	34	17	14	3
		%	100.0	50.0	41.2	8.8
	計	件	95	48	39	8
		%	100.0	50.5	41.1	8.4
小学校	件	640	494	129	17	
	%	100.0	77.2	20.2	2.7	
中学校	件	187	153	30	4	
	%	100.0	81.8	16.0	2.1	
合計	件	922	695	198	29	
	%	100.0	75.4	21.5	3.1	

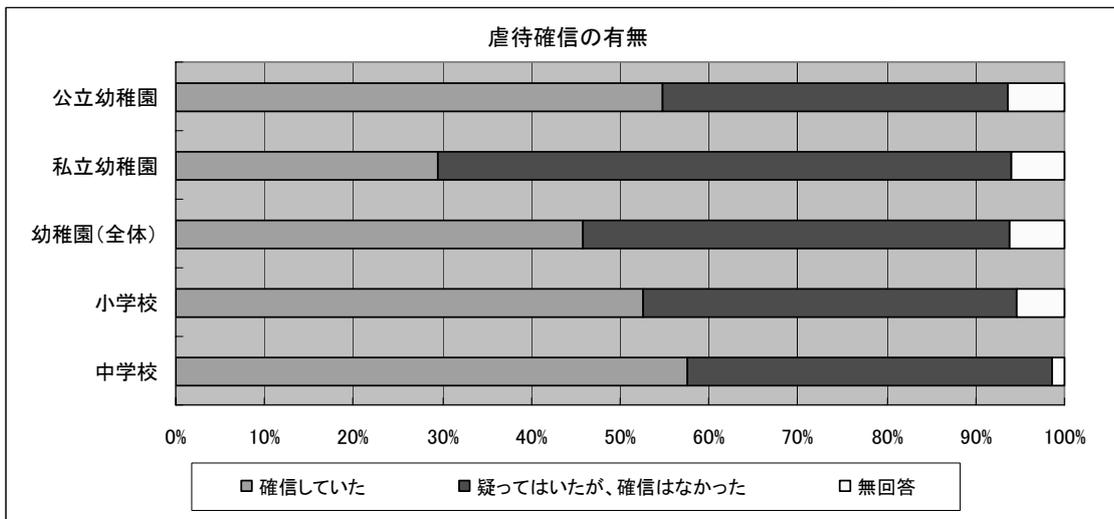


カ 虐待の確信の有無

通告・連絡・相談をした事例について虐待を確信していたかどうかを聞いたが、その結果は表4のとおりである。私立幼稚園において、「確信していた」が少なく、「疑ってはいたが、確信はなかった」が多くなっている。

表4 虐待の確信の有無

		総数	確信していた	疑ってはいたが、確信はなかった	無回答	
幼稚園	公立	件	31	17	12	2
		%	100.0	54.8	38.7	6.5
	私立	件	17	5	11	1
		%	100.0	29.4	64.7	5.9
	計	件	48	22	23	3
		%	100.0	45.8	47.9	6.3
小学校		件	494	260	207	27
		%	100.0	52.6	41.9	5.5
中学校		件	153	88	63	2
		%	100.0	57.5	41.2	1.3
合計		件	695	370	293	32
		%	100.0	53.2	42.2	4.6



キ 通告等に先立った教育委員会との協議

通告・連絡・相談に先立って市町村教育委員会と協議したかどうかについては、「協議した」が公立幼稚園41.9%、私立幼稚園17.6%、小学校47.4%、中学校56.2%と、私立幼稚園を除いて教育委員会と協議したのは全体の5割前後となっている。緊急性を要するケースは別として、教育委員会によるバックアップは重要であり、学校と教育委員会との連携システムの確立が課題であるといえる。

なお、私立幼稚園において教育委員会との事前協議の比率が低いのは、他の施設と異なり、所管が教育委員会ではなく知事部局であるからではないかと考えられる。今回の調査では私立幼稚園と所管部局との協議状況については聞いていないが、所管部局との連携シ

システムの確立は重要な課題といえる。

ク 通告・連絡・相談先との連携

通告・連絡・相談先との連携状況は、「連携した」が公立幼稚園96.8%、私立幼稚園88.2%、小学校96.0%、中学校97.4%で、ほとんどの事例において連携が図られていた。

ケ 通告・連絡・相談をしなかった理由

公立幼稚園では、「園内で対応が可能と判断された」（64.0%）、「虐待の程度が軽いと考えられた」（40.0%）、「虐待であるとの判断に自信が持てなかった」（32.0%）、「家庭のプライバシーを侵害すると考えられた」（24.0%）といった回答が多くなっており、私立幼稚園では、「虐待の程度が軽いと考えられた」（64.3%）、「虐待であるとの判断に自信が持てなかった」（42.9%）、「園内で対応が可能と判断された」（35.7%）、「家庭のプライバシーを侵害すると考えられた」（14.3%）などの回答が多くなっている。小学校では、「校内で対応が可能と判断された」（57.4%）、「虐待の程度が軽いと考えられた」（37.2%）、「虐待であるとの判断に自信が持てなかった」（35.7%）、「家庭のプライバシーを侵害すると考えられた」（10.9%）、中学校では、「校内で対応が可能」（60.0%）、「虐待という自信がなかった」（40.0%）、「虐待の程度が軽い」（36.7%）、「家庭のプライバシーの侵害」（20.0%）、「保護者との関係が険悪になるおそれ」（20.0%）などの順となっている。

児童虐待防止法は、虐待の確証がなくとも通告するよう規定しているが、「虐待の自信がない」ために通告に至らないケースが3割～4割見られる。また、「家庭のプライバシーの侵害」を理由に通告しないケースも1～2割存在する。虐待ケースといっても多様であり、個々のケースを詳細に分析する必要があるが、もし仮に家庭のプライバシーが重視されるあまり、結果的に児童の安全や権利が保障しきれないという事実があるとすれば、問題があると言わざるをえない。

なお、「子どもが嫌がると思われた」という回答が、幼稚園2.6%、小学校7.0%、中学校10.0%と全体に比率は高くないものの、児童の年齢が高くなるほど比率が高くなっている。通告や他の機関との連携は必ずしも子どもの同意を必要条件とするものではないが、通告や他の機関との連携の必要性、その後に生じると思われる展開等について可能な限り子どもにも十分説明し、不安や不信感を募らせることのないように配慮する必要があり、そのためのスキル等に関する研修も必要となろう。

14年度調査においても、通告しなかった理由として、「虐待の確証がない」「子どもや家庭との関係が悪化することを恐れる」という回答が上位を占めている。今後の通告意思を尋ねた今回の調査でも同様の傾向が見られ、確証があれば通告するという構えは教育現場において根強く存在している。これは、「軽率に通告することにより、子どもや家庭に迷惑が及びはしないか」といった教職員の責任感の表れともとらえられなくはないが、虐待は対応が遅れると取り返しのつかない事態を招きかねない。また、学校としての立場で虐待の確証を得ることはほとんど不可能というほかなく、できるだけ早期の段階で専門機関に通告・連絡・相談し、連携を図っていくことが求められる。

③ 意識調査

ア 回答者の職種

回答者の職種は、表5-1、表5-2のとおりである。スクールカウンセラーの回答が少ないのは、調査が夏休み期間に行われたことによるものと考えられる。

表5-1 回答者の職種（幼稚園）

		園長	教頭 (副園長)	主任	常勤教諭	常勤 助教諭	常勤講 師	非常勤 教諭	非常勤 助教諭	非常勤 講師	養護教 諭	その他	無回答	合計
公立	人	171	80	152	472	24	84	23	10	12	15	37	18	1098
	%	15.6	7.3	13.8	43.0	2.2	7.7	2.1	0.9	1.1	1.4	3.4	1.6	100.0
私立	人	41	21	87	356	6	4	12	2	4	2	15	6	556
	%	7.4	3.8	15.6	64.0	1.1	0.7	2.2	0.4	0.7	0.4	2.7	1.1	100.0
計	人	212	101	239	828	30	88	35	12	16	17	52	24	1654
	%	12.8	6.1	14.4	50.1	1.8	5.3	2.1	0.7	1.0	1.0	3.1	1.5	100.0

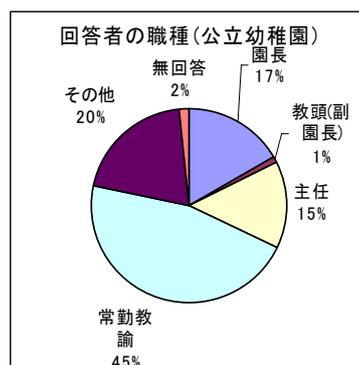
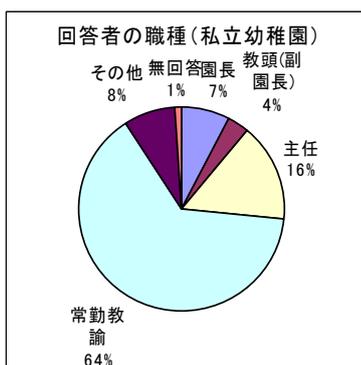
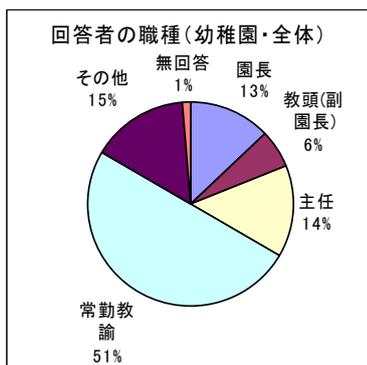
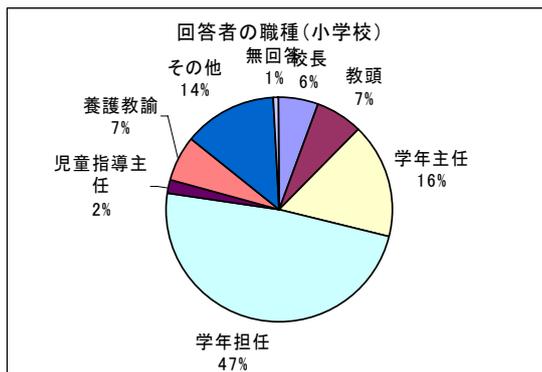
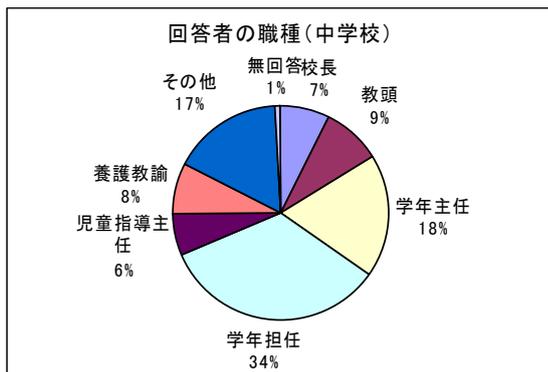


表5-2 回答者の職種（小・中学校）

		校長	教頭	学年主任	学年担任	児童指導主任・生徒指導主事	養護教諭	スクールカウンセラー	その他	無回答	合計
小学校	人	764	857	2081	6189	268	841	8	1727	91	12826
	%	6.0	6.7	16.2	48.3	2.1	6.6	0.1	13.5	0.7	100.0
中学校	人	316	377	775	1424	265	337	52	647	37	4230
	%	7.5	8.9	18.3	33.7	6.3	8.0	1.2	15.3	0.9	100.0



イ 虐待が疑われる事例に関わった経験

虐待が疑われる事例に関わった経験を持つ教職員の割合は、小学校32.1%、中学校32.6%であるのに対し、幼稚園は公立20.3%、私立11.3%と低くなっている。また、無回答は公立幼稚園5.4%、小学校2.7%、中学校3.7%であるのに対し、私立幼稚園は22.5%と多くなっている。

14年度調査では、小中学校の教員で虐待事例に関与した経験があると回答したのは全体の20.1%であったが、今回の調査では小中学校に関してこれを大幅に超えている。これは、虐待そのものの増加に起因すると同時に、学校において虐待を疑う視点が定着しつつあることの表れととらえることができよう。

ウ 通告義務の周知について

児童福祉法及び虐待防止法は、虐待の発見者に通告義務を課しているが、これを「知っていた」と回答した教職員は、公立幼稚園71.8%、私立幼稚園45.7%、小学校66.3%、中学校60.3%、「知らなかった」と回答した教職員は、公立幼稚園22.0%、私立幼稚園30.9%、小学校30.6%、中学校36.4%となっている。

また、虐待防止法は、虐待の確証はなくとも疑いの段階で通告するよう求めているが、これを「知っていた」と回答した教職員は、公立幼稚園63.6%、私立幼稚園45.9%、小学校61.5%、中学校57.3%、「知らなかった」と回答した教職員は、公立幼稚園30.9%、私立幼稚園31.1%、小学校35.5%、中学校39.5%となっている。通告義務の存在そのもの及び疑いの段階で通告しなければならないことを知らない教職員が約3割以上いるが、制度の周知に向けた一層の取組が必要となろう。

エ 今後、虐待を発見した場合に通告するか

「必ず通告する」と回答した教職員は公立幼稚園43.4%、私立幼稚園34.0%、小学校44.5%、中学校46.3%、「場合により通告する」が公立幼稚園53.0%、私立幼稚園57.2%、小学校51.8%、中学校49.1%となっており、「必ず通告する」「場合により通告する」を合わせると、通告に前向きな意見が大半を占めた。

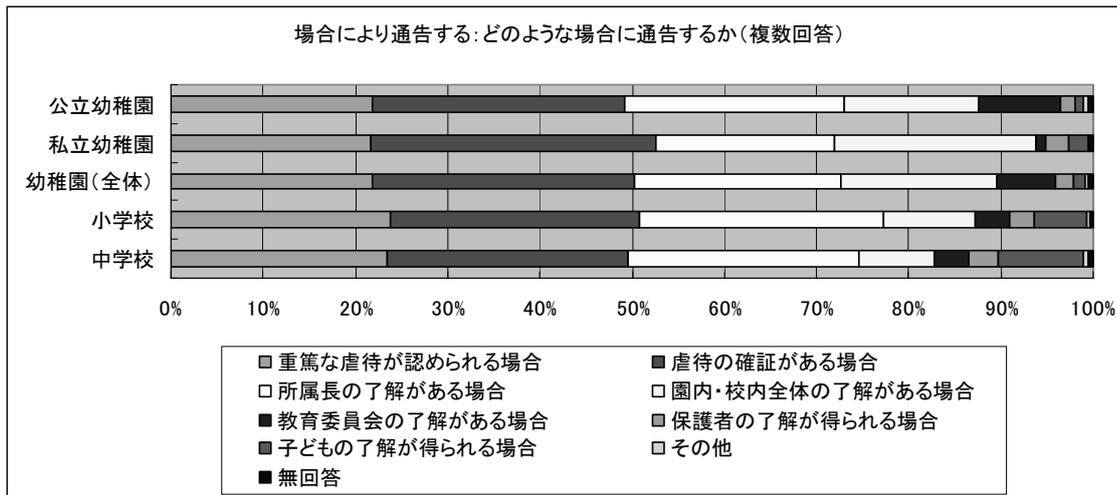
「場合により通告する」と回答した者について、どのような場合に通告するかを尋ねたが、その結果は表6のとおりである。いずれの施設種別についても、「虐待の確証がある場

合」が最多を占めている。虐待防止法は、虐待の確証がなくとも通告するよう規定しているが、虐待の確証のないケースといっても実際には様々なケースがあり、例えば後述のピネット調査のように「親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る」、「罰として子どもの頭をつるつるに剃る」などといったケースは、当該行為が子どもに対してどんなに深刻な影響を及ぼしているかにもよるし、学校の対応で改善される場合もあるので、判断に悩むところであろう。具体的にどのようなケースが通告されず、そのような場合はどのような対応がなされたのかといったことについて更に詳細な検討が必要になる。

なお、所属長や園内・校内全体の理解がある場合に通告するという回答が多くなっているが、理解が得られない場合は通告をしないということになる。虐待事例では組織的対応が重要であり、所属長や組織全体の理解が得られるに超したことはないが、虐待防止法は教職員個人の通告も認めており、理解が得られなくても、必要と認めた場合、個人として通告すべきであろう。ただし、個人として通告する場合、このことが組織に知れはしないかとの不安を持つのは組織に所属する者として当然のことであろうが、虐待防止法は通告者に対する守秘義務を児童相談所等に課している。したがって、個人で通告する場合は、児童相談所等に対しこのような不安を率直に伝え、適切な対応策について話し合うことが重要であり、この旨の周知が望まれる。

表6 場合により通告する：どのような場合に通告するか（複数回答）

		重篤な虐待が認められる場合	虐待の確証がある場合	所属長の理解がある場合	園内・校内全体の理解がある場合	教育委員会の理解がある場合	保護者の理解が得られる場合	子どもの理解が得られる場合	その他	無回答	合計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
幼稚園	公立	352	443	385	233	144	26	16	8	8	582
		% 60.5	% 76.1	% 66.2	% 40.0	% 24.7	% 4.5	% 2.7	% 1.4	% 1.4	
	私立	177	251	159	177	9	21	17		4	318
		% 55.7	% 78.1	% 50.0	% 55.7	% 2.8	% 6.6	% 5.3		% 1.3	
	計	529	694	544	410	153	47	33	8	12	900
		% 58.8	% 77.1	% 60.4	% 45.6	% 17.0	% 5.2	% 3.7	% 0.9	% 1.3	
小学校	4306	4893	4794	1805	658	489	1034	61	60	6638	
	% 64.9	% 73.7	% 72.2	% 27.2	% 9.9	% 7.4	% 15.6	% 0.9	% 0.9		
中学校	1328	1485	1422	457	215	181	526	30	27	2078	
	% 63.9	% 71.5	% 68.4	% 22.0	% 10.3	% 8.7	% 25.3	% 1.4	% 1.3		



オ 市町村虐待防止ネットワークの存在の周知

学校(園)が所在する市町村に虐待防止ネットワークが存在するかどうかを尋ねたが、「存在する」と答えた教職員は、公立幼稚園39.3%、私立幼稚園29.3%、小学校26.5%、「存在しない」と答えた教職員は、公立幼稚園5.3%、私立幼稚園2.0%、小学校3.9%、中学校5.2%、「わからない」は公立幼稚園51.0%、私立幼稚園60.8%、小学校67.9%、中学校70.0%となっており、虐待防止ネットワークの存在を知らない教職員がいずれの施設種別についても過半数を占めている。周知に向けた取組が必要である。

カ 児童虐待について教育行政に望むもの

児童虐待について教育行政に望むものは、表7のとおりである。全体的には、虐待対応についての相談できる専門機関の整備、児童虐待についての研修充実、スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣、被虐待児童救済のためのサポートチーム作り、児童虐待に対応する教員の加配といった回答が多くなっている(表7)。

キ ビネット調査

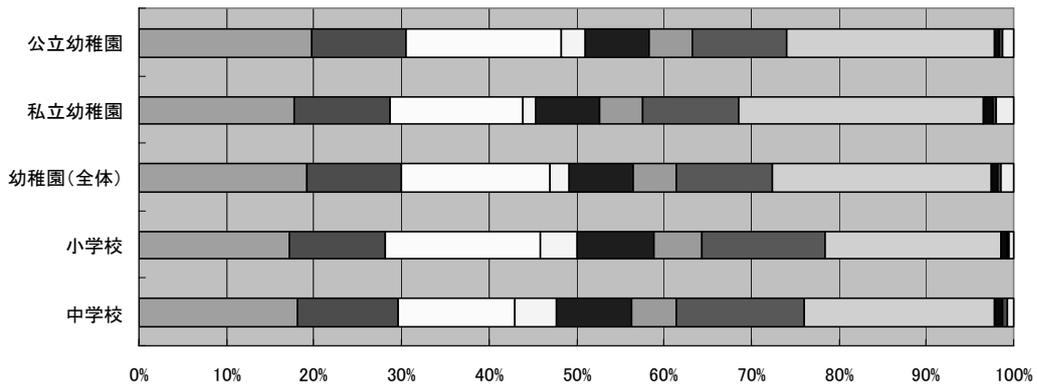
虐待に関する具体的な行為に関し、通告する必要があるかどうかを尋ねるビネット調査(短い事例文に対する回答を得て調査する方法)を実施したが(39問)、一部を抜粋したのが、表8~表12である。幼稚園は公立、私立間でほぼ同じ傾向が認められたため、一括して集計している。「パチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく」「親が遊んでいて家に帰らず、食事を作らない」といったネグレクトや、「子どもの話しかけを一切無視して答えない」「罰として子どもの頭をつるつるに剃る」といった心理的虐待は、「明らかに必要がある」「たぶん必要がある」を合わせて過半数を占めており、ネグレクトや心理的虐待に対する理解が進んでいることを示していると考えられる。

表7 児童虐待について教育行政に望むもの（複数回答）

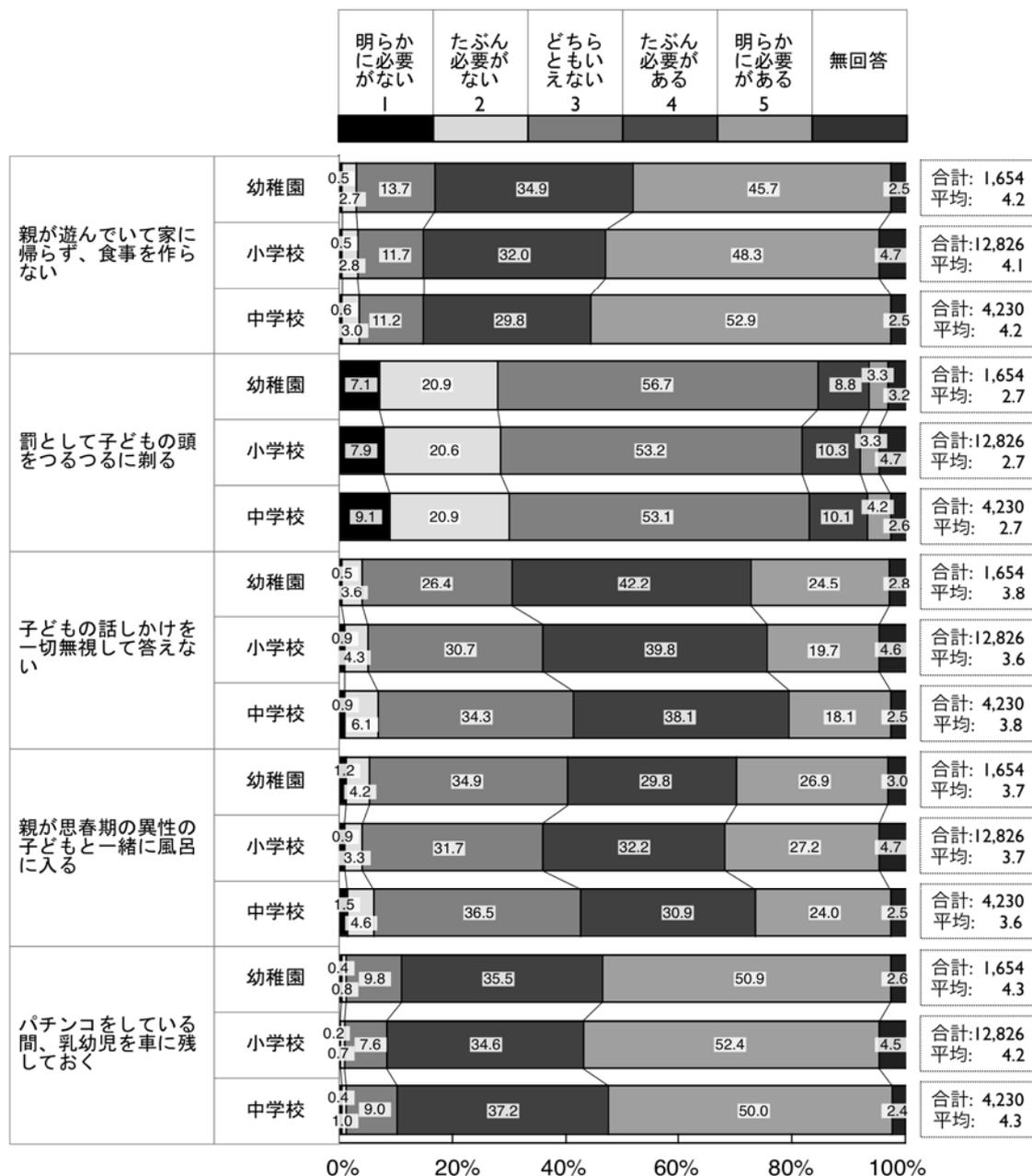
		児童虐待についての研修充実	児童虐待に対応する教員の加配	スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣	児童虐待対応のための園・校内の役割分担のシステム化	誤った通告をしても法的責任等がないことを周知徹底すること	園・校内のチームワーク形成に向けた管理職の指導力向上	
幼稚園	公立	人	549	294	495	73	202	138
		%	50.0	26.8	45.1	6.6	18.4	12.6
	私立	人	221	136	186	20	91	59
		%	39.7	24.5	33.5	3.6	16.4	10.6
	計	人	770	430	681	93	293	197
		%	46.6	26.0	41.2	5.6	17.7	11.9
小学校	人	5883	3716	6102	1400	3033	1867	
	%	45.9	29.0	47.6	10.9	2.6	14.6	
中学校	人	1945	1256	1424	511	924	561	
	%	46.0	29.7	33.7	12.1	21.8	13.3	

		被虐待児童救済のためのサポートチーム作り	虐待対応についての相談できる専門機関の整備	その他	特にない	無回答	合計	
幼稚園	公立	人	299	659	14	11	35	1098
		%	27.2	60.0	1.3	1.0	3.2	
	私立	人	137	347	14	4	25	556
		%	24.6	62.4	2.5	0.7	4.5	
	計	人	436	1006	28	15	60	1654
		%	26.4	60.8	1.9	0.9	3.6	
小学校	人	4770	6901	218	89	186	12826	
	%	37.2	53.8	1.7	0.7	1.5		
中学校	人	1576	2347	97	55	81	4230	
	%	37.3	55.5	2.3	1.3	1.9		

児童虐待について教育行政に望むもの



- 児童虐待についての研修充実
- スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣
- 誤った通告をしても法的責任等がないことを周知徹底すること
- 被虐待児童救済のためのサポートチーム作り
- その他
- 無回答
- 児童虐待に対応する教員の加配
- 児童虐待対応のための園・校内の役割分担のシステム化
- 園・校内のチームワーク形成に向けた管理職の指導力向上
- 虐待対応についての相談できる専門機関の整備
- 特になし



(3) まとめ

本調査研究は3ヵ年事業の2年目である。最終年度である平成18年度には保育所、放課後児童健全育成事業を実施している児童館を対象に調査を実施するとともに、今年度調査を実施した幼稚園、小学校、中学校を含め、それぞれの対応構造や教職員の意識構造を比較・分析し、それぞれの施設種別に応じた対応ガイドラインを作成する予定である。したがって、平成17年度の研究では、調査結果の簡単な分析に止まっていることをお断りしておきたい。

今回の調査結果を要約すれば次のとおりである。

- ① 虐待種別について厚生労働省の児童相談所統計と今回の調査結果を比較すると、幼稚園、小学校、中学校全体ではネグレクトの比率が児童相談所統計より高く、心理的虐待

の比率が低いこと、また、中学校における性的虐待の比率が児童相談所統計に比して顕著に高いこと、などがある。

児童相談所の統計より今回の調査においてネグレクトの比率が高いのは、ネグレクトは態様や程度が特に多様であり、ケースによっては学校独自で取り組んでいるか、児童相談所以外の関係機関と連携していることがその要因と考えられること、心理的虐待の比率が児童相談所統計において高いのは、児童相談所が虐待以外の他の相談種別で受理したケースで、その後虐待の事実が判明するケースが多いことがその要因として考えられること、児童相談所統計に比して中学校における性的虐待の比率が顕著に高い要因については今後詳細な分析が必要なこと、などが考えられる。

14年度調査に比して、全般にネグレクトの比率の上昇が顕著であるが、これは学校において「ネグレクトが虐待である」との認識が定着しつつあることの表れととらえることができる。

- ② 情報を集約し進行管理する職種は多様であり、担任がこれを行っている場合も見受けられるが、客観性の確保という観点から担任以外の者がこれを行うことが望ましいと考えられる。また、校内での進行管理にはリスクアセスメントや危機管理、子どもへの関わりなどに関する基本的な視点やスキルが求められることから、研修の充実が課題となる。
- ③ 14年度調査に比して、児童相談所や福祉事務所等に通告・連絡・相談するケースが大幅に増加しており、関係機関と積極的に連携していこうという傾向が顕著になっていると考えられる。
- ④ 私立幼稚園を除いて教育委員会と協議したのは全体の5割前後となっており、学校と教育委員会との連携システムの確立が課題であること。
- ⑤ 施設種別を問わず、殆どの事例において通告・連絡・相談先との連携が図られている。
- ⑥ 「虐待であるとの判断に自信がない」「家庭のプライバシーを侵害すると考えられた」「子どもが嫌がると思われた」を理由に通告しないケースも見られ、14年度調査と同じ傾向が伺える。これは、「軽率に通告することにより、子どもや家庭に迷惑が及びはしないか」といった教職員の責任感の表れともとらえられなくはないが、児童虐待防止法は虐待の疑いでも通告するよう規定していること、虐待は対応が遅れると取り返しのつかない事態を招きかねないことなどを考慮すると、早期の段階で専門機関に通告・連絡・相談し、連携を図っていく必要があると考えられる。
また、「子どもが嫌がると思われた」との回答が、児童の年齢が高くなるほど多くなっているが、通告や他の機関との連携の必要性などについて当該児童に十分説明するなど、児童が不安や不信感を抱くことのないように配慮する必要があり、そのためのスキル等に関する研修が必要と考えられる。

- ⑦ 虐待が疑われる事例に関わった経験を持つ教職員の割合は、14年度調査に比して大幅に増えている。これは、虐待そのものの増加に起因すると同時に、学校において虐待を疑う視点が定着しつつあることの表れととらえることができる。
- ⑧ 通告義務について「知らない」と回答した教職員が2～3割、疑いの段階での通告義務について「知らない」と回答した教職員が3～4割存することから、制度の周知に向けた一層の取組が必要である。
- ⑨ 今後、虐待を発見した場合に「必ず通告する」「場合により通告する」といった前向きな回答が大半を占めている。なお、所属長や園内・校内全体の了解がある場合に通告するという回答も見られたが、児童虐待防止法は教職員個人の通告も認めていることから、必要と認めた場合、個人として通告することが望まれる。ただし、個人として通告する場合、安心して通告できるようなシステム、工夫が必要である。
- ⑩ 学校が所在する市町村に虐待防止ネットワークが存在することを「知らない」と回答した教職員が過半数を占めていることから、周知に向けた取組が必要である。
- ⑪ 教育行政に望むものとして、虐待対応についての相談できる専門機関の整備、児童虐待についての研修充実、スクールカウンセラー等専門家の配置や派遣、被虐待児童救済のためのサポートチーム作り、児童虐待に対応する教員の加配といった回答が多い。
- ⑫ ビネット調査では、身体的虐待や性的虐待のみならず、ネグレクトや心理的虐待に対する理解も進んでいることが明らかになった。

2 教育委員会における取組状況調査

(1) 調査の目的

児童虐待をめぐる教育委員会の対応の実態については、平成14年度に一度、全国調査がなされている(文部科学省科学研究費特別研究促進費研究班報告書、以下14年度調査と言う)。調査の実施後、児童虐待防止法や児童福祉法の改正が行われ、虐待対応の社会的な枠組みそのものが変化してきている。また、「平成の大合併」による市町村合併の進展に伴い、行政の枠組みもまた大きく変化していると考えられる。

そこで、この数年の、教育行政における児童虐待対応の実態がどのように変化してきているのかを確認する目的で、再び全国の都道府県・政令市教育委員会ならびに市町村教育委員会を対象に、児童虐待への対応実態を調査することにした。

(2) 調査の対象、方法及び内容

①調査の対象

全国の都道府県・政令市教育委員会及び市町村教育委員会

②調査の方法及び内容

巻末資料に示す調査票を郵送にて配布し、郵送にて回収した。

(調査時期：平成17年6月～8月)

(3) 都道府県・政令市教育委員会及び市町村教育委員会の対応状況

①回収数 都道府県教育委員会47 政令市教育委員会11 計58

市町村教育委員会(特別区を含む。以下同じ) 2016

回答のあった市町村教育委員会が管下に置く学校数は小学校が18,651校、中学校が8,862校である。児童生徒数は小学校児童が5,594,713名、中学校生徒が2,688,898名である。

②質問項目ごとの単純集計結果を、調査目的に照らし、14年度調査で比較可能な項目の結果と比較しながら述べる。都道府県・政令市教育委員会と市町村教育委員会に共通する質問項目については、両者の比較結果も示す。

(4) 調査結果

ア 市町村教育委員会の各種ネットワークへの参加状況

文部科学省の推進する行動連携のための中学校区内ネットワークのモデル事業を実施している市町村は165箇所(8.2%)である。市町村虐待防止ネットワークが設置されているのは874箇所(43.4%)である。

虐待防止ネットワークへの教育委員会ごとの参加状況

	n(該当教委数)	%
教育委員会として代表者会議に参加	626	71.6
教育委員会として実務者会議等に参加	549	62.8

教育委員会として個別ケース会議に参加	527	60.3
現場職員が個別ケース会議に参加	451	51.6
スクールカウンセラーが会議に参加	123	14.1
スクールカウンセラーの代表が会議に参加	24	2.7
その他	45	5.1
不明	6	0.7
非該当	1142	
全体	874	100.0

虐待防止ネットワークが設置されていない市町村における、虐待事例の検討会への教育委員会の参加状況

参加の有無	n (該当教委数)	%
あった	278	24.4
なかった	833	73.1
不明	28	2.5
非該当	877	
全体	1139	100.0

検討会への参加回数は平均で3.28回であるが、最も参加回数が多かった教育委員会では年間109回参加している例も見られた。

これらの結果から、ネットワークが構築されている場合には、教育委員会は代表者・実務者・個別ケース会議のどの水準においても6割以上の参加率を示しているのに対して、ネットワークがない場合には具体的なケース対応の場に教育委員会が参加する比率は4分の1程度である。

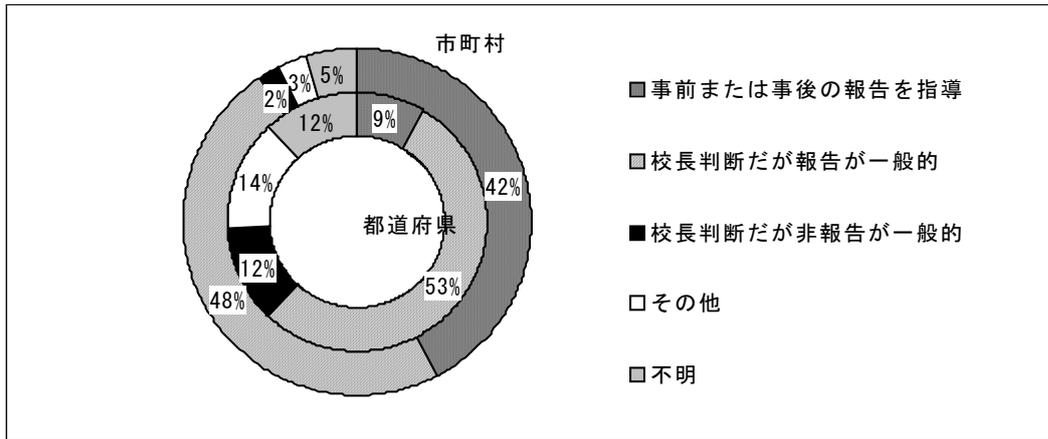
イ 昨年度（平成16年度）の通告件数と教育委員会への報告状況

昨年度中に学校現場からなされた通告の件数は、小学校が2,502件（平均1.45件）、中学校が979件（平均0.6件）、高等学校が76件（平均1.81件）、特殊教育諸学校が14件（平均0.35件）であった。

14年度調査では、小学校に比べて中学校教員の虐待への感度が低くなる傾向が指摘されたが、子どもが中学校の年齢に達すると、被虐待の影響は非行系の現れをしていくことが多く、どうしても対応は表面的な生徒指導に傾きがちで、背後にある虐待の問題への感度が低下してしまうものと考えられる。

学校現場が虐待通告をした場合の教育委員会への報告の状況

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
事前または事後の報告を指導	5	8.6	856	42.5
校長判断だが報告が一般的	31	53.4	969	48.1
校長判断だが非報告が一般的	7	12.1	37	1.8
その他	8	13.8	60	3
不明	7	12.1	94	4.7
全体	58	100	2016	100



報告の徹底に関しては市町村の方が都道府県・政令市よりも格段に進んでいると言える。現在の家庭・児童相談は一次機能を市町村に課しているため、これは当然の状況かもしれない。今後、都道府県・政令市におけるさらなる指導を求めたい。

ウ 関係機関との連携強化の実態

PTA等の関係機関との連携強化を図っているかどうか、さらに、強化を図った相手先機関の内訳に関する問に対する回答は以下の通りである。

関係機関との連携の強化

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
はい	49	84.5	730	64.1
いいえ	8	13.8	388	34.1
不明	1	1.7	21	1.8
非該当	0	0	877	77
全体	58	100	1139	100

連携強化への取組は都道府県・政令市の方が市町村よりも積極的である。これはおそらく、教育行政における虐待対応がまだ始まったばかりのことであり、啓発や連携強化のための取組なども、当座は都道府県・政令市レベルで始めようとする構えが強いと想定されること、並びに、福祉や警察等の関係機関が比較的都道府県・政令市レベルの機関であることが多いことなどが要因として考えられる。しかしながら、今後学校における対応力が実践的に問われてくれば、当然市町村教育委員会の主導的な取組がさらに要求されてくることになると思われる。

連携強化を図った相手先機関の内訳

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
児童相談所	48	98	444	60.8
福祉事務所	21	42.9	313	42.9
保健所	19	38.8	120	16.4
市町村保健センター	18	36.7	323	44.2

民生委員・児童委員	26	53.1	598	81.9
児童養護施設	12	24.5	43	5.9
情緒障害児短期治療施設	3	6.1	1	0.1
自立支援施設	15	30.6	23	3.2
警察	40	81.6	255	34.9
NPO 法人	10	20.4	6	0.8
その他	22	44.9	128	17.5
不明	0		2	
非該当	9		1286	
全体	49		730	

*複数回答のため各選択肢の回答比率の合計は100にはならない

連携強化の相手機関として、都道府県・政令市の場合には児童相談所が98%という高率で挙げられている。これは虐待対応の社会的システムを考えれば当然のことである。ついで、警察という回答が8割を超える。以下、民生委員・児童委員、福祉事務所、保健所、市町村保健センターがいずれも全体の三分の一以上の比率で選ばれている。対して市町村では、児童相談所という回答は確かに高いが60.8%にとどまっている。圧倒的に高いのは民生委員・児童委員という回答の81.9%であり、以下、福祉事務所と市町村保健センターが多く、都道府県・政令市で高い比率を示していた警察という回答は全体の三分の一にとどまる。連携強化の相手機関については、市町村教育委員会の場合には事例の発見や日常的な対応に軸足が置かれるため、より地域に身近な機関との連携が模索されるのに対して、都道府県・政令市ではより包括的な対応環境整備を求められるため、市町村に比べて多様な機関とまんべんなく連携するシステムの構築を目的としている様子が窺える。また、市町村教育委員会が連携強化を図ろうとする傾向の強い機関は児童相談所を除いていずれも市町村機関であり、機関連携はやはり設置者が同じ機関同士から始められている様子が示されているものと思われる。

エ 児童虐待防止法改正に伴う法の趣旨徹底や取組の変化

児童虐待防止法の改正によって、各種の義務が教職員個人のみならず学校組織に課せられたり、適切な教育環境の確保や研修の義務が教育委員会に課せられている。こうした状況の変化に基づき、教育委員会が学校並びに教職員個人に対してどのような趣旨徹底を行っているかの実態を以下に示す。

学校に対する趣旨徹底	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
した	56	96.6	1735	86.1
しない	2	3.4	251	12.5
不明	0	0	30	1.5
全体	58	100	2016	100

教職員に対する趣旨徹底	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
した	49	84.5	1365	67.7
しない	6	10.3	583	28.9

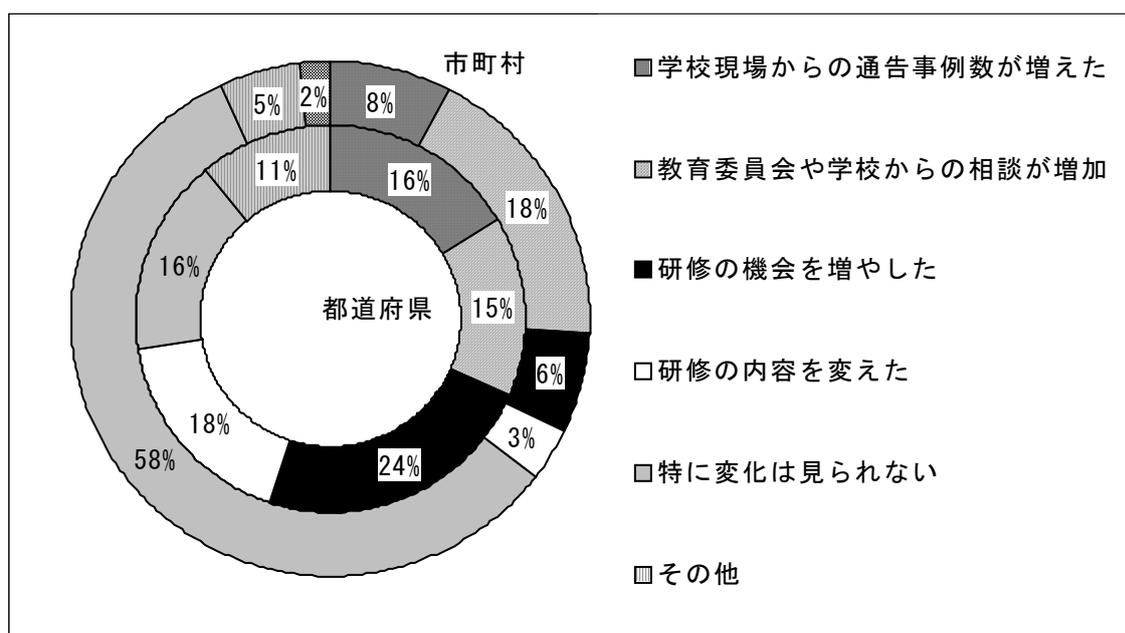
不明	3	5.2	68	3.4
全体	58	100	2016	100

趣旨徹底を教職員個人レベルで実施している比率は、学校単位の周知に比べて低下するものの、市町村で6割、都道府県・政令市では8割を超えている。ちなみに、14年度調査においては、学校単位の周知活動は市町村で75%、都道府県・政令市で98%であった。また、教職員レベルへの周知活動は、市町村が84%、都道府県が86%であった。今回の防止法の改正趣旨には学校現場の対応にとって重要な内容が含まれていることを考えると、今回調査の周知徹底率は低いと評価すべきではないかと思われる。児童虐待防止法は、教育行政に限らず、虐待対応の基本的な枠組みになる法規であり、常に確認され、周知され続けなければならない性質のものである。今回の改正によって学校や教育行政がどのように位置づけられたのかという点の徹底した啓発も必要であろうし、「去年したから」というような姿勢がもしも教育行政の現場にあるとしたら、強く問題視されなければならない。

では、法改正によって、実際にどのような取組の変化が生じたのかを尋ねたのが以下の結果である。

法改正による取組の変化

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
学校現場からの通告事例数が増えた	13	22.4	167	8.3
教育委員会や学校からの相談が増加	12	20.7	406	20.1
研修の機会を増やした	19	32.8	139	6.9
研修の内容を変えた	14	24.1	73	3.6
特に変化は見られない	13	22.4	1278	63.4
その他	9	15.5	111	5.5
不明	0	0	42	2.1
全体	58	100	2016	100



グラフに記載されているパーセンテージの値が表中の値と一致しないのは、複数回答の

処理に当たり、表中では都道府県・政令市および市町村の数を全体として、各回答数の比率を算出しているのに対し、グラフでは全回答数を母数として比率を算出しているためである。ちなみに回答数総計は都道府県・政令市で80、市町村で2216となる。

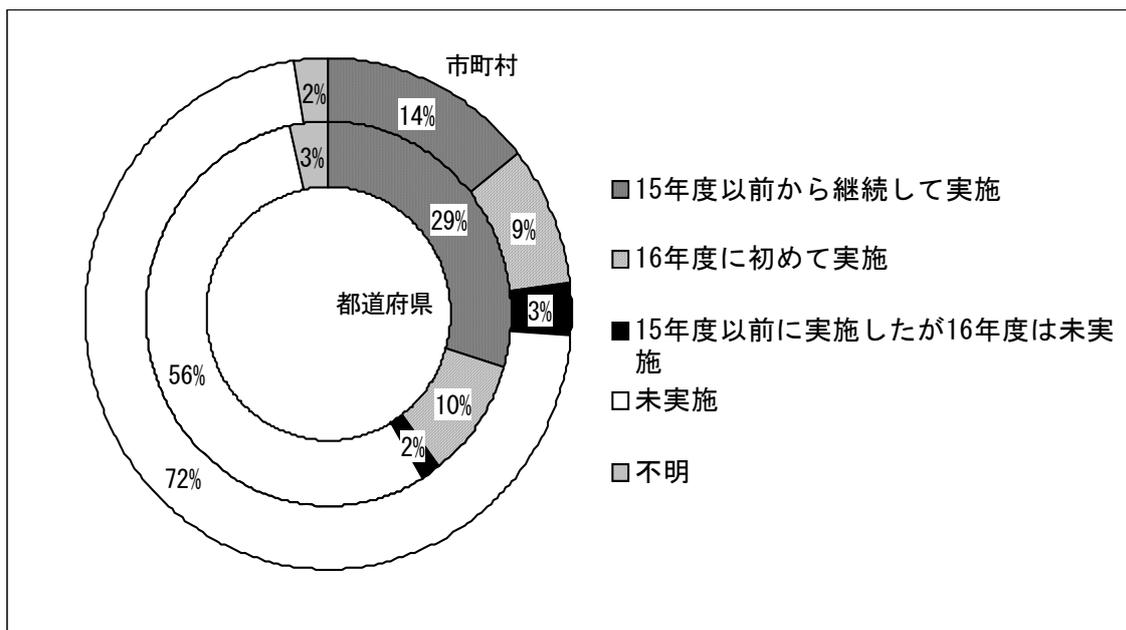
都道府県・政令市教育委員会が研修の回数や内容を変える対応をしているのに比べ、市町村教育委員会では現場からの相談の増加が目立つ。市町村の「特に変化は見られない」という回答の多さが何を意味しているのか（対応の立ち遅れなのか、現場に近いだけに実態にさほど変化がないということなのか）、この結果からだけでは判断ができない。ただ、この質問に関しても、前問の連携強化の取り組みと同様、都道府県・政令市レベルでは比較的まぶれない変化を感じている傾向が見られる。こうした傾向から考えれば、都道府県教育委員会と市町村教育委員会はそれぞれが管轄する学校があり、それぞれの管轄学校に対する指導をしていくことはもちろんであるが、都道府県教育委員会にはそれ以外にも啓発や連携強化のための全般的で、市町村較差を平準化するような機能も求められてくるのではないかとと思われる。

オ 虐待防止に向けた広報活動や指導資料等の作成等について

まず、広報誌等に虐待防止に向けた内容の啓発を行ったかどうかについては以下の通りである。

児童虐待防止に向けた内容の啓発の有無

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
15年度以前から継続して実施	17	29.3	283	14
16年度に初めて実施	6	10.3	180	8.9
15年度以前に実施したが16年度は未実施	1	1.7	67	3.3
未実施	32	55.2	1440	71.4
不明	2	3.4	46	2.3
全体	58	100	2016	100



14年度調査では、未実施回答が都道府県・政令市、市町村ともに6割強を占めていた。今回の調査結果では、15年度または16年度に実施したとする回答が都道府県では4割超、市町村でも4分の1を超えているものの、その一方で、「未実施」とする市町村は7割を超えていて、やや解釈に窮する。ただ、少なくとも都道府県・政令市レベルでは、広報活動は若干の進展を見せていることがわかる。

次に、教職員に向けた指導資料等の作成、配布等に関する実態についてを以下に示す。まず、資料の作成状況と、作成している場合の主管部局については

教職員用指導資料等の作成・配布

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
15年度以前に作成	14	24.1	52	2.6
16年度に防止法改正を踏まえて作成	20	34.5	59	2.9
防止法改正後に以前のを改訂	5	8.6	13	0.6
作成していない	18	31	1877	93.1
不明	1	1.7	15	0.7
全体	58	100	2016	100

圧倒的に都道府県・政令市レベルの作成が多いという状況は14年度調査と同様である。ちなみに、14年度調査では都道府県・政令市のちょうど60%が作成していると回答しており、児童虐待防止法改正などの動きを受けて、指導資料の作成作業はさらに進んでいるようである。くり返しになるが、指導資料の作成といった網羅的な業務は都道府県レベルで作業が進められていく方が現実的なのであろうと思われる。作成部局は以下の通りである。

指導資料等の作成担当部局

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
教育委員会	23	59	50	40.3
知事部局	11	28.2	39	31.5
教育委員会と知事部局が合同	5	12.8	16	12.9
検討委員会	1	2.6	4	3.2
外部機関	1	2.6	9	7.3
その他	1	2.6	9	7.3
不明	0	0	2	0.1
非該当	19		1892	
全体	39		124	

*複数回答のため各選択肢の回答比率の合計は100にはならない

市町村が作成しているという例は全体からすれば少なかったものの、作成している場合の担当部局が市町村と都道府県・政令市で特に異なる傾向を示すということはない。教育委員会が主導しているが、知事部局の参加する場合も多く、虐待対応については教育行政だけではなかなかノウハウの蓄積に乏しい現実が窺える。

こうした指導資料が実際に活用されていくための仕掛けになる活動が重要になる。

周知に向けた活動の内訳

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
冊子にして各学校に配布	27	69.2	86	69.4
ホームページ上に掲載	7	17.9	6	4.8
会議において周知	11	28.2	58	46.8
研修会の場で周知	23	59	48	38.7
その他	2	5.1	4	3.2
不明	2		0	
非該当	19		1892	
全体	39		124	

どちらにおいても冊子として配布する形が標準になっているようである。ただし、冊子の活用度の低さは14年度の調査においても歴然としていたことであり、さらなる周知活動が必要である。この点で、都道府県・政令市ではホームページでの広報や研修の場での周知が多く、市町村では会議の場での周知が多い。後述の通り、現時点では虐待に関する研修の多くは都道府県・政令市レベルが開催していることが多く、そのような実態をあらわす分布であると思われる。また、市町村教育委員会では、小回りが利くという利点を活かして会議の場での周知を心がけている様子が窺われる。

カ 虐待防止・虐待対応に関する研修について

研修の実施の有無については以下の通りである。

研修の実施の有無

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
いる	33	56.9	229	11.4
いない	25	43.1	1660	82.3
不明	0	0	127	6.3
全体	58	100	2016	100

啓発活動、連携強化の取組、指導資料の作成といった設問に関するこれまでの結果とも共通していて、研修の取組は都道府県・政令市において進められている実態が示されている。14年度調査では「実施している」という回答が都道府県・政令市で41%、市町村では9%であった。都道府県・政令市を中心にしてではあるが、市町村においても、徐々に研修を具体化している様子が窺える。

研修の実施主体を以下に示す。

研修の実施主体

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
教育委員会	29	87.9	133	58.1
知事部局	6	18.2	39	17
教育委員会と知事部局が合同	6	18.2	19	8.3
外部機関	1	3	16	7
その他	0	0	26	11.4
不明	0	0	5	2.2
非該当	25		1787	
全体	33		229	

*複数回答のため各選択肢の回答比率の合計は100にはならない

指導資料の作成担当部局についての設問と同じ選択肢であるが、研修の実施主体となるとより教育委員会が主導的になっている。特に都道府県・政令市では指導資料の周知活動も研修の場を活用している傾向が強いので、研修と指導資料が連結されて活用されていることも考えられる。これに対して、市町村における「その他」の回答の多さが興味深い。市町村はより対応現場に近いという考え方もできるため、研修を教育行政にのみ依存する傾向が少ないという可能性も考えられるからである。これは、今後、必要とされてくるであろう、福祉機関（児童福祉施設、子ども家庭支援センター等）との連携についての研修を考えれば、様々な可能性を見出すことのできる動きであるとも考えられる。

研修会の実施回数、参加者、研修内容について以下に示す。

研修会の実施回数

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
年に1回	8	24.2	96	41.9
年に2回	4	12.1	34	14.8
それ以上	12	36.4	18	7.9
不定期	8	24.2	70	30.6

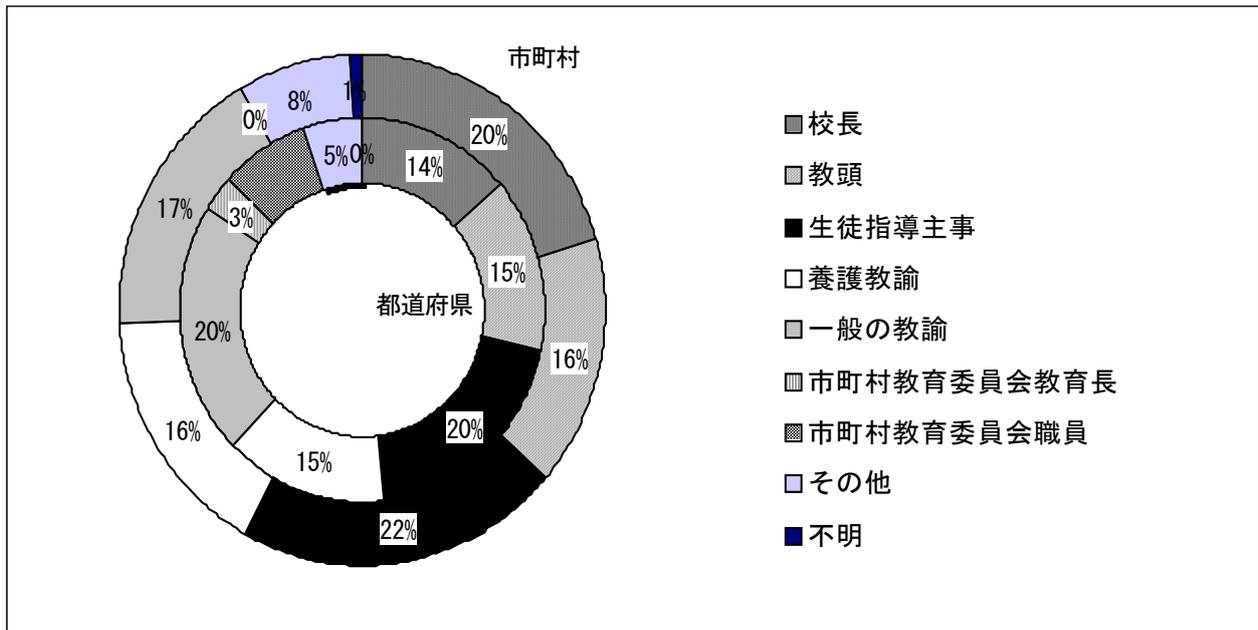
その他	0	0	5	2.2
不明	1	3	6	2.6
非該当	25		1787	
全体	33	100	229	100

実施回数に関しては、都道府県・政令市の方が密度の濃い日程を組んでいるようだが、都道府県レベルになれば研修内容が画一化することも当然考えられる。どのような内容の研修が組まれているのかが問題になる。

研修の対象者については以下の通りである。

研修の対象者

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	n	%
校長	18	54.5	143	62.4
教頭	19	57.6	112	48.9
生徒指導主事	26	78.8	150	65.5
養護教諭	19	57.6	114	49.8
一般の教諭	28	84.8	121	52.8
市町村教育委員会教育長	4	12.1	0	0
市町村教育委員会職員	10	30.3	0	0
その他	7	21.2	53	23.1
不明	0	0	6	2.6
非該当	25		1787	
全体	33		229	



このグラフにおいても、表中のパーセンテージとグラフのパーセンテージは一致しないが、理由は前述の通りである。研修の対象者には、都道府県・政令市と市町村で大差はない。

次に示すのは研修の内容である。

研修の内容

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	N	%
児童虐待防止法等の法律的内容	28	84.8	131	57.2
関係機関との連携の在り方	30	90.9	182	79.5
被虐待児童生徒への配慮事項や指導上の配慮	29	87.9	167	72.9
校内における教育研修の在り方	10	30.3	36	15.7
市町村教育委員会における教育研修の在り方	2	6.1		0
その他	2	6.1	12	5.2
不明	0	0	10	4.4
非該当	25		1787	
全体	33		229	

研修内容についても大差はみられないが、都道府県・政令市のレベルでは、法の趣旨等も含めて全般的な研修を企画している様子が窺える。対して市町村では関係機関との連携の取り方や具体的な事例への対応法など、即応性を求められる課題に対応しようとしている傾向が窺える。

キ 虐待を背景要因とする生徒指導上の諸課題についての認識

岸和田における児童虐待事件の教訓は、あらゆる生徒指導上の課題の背景には虐待が潜んでいる可能性が疑われるべきであることを示唆している。従来、非行に比べて虐待との

関連は薄いと考えられていた不登校についても同様である（国立教育政策研究所 平成16年度生徒指導資料集）。また、厚生労働省研究班（犬塚峰子代表）が児童相談所の扱った非行ケースの背景を調査した結果では、その30%において被虐待の生育歴を持っていると指摘している。こうした見地から、不登校、非行の背景に虐待が疑われるケースを教育委員会がどの程度把握しているかについて質問している。

その結果、不登校については市町村教育委員会で991例、都道府県・政令市教育委員会で149例という数が報告された。14年度調査ではそれぞれ390例、76例であったことと比較すれば件数が増加しているが、あるいはこの問題に関する教育現場・教育行政の関心が高まったために報告が増えたとも考えられる。非行については市町村教育委員会で529例、都道府県・政令市教育委員会で94例であった。参考までに、平成16年度版の「生徒指導上の諸課題の現状と課題」では、学校内外での暴力行為を起こした児童生徒は小学校から高等学校までで38,990名であり、中学3年生ではその33.4%を占めると報告されている。児童相談所が扱う非行ケースと学校現場での暴力行為とはもちろん直結するものではないが、敢えて先述の「非行ケースの30%」という数値に乱暴を承知で当てはめれば、暴力行為を起こした児童生徒のうち11,697名が虐待を受けていたことになる。平成14年度調査では、特に非行の場合、子どもの学年が上がるに連れて、子どもの示す逸脱行動そのものが問題視されてしまいがちになることで、背景の虐待に気づきにくくなるのではないかという危険性が指摘されているが、今回の非行に関する報告数は不登校に比べても低く、やはりそうした危険性のあることを示しているとも考えられる。

今回の調査において、障害のある児童生徒と虐待との関係についてもたずねたところ、市町村立学校の特殊学級の在籍児童生徒の中で虐待を受けている事例が288例、都道府県・政令市立の特殊教育諸学校の在籍児童生徒の中で虐待を受けている事例が8例あると報告された。

今回の調査では、通常学級に在籍しているLD・ADHDなどの発達障害のある児童生徒への虐待については報告を行っていないが、教師が障害のある児童生徒に対し、個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育を進める上で、このような可能性についても留意する必要がある。

ク 虐待防止・虐待対応に関する教職員向け相談窓口の設置について

要保護児童対策地域協議会の設置など、教育行政の枠組みを超えたネットワーク構築が進められているものの、一方では教育行政内に一定のスーパービジョン機能が付与されることは学校現場支援にとって欠かせない要件であると考えられる。その意味で、教職員向けの相談窓口の設置状況と相談内容について調査した結果を示す。

教職員向け相談窓口設置状況

	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	N	%
設置している	23	39.7	241	12
設置していない	35	60.3	1713	85
不明	0	0	62	3.1
全体	58	100	2016	100

相 談 内 容	都道府県・政令市		市町村	
	n	%	N	%
児童虐待防止法等の法律的内容	2	8.7	38	15.8
関係機関との連携の在り方	17	73.9	180	74.7
被虐待児童生徒への配慮事項や指導上の配慮	14	60.9	185	76.8
校内における教員研修の在り方	2	8.7	36	14.9
その他	2	8.7	13	5.4
不明	1	4.3	9	3.7
非該当	35		1775	

相談窓口の設置状況はまだまだ途上と思われるが、相談の内容は大半が実際的な対応に関わるものであることがわかる。ゆくゆくはこうした相談機能が教職員のメンタルケアについても配慮できるようになることが望まれる。

3 行動連携ネットワーク事業と虐待防止活動（クロス集計部分）：

ここまで単純集計により、都道府県・政令市並びに市町村教育委員会における虐待対応の実態について14年度調査との比較を含めて考察してきた。虐待防止法や児童福祉法の改訂を受けて、虐待対応のシステム構築は市町村を中心としたものを指向しつつある。すでに平成16年度に厚生労働省が実施した市町村虐待防止ネットワークの実態調査においても、市町村レベルのネットワークには九割以上の比率で教育委員会が構成員として参加していた。

そこで、クロス分析においては、回答数も圧倒的に多い市町村教育委員会に焦点を当て、現時点でのネットワークの構築状況ごとに、各設問についての違いを検討することにする。その後、市町村規模の観点から群分けを行い、ネットワークの設置状況との関連を見ることにする。

（1）群分けの方法

群分けに当たっては、まず文部科学省事業である学校と関係機関の行動連携のためのネットワーク事業を受けているかどうか、市町村虐待防止ネットワークが設置されているかどうか、という点で全体を以下の四群に分類した。

第一群 行動連携ネットワークと虐待防止ネットワークをともに設置している市町村

第二群 行動連携ネットワークは設置しているが、虐待防止ネットワークは設置していない市町村

第三群 行動連携ネットワークは設置していないが、虐待防止ネットワークは設置している市町村

第四群 行動連携ネットワークも虐待防止ネットワークも設置していない市町村

ネットワークの設置状況による市町村の群分け

	第一群	第二群	第三群	第四群	不明	合計
%	5.9	2.3	36.5	53.2	2.1	100.0
n	118	47	736	1073	42	2016

次に、市町村の規模による群分けを行った。自由記述においても、「該当するケースがない」という趣旨の記載は数多く見られ、虐待防止への取組には実態としての深刻度が影響していることは十分に予測できる。

今回は、市町村規模として便宜的に小学校の児童数による分類を行った。市町村教育委員会が管轄する小学校の児童数によって以下の三群に分類した。

第一群 児童数が1000人以下

第二群 児童数が1001人以上で5000人以下

第三群 児童数が5001人以上

小学校の児童数による市町村規模の分類

	第一群	第二群	第三群	不明	合計
%	49.7	33.4	13.5	3.5	100.0
n	1001	673	272	70	2016

(2) クロス集計の結果

① ネットワークの設置状況による群分け：

問3において、市町村虐待防止ネットワークが設置されていない場合に、虐待事例への検討をめぐっての関係機関との検討会に教育委員会が参加しているかどうかの質問をしている。これは、第二群と第四群の比較ということになる。結果、第二群では「参加の経験がある」が55.8%であるのに対して第四群では23.7%、「参加の経験がない」では第二群が44.2%であるのに対して第四群が76.3%であり、いずれも1%水準の有意差が認められた。行動連携ネットワークが設置されていることで、教育委員会が関係機関との連携協議の場に参加する機会は確実に増加すると言することができる。

教育委員会に対して行ったアンケートの中の自由記述においても、「校長会を通じてネットワークに参加」「現場の教員がネットワークに参加」といった回答のほか、「事務局として参加している」というより積極的な取組も報告されていた。

問4では、学校現場が虐待事例を通告するに当たっての教育委員会への報告形態について質問しているが、この点については群ごとの差は以下の通りである。

ネットワークの設置状況と虐待事例の報告形態との関連

報告の形態	群		比率1	比率2	比率差	統計量	P値	有意差判定
事前または事後の報告を指導	第一群	第二群	50.9%	32.6%	18.3%	2.1031	0.0355	[*]
	第一群	第三群	50.9%	49.7%	1.1%	0.2283	0.8194	[]
	第一群	第四群	50.9%	40.9%	10.0%	2.0577	0.0396	[*]
	第二群	第三群	32.6%	49.7%	17.1%	2.2502	0.0244	[*]
	第二群	第四群	32.6%	40.9%	8.3%	1.1214	0.2621	[]
	第三群	第四群	49.7%	40.9%	8.8%	3.6238	0.0003	[**]
校長判断だが報告が一般的	第一群	第二群	44.0%	65.2%	21.3%	2.4394	0.0147	[*]
	第一群	第三群	44.0%	46.2%	2.2%	0.4494	0.6531	[]
	第一群	第四群	44.0%	53.3%	9.3%	1.8986	0.0576	[]
	第二群	第三群	65.2%	46.2%	19.0%	2.5026	0.0123	[*]
	第二群	第四群	65.2%	53.3%	12.0%	1.5908	0.1117	[]
	第三群	第四群	46.2%	53.3%	7.1%	2.8839	0.0039	[**]
校長判断だが非報告が一般的	第一群	第二群	2.6%	2.2%	0.4%	0.1525	0.8788	[]
	第一群	第三群	2.6%	1.8%	0.8%	0.5517	0.5812	[]
	第一群	第四群	2.6%	1.9%	0.7%	0.5228	0.6011	[]
	第二群	第三群	2.2%	1.8%	0.3%	0.1699	0.8651	[]
	第二群	第四群	2.2%	1.9%	0.3%	0.1444	0.8852	[]
	第三群	第四群	1.8%	1.9%	0.1%	0.0782	0.9377	[]
その他	第一群	第二群	2.6%	0.0%	2.6%	1.1010	0.2709	[]
	第一群	第三群	2.6%	2.2%	0.3%	0.2261	0.8211	[]

	第一群	第四群	2.6%	4.0%	1.4%	0.7279	0.4667	[]
	第二群	第三群	0.0%	2.2%	2.2%	1.0276	0.3041	[]
	第二群	第四群	0.0%	4.0%	4.0%	1.3746	0.1692	[]
	第三群	第四群	2.2%	4.0%	1.7%	1.9667	0.0492	[*]

学校現場から教育委員会への通告報告については、ネットワークの状況との関連が明確ではない。虐待防止ネットワークがある市町村（第一群と第三群）では、報告が明確に指導されている傾向が高いことは窺われるが、報告が校長判断であるとする市町村教育委員会においては、必ずしも通告が教育委員会に報告される傾向とネットワークの種別とは明確な関連性がないようである。

自由記述においても、すでに虐待防止ネットワークを設置している市町村では、学校現場からまず福祉機関やネットワーク事務局に通告がなされ、その機関から市町村教育委員会に報告されるという経路をとっているという記載も見られている通り、虐待防止に軸足を置いたネットワークが実質的に運営され始めれば、学校→教育委員会という教育行政上の構造よりも、ネットワークの事務局に情報が集約される形態に進むものと考えられる。

問5では、虐待防止ネットワークが設置されていない市町村に限って、どのような関係機関との連携強化を図っているかについて質問している。第二群と第四群の比較ということになる。連携強化の努力を「している」と回答したのは第二群で86.4%、第四群で64.5%、「していない」と回答したのは第二群で13.6%、第四群で35.5%であり、いずれも1%水準の有意差が認められた。第二群は行動連携ネットワークを設置している市町村であり、これは当然の結果と言えるだろう。

問5と並んで問6においても、関係機関との連携強化についての教育行政の取組について自由記述を求めているが、この内容に関しては後の章で考察を加える。以下のようにまとめることができる。

問7では、虐待防止法の改正に伴う周知作業や実態の変化について質問しているが、結果は以下の通りである。

法の趣旨等について管下の学校への周知とネットワーク状況との関連

周知	群		比率1	比率2	比率差	統計量	P値	有意差判定
した	第一群	第二群	95.7%	91.5%	4.2%	1.0636	0.2875	[]
	第一群	第三群	95.7%	90.5%	5.2%	1.8381	0.0661	[]
	第一群	第四群	95.7%	84.0%	11.7%	3.3694	0.0008	[**]
	第二群	第三群	91.5%	90.5%	1.0%	0.2286	0.8192	[]
	第二群	第四群	91.5%	84.0%	7.5%	1.3874	0.1653	[]
	第三群	第四群	90.5%	84.0%	6.5%	3.9730	0.0001	[**]
しない	第一群	第二群	4.3%	8.5%	4.2%	1.0636	0.2875	[]
	第一群	第三群	4.3%	9.5%	5.2%	1.8381	0.0661	[]
	第一群	第四群	4.3%	16.0%	11.7%	3.3694	0.0008	[**]
	第二群	第三群	8.5%	9.5%	1.0%	0.2286	0.8192	[]

	第二群	第四群	8.5%	16.0%	7.5%	1.3874	0.1653	[]
	第三群	第四群	9.5%	16.0%	6.5%	3.9730	0.0001	[**]

法の趣旨等について管下の学校の教職員への周知とネットワーク状況との関連

周知	群		比率1	比率2	比率差	統計量	P値	有意差判定
したい	第一群	第二群	84.3%	80.9%	3.5%	0.5420	0.5878	[]
	第一群	第三群	84.3%	74.1%	10.2%	2.3670	0.0179	[*]
	第一群	第四群	84.3%	65.0%	19.3%	4.1795	0.0000	[**]
	第二群	第三群	80.9%	74.1%	6.7%	1.0252	0.3053	[]
	第二群	第四群	80.9%	65.0%	15.8%	2.2357	0.0254	[*]
	第三群	第四群	74.1%	65.0%	9.1%	4.0377	0.0001	[**]
しない	第一群	第二群	15.7%	19.1%	3.5%	0.5420	0.5878	[]
	第一群	第三群	15.7%	25.9%	10.2%	2.3670	0.0179	[*]
	第一群	第四群	15.7%	35.0%	19.3%	4.1795	0.0000	[**]
	第二群	第三群	19.1%	25.9%	6.7%	1.0252	0.3053	[]
	第二群	第四群	19.1%	35.0%	15.8%	2.2357	0.0254	[*]
	第三群	第四群	25.9%	35.0%	9.1%	4.0377	0.0001	[**]

学校への周知、教職員への周知のいずれについても、ネットワークが設置されていない市町村（第四群）の取組がやや鈍いことが窺える。

法の改正による虐待防止に関する取組の変化とネットワーク状況との関連

変化の内容	群		比率1	比率2	比率差	統計量	P値	有意差判定
学校現場からの通告事例数が増えた	第一群	第二群	19.7%	13.0%	6.6%	0.9938	0.3203	[]
	第一群	第三群	19.7%	12.0%	7.6%	2.2745	0.0229	[*]
	第一群	第四群	19.7%	4.6%	15.1%	6.4756	0.0000	[**]
	第二群	第三群	13.0%	12.0%	1.0%	0.2072	0.8358	[]
	第二群	第四群	13.0%	4.6%	8.5%	2.5986	0.0094	[**]
	第三群	第四群	12.0%	4.6%	7.4%	5.8124	0.0000	[**]
管下の学校からの相談が増えた	第一群	第二群	43.6%	43.5%	0.1%	0.0129	0.9897	[]
	第一群	第三群	43.6%	29.3%	14.3%	3.0974	0.0020	[**]
	第一群	第四群	43.6%	11.2%	32.4%	9.4322	0.0000	[**]
	第二群	第三群	43.5%	29.3%	14.2%	2.0349	0.0419	[*]
	第二群	第四群	43.5%	11.2%	32.2%	6.4514	0.0000	[**]
	第三群	第四群	29.3%	11.2%	18.0%	9.5990	0.0000	[**]
研修の機会を増やした	第一群	第二群	12.0%	4.3%	7.6%	1.4713	0.1412	[]
	第一群	第三群	12.0%	10.4%	1.6%	0.5242	0.6001	[]
	第一群	第四群	12.0%	4.5%	7.5%	3.4526	0.0006	[**]
	第二群	第三群	4.3%	10.4%	6.0%	1.3178	0.1876	[]
	第二群	第四群	4.3%	4.5%	0.1%	0.0412	0.9671	[]
	第三群	第四群	10.4%	4.5%	5.9%	4.8123	0.0000	[**]
研修の内容を変えた	第一群	第二群	6.8%	4.3%	2.5%	0.5962	0.5511	[]
	第一群	第三群	6.8%	4.3%	2.6%	1.2198	0.2226	[]
	第一群	第四群	6.8%	3.0%	3.8%	2.1373	0.0326	[*]

	第二群	第三群	4.3%	4.3%	0.1%	0.0215	0.9829	[]
	第二群	第四群	4.3%	3.0%	1.3%	0.4978	0.6186	[]
	第三群	第四群	4.3%	3.0%	1.2%	1.3804	0.1675	[]
特に変化は見られない	第一群	第二群	37.6%	39.1%	1.5%	0.1803	0.8569	[]
	第一群	第三群	37.6%	52.3%	14.7%	2.9589	0.0031	[**]
	第一群	第四群	37.6%	77.0%	39.4%	9.1249	0.0000	[**]
	第二群	第三群	39.1%	52.3%	13.2%	1.7394	0.0820	[]
	第二群	第四群	39.1%	77.0%	37.9%	5.8491	0.0000	[**]
	第三群	第四群	52.3%	77.0%	24.7%	10.8711	0.0000	[**]
その他	第一群	第二群	9.4%	10.9%	1.5%	0.2835	0.7768	[]
	第一群	第三群	9.4%	5.8%	3.6%	1.4871	0.1370	[]
	第一群	第四群	9.4%	5.0%	4.4%	2.0201	0.0434	[*]
	第二群	第三群	10.9%	5.8%	5.1%	1.3924	0.1638	[]
	第二群	第四群	10.9%	5.0%	5.9%	1.7691	0.0769	[]
	第三群	第四群	5.8%	5.0%	0.8%	0.7843	0.4329	[]

虐待防止ネットワークが設置されている市町村（第一群と第三群）では、法改正によって「現場からの通告事例数の増加」「学校現場からの相談の増加」「研修機会の増加」などの面で変化を感じている。しかし、類似の傾向は行動連携ネットワークのみが設置されている市町村（第二群）でも、まったくネットワークをもたない市町村に対しては見いだされている。

問8では、地域・家庭向けの広報活動についての質問であるが、虐待防止ネットワークを設置している市町村（第一群と第三群）では、「15年度以前から継続して実施」「15年度以前には実施したが16年度には未実施」の回答が有意に高い。特に「15年度以前から継続して実施」については、他のどの群に対しても1%水準の有意差を示しており、取組が非常に早かったことを示している。対して、行動連携ネットワークのみが設置されている市町村では、虐待防止ネットワークが設置されている市町村（第一群と第三群）に比べて「未実施」の比率が有意に高い。行動連携ネットワークは、学校現場において家庭との連携がきわめて困難な事態に対処することを趣旨としており、虐待事例は当然そうした事例の一類型として含まれることになる。こうした趣旨のネットワークにおいては、地域や家庭への広報までは踏み込んでいないという実態も推測できる。

問9は虐待防止に関する啓発資料の作成や研修の実施についての質問である。

まず、教師向けの啓発資料については、地域・家庭への広報活動と同様の傾向が認められた。すなわち、虐待防止ネットワークが設置されている町村では「15年度以前に作成」「16年度に改正を踏まえて作成」「15年度以前のを改訂」といった回答について、有意に高い比率を示している。これに対して、ネットワークをまったく設置していない市町村では、虐待防止ネットワークを設置している群に比べて「作成していない」という回答比率が有意に高かった。作成にあたった機関については目立った違いは見られないものの、行動連携と虐待防止の両ネットワークが設置されている市町村では虐待防止ネットワークのみの市町村に比べて検討委員会を設置している比率が高く、検討委員会に教育委員会が参加したかどうかについては明言できないものの、関係機関の連携による作業が進んでい

る可能性が示唆されている。また、行動連携ネットワークのみが設置されている市町村では、虐待防止ネットワークのみが設置されている市町村に比べて外部機関に作成を委託している比率が有意に高い。

作成された資料等の周知については群ごとの差が見られない。
教職員研修の実施については以下の通りである。

児童虐待に関わる教職員研修の実施有無とネットワーク状況との関連

実施状況	群		比率1	比率2	比率差	統計量	P値	有意差判定
いる	第一群	第二群	33.9%	12.2%	21.7%	2.6533	0.0080	[**]
	第一群	第三群	33.9%	17.7%	16.2%	4.0208	0.0001	[**]
	第一群	第四群	33.9%	5.7%	28.3%	10.2384	0.0000	[**]
	第二群	第三群	12.2%	17.7%	5.6%	0.9108	0.3624	[]
	第二群	第四群	12.2%	5.7%	6.5%	1.7412	0.0816	[]
	第三群	第四群	17.7%	5.7%	12.1%	7.9585	0.0000	[**]
いない	第一群	第二群	66.1%	87.8%	21.7%	2.6533	0.0080	[**]
	第一群	第三群	66.1%	82.3%	16.2%	4.0208	0.0001	[**]
	第一群	第四群	66.1%	94.3%	28.3%	10.2384	0.0000	[**]
	第二群	第三群	87.8%	82.3%	5.6%	0.9108	0.3624	[]
	第二群	第四群	87.8%	94.3%	6.5%	1.7412	0.0816	[]
	第三群	第四群	82.3%	94.3%	12.1%	7.9585	0.0000	[**]

ここに示されているのは、行動連携であれ虐待防止であれ、ネットワークが設置されている場合にはなんらかの研修が実施される機会があること、両ネットワークがそろっている場合にはその傾向が顕著になることである。研修の実施機関、回数については目立った差は認められない。ただし、対象者についてはなんらかのネットワークを設置している群で、第四群に比べて「生徒指導主事」を対象とする比率が有意に高かった。これまでも述べた通り、学校現場が関係機関との連携を図る上での窓口として生徒指導機能はきわめて重要であり、ネットワークが運営されているとこうした実態に即した研修が企画されることになるものと考えられる。

教師用の相談窓口については、なんらかの形でネットワークを設置している市町村では、第四群に比べて「設置している」の比率が有意に高かった。相談内容については目立った違いは見られない。

②市町村規模による群分け：

これまでに見てきた通り、なんらかのネットワークが設置されることで、教育行政としても確実に機関連携への取組は強化され、研修の機会も増え、研修内容が実態に即したものになっていく傾向が確認された。では、こうしたネットワークの設置に市町村の規模は関連しているのかどうかということを見たのが下記の表である。

ネットワーク設置状況	児童数による市町村規模		比率 1	比率 2	比率差	統計量	P 値	有意差判定
第一群	1000 人以下	1001 人以上 5000 人以下	1.2%	6.7%	5.5%	6.0152	0.0000	[**]
	1000 人以下	5001 人以上	1.2%	21.0%	19.8%	12.6708	0.0000	[**]
	1001 人以上 5000 人以下	5001 人以上	6.7%	21.0%	14.3%	6.3402	0.0000	[**]
第二群	1000 人以下	1001 人以上 5000 人以下	0.5%	4.7%	4.2%	5.7268	0.0000	[**]
	1000 人以下	5001 人以上	0.5%	3.3%	2.8%	3.9040	0.0001	[**]
	1001 人以上 5000 人以下	5001 人以上	4.7%	3.3%	1.4%	0.9699	0.3321	[]
第三群	1000 人以下	1001 人以上 5000 人以下	27.1%	44.7%	17.6%	7.3459	0.0000	[**]
	1000 人以下	5001 人以上	27.1%	57.9%	30.8%	9.4921	0.0000	[**]
	1001 人以上 5000 人以下	5001 人以上	44.7%	57.9%	13.2%	3.6596	0.0003	[**]
第四群	1000 人以下	1001 人以上 5000 人以下	71.1%	43.8%	27.3%	11.0676	0.0000	[**]
	1000 人以下	5001 人以上	71.1%	17.7%	53.4%	15.8709	0.0000	[**]
	1001 人以上 5000 人以下	5001 人以上	43.8%	17.7%	26.1%	7.5142	0.0000	[**]

関連性は一目瞭然であり、市町村の規模が大きくなるほどにネットワークの設置は進んでいる。また、行動連携ネットワークについては、虐待防止ネットワークよりも小規模の市町村でもモデル事業を受けているものと思われる。

厚生労働省による市町村虐待防止ネットワークの実態調査では、ネットワークを設置していない市町村の理由として「人材の不足」を挙げるところが多く、規模の小さい市町村ではこうした事情が重大な影響を及ぼすことも考えられる。一方、自由記述からは、規模の小さい市町村で「該当するケースがない」といった趣旨の回答も多く見られていて、そもそもネットワーク設置に対する深刻度が低いことも予想できる。

しかしながら、ネットワークの設置が、学校現場にも教育行政にも関係機関との連携の意識づけにつながることはこれまでの検討でも明らかであり、学校教育の実をあげる意味でもネットワークの重要性は高いと思われる。だとすれば、教育行政が事務局を担う行動連携ネットワークについては、あまねく設置されていく方向が望ましいと考えられる。

③教育委員会調査のまとめ：

以上述べてきた内容を概観する。

ア 教育委員会が虐待防止に関して実効的な機能を発揮する上では、機関間のネットワークの存在が欠かせない。ネットワークの一員として位置づけられることで実質的な役割分担と責任分担が明確になるとと思われる。この点は、虐待防止ネットワークの設置の有無による教育委員会の検討会参加頻度の違いによっても明らかである。

イ 児童虐待防止法の改正によって、虐待対応の1次機能が市町村に降りたことで、教育行政における報告等の仕組み作りは進展している。しかし、一方で関係機関の連携努力は都道府県レベルの方が進んでいる実態もある。ここから導かれるのは、実際的な現場支援を担う市町村教育委員会と、適切なスーパービジョンを提供できる都道府県・政

令市教育委員会との役割分担の発想の必要性である。

ウ ネットワークは、必ずしも虐待防止ネットワークに限らない。文部科学省事業である行動連携ネットワークは、教育行政主導であるという点で学校現場にとっては敷居の低いネットワーク機能になりうる。クロス集計から見いだされるのは、必要なことは、必ずしも虐待防止に特化したネットワークに参加することではなく、学校現場を教育委員会が主導しながらネットワークの一員として位置づけることにあるということである。

第3節 平成14年度の文部科学省科学研究費補助金による現職教員対象の調査と今回の厚生労働科学研究による調査との比較分析

今回の厚生労働科学研究による調査は必ずしも平成14年度の文部科学省科学研究費補助金による調査とまったく同一ではないが、学校現場における虐待対応の実態把握という意味では比較可能な設問が多い。学校における虐待対応の外形的な特徴についての比較を以下に記す。

1 学校現場における虐待事例の発見ないし対応の実態：

(1) 事例数

14年度調査では、小中学校の教員で虐待事例に関与した経験があると回答していたのは全体の20.1%であった。今回の調査では小中学校ともにこの数値は上昇していて、とりわけ、学校単位で見た場合には小学校での増加が顕著である。学校現場に虐待を疑う視点が定着しつつあることの現れであると同時に、虐待件数そのものの増加の結果とも言える。

小学校段階は、学級担任による子どもの状況把握力が高いと考えられるため、より早期の発見とチーム対応を可能にするための仕掛けが必要になろう。同時に、就学前の段階から把握されている虐待ケースに対する学校での対応力も求められることになると思われる。

(2) 事例の虐待種別

今回の調査が14年度調査と際立って異なっているのは、ネグレクトの比率が高くなっていることである。ここには主たる虐待種別を統計的に処理する際、身体的虐待があった場合にはこれを優先して採用するというからくりが絡むと思われる。14年度調査の時点では、学校は福祉サイドからの虐待種別に関する判断を受け止める側にとどまっていた可能性もある。学校という組織特性からして、ネグレクトはきわめて疑いをもちやすい虐待であることは14年度調査でも指摘していることであり、今回の調査での比率の上昇は、学校の意識向上の現れと判断していいものと思われる。

2 学校における対応の管理：

今回の調査では、小学校においては学校長、中学校においては生徒指導主任という結果が明瞭に示されている。14年度調査でも、機関間連携の窓口は実質的に生徒指導主任が担う傾向はあきらかになっていた。生徒指導の機能が小中学校で一貫した体制を整えられるかどうかは今後の課題である。

3 通告等、機関間連携の実態について：

14年度調査に比べ、通告等への踏み込みは確実に改善されていると思われる。小中学校とも8割前後の比率でなんらかの相談・通告がなされており、14年度調査で最終的に通告に至った事例が5割であったことを考えれば、虐待に関して抱え込むという構造は薄れつつあると考えられる。通告後の連携についても高率で連携がとれていると回答している。

ただし、機関間連携を求めた時点での「確信」についてはやはり5割のラインであり、

学校が虐待の確証を得ることの困難さを示している。もともと児童虐待防止法が教職員に求めているのは疑いの時点での通告であり、「確証を得ようとする」学校の姿勢はしばしば福祉領域などでは問題視されることもある。

しかし、14年度調査とほぼ変わらないこの数値に、学校という組織が地域社会の中で占めている位置と機能の特性が示されていると考えるべきであり、こうした特性を踏まえた学校現場への支援策が検討されなければならない。

教育行政の枠内で見えた場合、機関間連携をとるケースでも必ずしも教育委員会を經由しているとは限らないという結果が今回の調査で示されており、教育委員会の機能についての検討も迫られる。教育委員会と学校現場、という教育行政内部の直線的な関係だけではなく、要保護児童対策地域協議会の中の教育委員会という横の関係の中で、教育行政や学校現場の組織特性を踏まえた方針策定をしていく能力が求められていくことも考えられる。

また、通告等をしなかった理由として、学校種を問わず「対応可能だった」「軽度だった」という回答が上位に来ている。14年度調査ではこうした虐待の程度に関する選択肢が存在していなかったため明確に比較はできないが、学校が程度判断に踏み込むようになってきたという言い方もできる。しかし、これが虐待対応システムに学校を位置づけるという目的に照らした場合、すべて是とは言いがたい側面もあるかもしれない。虐待の程度判断にはリスクアセスメントが必須であり、そもそも学校現場には確証を得にくい特性がある以上、アセスメントに必要な情報が欠落することも十分にあり得るからである。

このことは、今後の通告意志を尋ねた設問でも明確であり、「疑ったら通告」という考え方はまだ学校現場に浸透しているとは言いがたい。しかし、本研究会議の立場からすれば、これを「学校の無理解」と解するのではなく、「学校システムに準じた啓発・研修の不足」ととらえるべきではないかと思われる。

4 児童虐待防止法の理解：

今回の調査結果でやや気掛かりなのは、児童虐待防止法に規定された通告義務についての周知度が、14年度調査よりも落ちているのではないかと推測されることである。14年度調査では通告義務について「知らない」と回答したのは11.6%であったが、今回は小学校・中学校とも3割を超えている。14年度調査では、紙媒体による啓発資料が学校現場ではほとんど活用されていないという実態もあきらかになっており、周知活動が形骸化しつつある危険性もある。虐待事例にいつ誰が遭遇するかは予測できないものであり、基本的な対応の枠組みとなる法的な規定については、くり返して周知する必要があると思われる。

5 教育行政への期待：

学校現場が教育行政に期待するものの内容は、14年度調査とほぼ同一で、専門性の確保と人的な支援の2点が突出している。この点では、ノウハウの提供という研修的な対応でどこまでカバーできるのかという点の見極めも必要であるが、基本的には14年度調査によって行った提言が現在も同様の意義を持っているとすることができると思われる。

第4節 海外における児童虐待防止に向けた取組の状況

本研究会議の開催に当たり、海外における先進的な取組の実態を視察し、提言に活かすことは当初から計画されていた。視察先の決定に当たっては、虐待対応が多機関・多職種による連携を必須の前提とすることに鑑みて、日本においてはとりわけ馴染みの薄いスクールソーシャルワークの実態に焦点を絞ることにした。スクールソーシャルワークという機能が的確に位置づけられることで、学校現場や教育行政がどのような役割を期待されることになるのかを把握することは、今後の我が国における対策を検討していく上でも多くの示唆を得ることにつながると考えられる。

視察先としては、アメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市と、カナダ共和国トロント市とし、それぞれ三名、二名によって視察が行われた。両市とも、スクールソーシャルワークの伝統があり、渡航手続きや視察日程の設定上も好適であることから決定された。

1 アメリカ（シカゴ）の取組

アメリカでの児童虐待防止への取組は、1874年ニューヨーク市において親から虐待を受けていた少女メアリー・エレンを発見し、救済したことに始まると言われている。さらに、1962年には小児科医師Kempeが全米小児科学会において「親によって子どもに行われる身体的虐待が特殊な家庭での出来事ではなくて、一般家庭でも日常的に行われている」との調査報告を行っている。それを契機に社会的関心が急速に高まり、児童虐待防止法が1974年に制定された。我が国の児童虐待防止法の制定は2000年であり、虐待防止先進国のアメリカに学ぶべきことは多い。調査班は、そのアメリカ合衆国イリノイ州シカゴ市の公立学校5校を訪問し、児童虐待防止に向けた取組について現地調査を行った。

（1） 現地の学校での取組で注目すべき点

- ・虐待の兆候を発見した時の通告システムの確立
- ・校内にSchool Social Worker（以下SWr.と記す）、サイコロジスト、ガイダンスカウンセラーを配置
- ・School Police（警察官）が常駐もしくは定期的に駐在 警察との連携
- ・児童虐待防止のための生徒への教育プログラムの確立、実践

（2） 虐待防止対応の実際

① 《虐待の兆候の発見》

- ・吃音から心理的虐待を発見できる場合がある
- ・身体的虐待による体の傷や痣の確認
- ・教師が服を脱がせて確認することはできない。
- ・School Nurseは服の下の傷を確認する権限がある。
- ・警察は写真を撮るよう指示するが、通告から24時間以内ならあざは消えない。（写真に撮って残す学校もあれば、学校は教育の場であり、調査は州政府の調査員や警察に任せるべきと撮らない学校があった。）
- ・生徒の話すことと傷が合致しない場合は通告する。

- ・ 作文や詩の授業で虐待を発見することもある。
- ・ 他国からの移住で、母国の習慣では虐待ではない扱いでも、アメリカでは虐待に該当する例もある。行為を否定はせず、他に何か方法はないか一緒に考える。

② 《情報収集》

- ・ 病院からの情報収集も判事の許可が必要であり、情報を得ることは非常に難しい。
- ・ 無断欠席が長引いている場合は警察官が直接に家庭へ出向く。
- ・ 虐待に関する情報は、同一地域であれば進学の際に引き継がれる。
- ・ 情報の引継ぎは口頭で行い、書類は作成しない。
- ・ 他地域の学校に進学する場合は一切引き継ぎを行わない。

③ 《虐待の通告》

- ・ 通告義務 疑われるケースは、すべてのスタッフに通告義務がある。
- ・ 通告方法 電話かEメールで行い、その後文書で報告する。
- ・ 通告先 DCFS (Division of Children and Family Services-子ども家庭サービス部)
- ・ 通告者 学校によって異なる。SWr.が行う学校と特に定まっていない学校とがある。
- ・ SWr.が通告する場合は、担任が直接通告した場合、子どもや親との関係に軋轢が生じることを避ける配慮がなされている。
- ・ 生徒が教師に報告した場合は教師が通告し、SWr.はアテンドを行う。SWr.に報告した場合は、SWr.が通告する。
- ・ 通告者は子どもや親に虐待のことについて質問はできない。
- ・ 調査はDCFSの担当官が行う。
- ・ 通告の宣言 生徒にも親にも予め伝える。
- ・ 生徒には、通告により傷つくことはないこと、虐待が継続してはならないこと、通告後も援助することを伝える。

④ 《通告後の対応》

- ・ 24時間以内に州政府が調査、対応を行う。
- ・ 州政府係員が家庭訪問を行い、生徒から事情を聞き、危険性があれば保護する。
- ・ 学校から通告した場合、生徒を帰宅させることに危険が伴う場合には、警察で保護する。その間に親戚等の預けられる家庭を探す。
- ・ 通告後、校長に必ず報告する。校長には通告を止める権限はない。
- ・ 担任には一般的な情報のみ伝え、その後のケアはSWr.とサイコロジストが行う。
- ・ 里親捜しは州政府が行う。
- ・ 里親に出す前に、親戚に2週間預ける。
- ・ [Safety Plan] 州政府の対策が間に合わない場合、緊急避難場所として親戚等へ預ける対策を練る。避難後通告し、事情判明後、家庭に戻して事後調査を行う。
- ・ DCFSの判断で援助システムを考え、州政府係員がフォローアップを行う。

⑤ 《教員の研修》

- ・虐待の兆候発見や通告義務に関しての研修を実施している。
- ・新採用時に研修カリキュラムが組まれていて継続的に実施する。その後は随時、必要に応じて個人的に研修を行うが、学校外部での全体研修はない。

⑥ 《生徒への教育》

- ・保健の授業が中心となり、SWrがコミュニケーションスキルや、特定のトピック（摂食障害・デートレイプなど）について指導を行う。
- ・幼稚園で人との対処方法を教える。
- ・小学校1年生で体に関しての授業で児童虐待を扱う。
- ・4年生以降でGood and Bad Touchについて考えさせ、性的虐待について学ぶ。
- ・〔Peace for program〕人格を信頼する授業プログラム
友達をよく観察し、異常があったら察知をする。友達が虐待を受け、そのことを口止めされても教師に話すことが本当の友達であることを教える。
- ・〔Protection Coaching〕親から虐待を受けそうになったら911番へ電話をかける、いかに自分の身の安全を守るか、警察では何を話すか、友達の家へ逃げ込んだとき何を話せばよいかなどを教える。

⑦ 《警察の関与》

- ・警察官をゲストティーチャーとして招く。ドラッグ対策も行う。
- ・無断欠席が多い場合、学校担当警察官と家庭訪問を実施して状況把握を行い、状況に応じて通告する。
- ・地域や家族の情報を熟知している警察派遣のSWrが配置されている。
- ・学校配置のSchool Policeは教員も生徒も相談できる。ドラッグ、盗難、アルコール問題などの予防対策に重点を置いている。

⑧ 《SWrの活動》

- ・生徒にオフィスを見せて親密な雰囲気づくりと気軽に相談できる人間関係の醸成。
- ・年度当初のオリエンテーションでSWrの役割や機能について説明し、気軽に相談できる相手として認識してもらう。
- ・生徒が危険を感じたときに学校が避難場所となれるような位置づけを行う。
- ・社会人として、いかに皆と融和して暮らせるか教える。
- ・教室に相談コーナーを設置してカウンセリングを実施する。
- ・虐待を受けている生徒の友達が来談した場合については、秘密厳守を約束した上で、本人が傷ついている場合、本人が誰かを傷つける心配がある場合には通告する。
- ・調査でなく情報収集を行い、通告後、校長・副校長に報告を行う。
- ・DCFSの調査官が学校で生徒から事情聴取する場合は、不安を和らげるためと真実を語るために同席するが、発言することは認められていない。
- ・教師の要望により教室で授業を行う。

- ・ 教師との人間関係を良好に保つために校長がルールを決め、生徒と教師の双方を援助する目的で教室に入る。
- ・ 特別支援教育の統括的役割をしている。
- ・ 学習が遅れがちな子どもには親とカウンセリングを行い、家庭での学習プログラムを一緒に考え援助を行う。
- ・ [All about me program] 自分自身のことについて生徒に書かせ生徒の事を深く理解する。
- ・ 親への対応は何が悪かったのかではなく、今後どうしたらよいか支援する。
- ・ 家庭訪問の方法は学校によって異なる。
- ・ 子育て学級をトレーラーキャンプやバーガーキングで行うSWr.もいる。一方、自分の役割は学校のSWr.なので家庭訪問は実施しないというSWr.もいる。
- ・ 生徒を傷付けず、極力気持ちよく勉強できる環境づくりを行う。そのために、家庭状況等の情報を細かく報告してもらう。

⑨ 《外部機関との連携》

- ・ DCFSが専門の窓口なので、SWr.が関わることは少ない。

2 カナダ（トロント）の取組

カナダ（トロント市）の児童虐待防止への取組は、1894年にカソリックの司祭が中心となった活動として、孤児や育児放棄をされていた子どもを対象として救済活動を始められ、既に100年以上の活動の歴史がある。

虐待防止に関して中心的な役割を担っているのは、「トロント市チルドレン・エイド・ソサイエティ（以下、CASと略）」であるが、ここでは、380万人（16歳未満）の子どもの数のうち、33,351人の被虐待児童生徒（うち29,920人が家庭での支援を受けている）と13,755家族を支援している。

児童虐待の実態として、「①家庭での支援を受けている被虐待児童生徒の65%が貧困家庭にいる。②支援を受けている家族の51%が一人親家庭である（一人親の平均は17%）。③（CASの）支援を受けている家族の44%が社会的な支援を受けている。④支援を受けている家族の51%及び虐待児童の42%がマイノリティである。」等がある。

我が国の児童虐待防止法の制定は2000年であり、虐待防止先進国のカナダに学ぶべきことは多い。調査班は、カナダのトロント市の公立学校、教育委員会、ゲートハウス（民間機関）、CAS、児童虐待防止センターを訪問し、児童虐待防止に向けた取組について現地調査を行った。

（1） 現地の学校での取組で注目すべき点

- ・虐待の兆候を発見した時の通告システムの確立
- ・校内にSchool Social Worker（以下SWr.と記す）を配置
- ・外部機関との連携
- ・児童虐待防止のための生徒への教育プログラムの確立、実践

（2） 虐待防止対応の実際

① 《虐待の兆候の発見》

- ・児童虐待を疑いうる立場にいる全ての者達は、CASに通告しなければいけない。
- ・通告の際、他の者に任せたりせず虐待を疑った者が直接CASに通告しなければいけない。
- ・学校の教員を含めた特定の者達は、継続的に当該児童の経過を通告しなければならない。
- ・通告を怠った場合には1,000ドルの罰金が科せられる。
- ・通告した者は公的機関から守られる。

② 《虐待の通告》

- ・教員達がCASに通告するに際して、不明な点がある場合にはSWrに相談する。
- ・調査はしてはいけない。
- ・個人情報の取り扱いには注意しなければならない。
- ・秘密の保持を約束してはいけない。
- ・校長に報告しなければいけない。
- ・調査は、CASの担当官か警察が行わなければならない。
- ・記録は、教育委員会が作成した特別な児童虐待のための書類に残さなければならない。
- ・それ以外の書類も保存しなければならない。

③ 《通告後の対応》

- ・ 当該児童生徒のサポート：CASや警察が到着するまで、信用されている大人が付き添っていただければいけない。
- ・ 児童生徒が望めば、インタビューの最中にサポートする者が付き添いすることができる。
- ・ 校長はSWrに連絡し、その後の支援を依頼しなければならない。

④ 《SWrの活動》

ア「仕組み」：SWrの仕組みは、州政府の教育省により、児童生徒が学習に際して社会的・経済的・情緒的な影響を受けることから必要であると認定され、各地区の教育委員会に雇用されている。SWrの認定や資質向上等に関しては、SWr協会が行っている。

イ「資格」：SWrの資格としては、大学において学士、修士又は博士の学位を持っている必要がある。大抵のSWrは修士の学位を持っている。

ウ「役割」：SWrは、児童虐待のみならず、不登校、暴力行為、いじめ、いわゆる学級崩壊、家庭内暴力、貧困、自殺、離婚等子ども達の学習において、障害要因となりうる事項について、子ども、家庭及び学校を助け、地域の関係機関と連携しながら対処する役割を果たしている。具体的な活動としては、アセスメント、カウンセリング、介入、関係機関との連携、虐待防止・いじめ防止対策プログラムの実施、危機管理、ケーススタディ、学級介入等について、子ども、家庭及び学校への支援を行っている。

エ「効果」：

- ・ 子ども達に対しては、自己理解の促進、自尊心の向上、対人関係能力の改善、ストレス対応、出席改善、自己決定能力の促進、学習成果などの効果が考えられる。
- ・ 保護者に対しては、子どもの教育に対する積極的な関与、子どもの理解増進、学校教育及び地域に関する理解と協力、学校及び地域のリソースの活用、保護者教育へのつなぎなどの効果が考えられる。
- ・ 学校に対しては、子ども達の学習能力に影響を及ぼす要因（社会、家族、情緒又は経済的要因）に関する理解の増進、子ども達の社会的、経済的及び情緒的に支援するために必要となるリソースの活用促進、子ども達の社会的、経済的及び情緒的に支援するために必要となる取組の促進などの効果が考えられる。
- ・ 地域に対しては、学校教育への理解増進、子どもの学習に障害となる要因の軽減、子どもや家庭のニーズにあったリソースの提供促進などの効果が考えられる。

オ「SWr協会の役割」：SWr協会は、SWrの活動の促進を目的として、州政府の教育省との窓口、州政府のSWrに関する施策への助言等、SWrの活動に関する相談活動、年に2回のSWrの活動に関する調査等を実施している。

⑤ 《外部機関との連携》

- ・ 民間機関で「ゲートハウス」というものがあり、虐待を受けた子ども達の居場所を提供し、相談活動を行うことを目的としている。例えば、警察が、虐待を受けた子ども達に対してインタビューする時にゲートハウスを活用していたりする。
- ・ ゲートハウスでは、虐待を受けた子ども達のケアについて、1人につき職員1人をつけるメンター制度で行っている。
- ・ 職員は、相談活動も行うが、細かい情報には触れないでただサポートするだけ。
- ・ その他、学校や警察に訪問し、講演活動などを実施している。
- ・ 地域やSWrとの連携も密接である。

⑥ 《児童虐待防止プログラム》

ア「児童虐待防止プログラム」の概要：

- ・ 「児童虐待防止センター」が作成したプログラムで、「I'm a great kid（11歳対象）」、「I'm a great little kid（6歳対象）」の2つがある。

イ「実施方法等」：

- ・ 同プログラムは、SWrがメインとなって、教職員と連携しながら実施する。
- ・ 同プログラムは、子ども達に自尊感情や自信、及び危険を回避するスキルを身につけさせることを目的としている。
- ・ 同プログラムは、「自尊心、コミュニケーション、意思決定、尊敬、接触、助けをどこにどのように求めれば良いのか」という内容で構成されている。
- ・ 同プログラムは、毎週1回1時間、計6週間で終了する。
- ・ 同プログラムにおいては、「I'm a great kid（11歳対象）」は、ドラマ形式のビデオを見せ、子ども達に劇をやらせる形で実施している。一方、「I'm a great little kid（6歳対象）」は、絵本を見せ、例えば、「自分の名前の由来を親から聞く」などのアクティビティを行う。

⑦ 《職員が虐待者であった場合の対応》

- ・ 虐待者が教育委員会・学校関係者だった場合には、発見した者は、校長に報告しなければならない。
- ・ 校長は監査官に連絡しなければならない。
- ・ CASに直ちに報告しなければならない。
- ・ 調査は、警察官かCAS担当官が行わなければならない。
- ・ 警察への報告がなされるまで保護者に連絡をしてはいけない。
- ・ 当該被害児童生徒に対しては、学校の職員が事情聴取をしてはいけない。
- ・ 警察やCASへの報告の後、校長は当該加害職員に連絡すること。教育長は事態が深刻と判断した場合には、当該加害職員を当該児童生徒から引き離すための措置をとる。
- ・ 教育委員会関係者が子ども達の虐待者だった場合には、校長は、CAS及び警察に連絡することとなっているが、教育委員会にも連絡が来ることとなっており、教育委員会も独自の調査をすることとなっている。

- ・ 同教育委員会に3万人の教職員があるが、毎年3～4件の事例がある。
- ・ SWrの役割としては、そのような事件があった際に、他の教員や子ども達をケアすることが求められる。

⑧ 《職員の研修》

- ・ 教育委員会は、SWrの研修等は実施していない。
- ・ SWrの活動はSWr協会が年に2回調査をして評価している。ただし、SWr協会は、教育委員会と密接な連携をとるものの、行政からは独立した存在。
- ・ 研修は、例えば、トロント児童虐待防止センターが実施しており、研修に来る者は年間5千人くらいいる。この研修プログラムは2日間を1ユニットとして、年5回実施する。1回の研修には35人程度が参加する。

⑨ 《児童虐待防止に関する研究・開発》

- ・ トロント児童虐待防止センターは、トロント市からは独立した非営利集団である。
- ・ トロント児童虐待防止センターは、児童虐待防止に向けたプログラムの研究・開発、虐待を受けた子ども達へのプログラムの提供・実施、SWrの研修、講演活動等を実施している。
- ・ トロント児童虐待防止センターは、トロント市から出される補助金、トロント市のホッケーチーム等からの寄付金及び虐待防止プログラムの売り上げ経費によって運営している。
- ・ ヨーク大学やトロント大学の授業においても、ショートプログラムやグループプログラムの提供をしている。

3 第Ⅱ章のまとめ：

この章では、本研究会議が1年間に展開してきた活動についての報告を行った。次章へのつなぎとして、章全体のまとめと課題の抽出を行う。

(1) まず、二ヶ所の海外視察によって、あらためて学校が他の行政領域の機関と連携をとる必要性が認識された。いずれの都市においても、スクールソーシャルワーカーはスクールカウンセラーないしサイコロジストとは別の機能として位置づけられており、学校現場が虐待を疑った以降の手続きに責任を負っている。視察によって得られた情報の中には、プログラムとしては日本においても既にある程度準備されていると考えられるものも多く見られた。例えば、学校と警察の連携にしても、日本においても交通安全教育や薬物乱用防止教育という枠組みで実践例が蓄積されている。

しかし、より早期に、予防的な意味合いで警察と学校が協力した状況把握を行っていたり、虐待を疑った後に子どもから状況を聞き取るための専門的な場を教育行政と警察行政が共用で持っている点など、システムとしての成熟度は大きく異なる。

スクールソーシャルワークの機能が位置づけられていることで、学校現場の教員は必要以上に家庭に介入したり、危険な状況に踏み込まずに済むことになる。

その一方で、スクールソーシャルワーカーもまた、あくまでも情報収集と機関連携の要として機能するのであり、調査や捜査については、それぞれの権限を有する専門機関に委ねるなど、専門性の多層的な構造が整備されていることがわかる。

残念ながら、我が国の学校現場には、まだ職種の多様性も乏しく、児童相談所を始めとする福祉機関のケースワーカーも膨大な数の事例と広域の担当地区を抱えている現状であり、学校現場で複眼的な視点で虐待を早期に察知したり、子どもの言動の背景に虐待を敏感に察知したりする点でも、予防的な早期介入と敏速な機関連携という点でも課題を残しているものと思われる。

(2) 才村委員の調査は、本研究会議の主管ではないものの、密接な連携のもとに実施されたものである。結果については、既に「まとめ」として記載されているが、課題として以下の点が挙げられたと言える。

①学校現場においては、虐待事例に遭遇した場合、事態の進行管理のためのシステムは定着していないこと。学校が単独で対応するケースもやはり多く、この意味では適確なリスクの評価を可能にするような校内体制・教育行政内の体制整備が求められること。

②児童虐待防止法の趣旨などは必ずしも周知が完全という実態にはないこと。ただし、学校という組織が本来的に在籍する子どもを自力で守るという構えが強まって当然という特性を持っていることを考えれば、単に法規の内容を徹底するというだけでなく、学校として、あるいは教職員としてどう考え、行動すればいいのかという視点をもった研修や養成システムが必要と考えられること。

③学校現場が教育行政に望んでいるのは専門性の確保と人的な配置であり、これは14年度調査とまったく同様であること。

(3) また、本研究会議が主管した教育委員会対象の調査では、課題として以下の点が挙げられた。

①教育委員会がなんらかの形でネットワークに位置づけられることで、教育行政としての虐待対応の取組は確実に前進すると思われること。したがって、教育委員会には学校現場との縦の関係による現場支援の機能だけではなく、他の行政機関との横の関係による現場支援を可能にする力量や仕組みが求められること。

②しかしながら、市町村教育委員会では、市町村の規模によって、ネットワークの設置状況に大きな較差が見られること。都道府県教育委員会は、こうした市町村ごとの較差を平準化し、一定水準の研修や助言を提供することが望まれること。

(4) さて、以上のような課題意識に基づき、今後、我が国の教育行政及び学校現場における虐待対応にとって必要とされる点をまとめることにする。

①まず、機関連携や校内連携、あるいは校種間の連携といった各種のネットワークについて、改めて、その意義や各機関の特性についての研修・啓発を徹底する必要がある。ここには、様々な機関の特性や機能についての理解も含まれるが、他の機関に対して学校の特性を周知させることも含まれると思われる。また、学校現場が求める専門性の確保や人的配置のためには教員委員会が学校現場の置かれている状況を正確に把握し、予測できる必要がある。この点では、おそらく私立の比率が圧倒的に高いと思われる幼稚園で、教育委員会への報告が5割にとどまっている現実などからすれば、教育行政内での連携もさらに努力が必要である。さらに、子どもの学年が上がるにつれて虐待の把握率が低下することからすれば、小中高の生徒指導機能にどのように連続性を持たせるかということも課題になろう。ただし、こうした教育行政内・校種間連携もまた、個人情報の取扱いという点から見れば、より広範で法的根拠のあるネットワークの中で実現されていくことが望まれる。

②第二に、虐待事例に遭遇した場合の手続きや、事実確認のための様々なスキルについて、実際的な研修が必要である。「虐待の確証を求める姿勢」の強さは、14年度調査に引き続いて今回も確認されている。しかし、学校や教育委員会が現実を持っている手だては「子どもと話しあう」「保護者と話しあう」ということに尽きると言ってもいい。確証を得るためにもどのような手続きが必要なのかを確実に全教員が知っている必要がある。虐待事例に対する対応力としてのコミュニケーションスキルの向上は、すべての子どもと家庭への対応力の向上につながるという視点で研修が企画される必要がある。

③第三に、実際の事例対応においては様々な形でのスーパーバイズが必要になることから、教員あるいは教育委員会にも一定水準の助言ができる人材を確保していく必要がある。

このためには、教育行政と他の分野との積極的な人事交流、教職員間の適切な情報交換などの仕組みが求められてくる。

以上の観点から、次章においては、「学校としての組織的な対応」「教育委員会の支援」「関係機関から学校への支援・連携」という柱で、学校における児童虐待防止のための取組の方向性を述べることにする。そして、最終章では、今後望まれる研修の方向性などについてまとめる。

第三章 学校における児童虐待防止に向けた取組の充実について

第1節 学校としての組織的な対応等

1 学校の役割

児童虐待防止の取組において学校及び教職員に求められている役割は、①日頃から子ども達に接し、子どもの様子から虐待の問題に気づきやすい立場にあることから求められる役割と、②虐待的な家庭状況に置かれている子どもへの「教育的援助」という観点から求められる役割、の大きく2つの役割がある。

学校が取り組むべきことは、ア、『どの子どもも虐待を受ける危険性がある』という認識を前提にして、虐待の確信がもてない場合であっても早期に関係機関に相談または通告を行うこと、及び、イ、関係機関と連携しつつ、被虐待児童に対して、学習指導や生徒指導等を通じたトータルな支援を行っていくことである。

その一方で、学校等でできないこととしては、①虐待が疑われる家庭への立入調査等の介入、②虐待を受けた子ども又は虐待を行う保護者に対する医療・福祉・保健的な措置等であり、これらの役割を学校や教職員が担うことは困難である。

このように、児童虐待防止の取組において、学校に「できること」と「できないこと」を明確にしていくと同時に、「学校にできること」については組織的な対応を進めていくことが重要である。このようにして、児童虐待の防止に関して、学校及び教職員に過大な責務や負担を負わせないようにする必要がある。

2 虐待防止に向けた校内体制づくり

(1) 虐待防止の校内体制の整備

学校が我が国のヒューマンサービス体系の中で、全ての子どもと家族に網羅的に関与する権限を有している唯一のシステムであることを考えると、児童虐待の早期発見・早期通告及び学習指導面からの回復措置に関して、学校という組織・教員という専門職が果たす役割は大きい。中でも、早期発見の役割は、比較的早くから強調され続けてきた。その効果もあってか、児童相談所の児童虐待相談経路別に占める学校等の率はここ数年12～15%に達している。

児童虐待防止法により教職員には早期発見努力義務が課されているが、明確に虐待と断言できるケースは少ない。また、いくら目立った外傷があったとしても、「不慮の事故により生じた」と子どもや保護者から言われると、二の足を踏んでしまう事態も考えられる。

しかし、平成16年の改正児童虐待防止法では、学校及び教職員には、虐待が明確な場合だけでなく、「虐待が疑われる場合」においても通告する義務が課せられている。そもそも、虐待の有無を判断するのは学校又は教職員ではなく、市町村の虐待防止担当部局又は児童相談所等の関係機関である。改正児童虐待防止法では虐待の有無の判断ができないがゆえに虐待への対応が遅れることがないように、学校を含む子どもを取り巻く大人が虐待と思われる事案を見つけた場合には躊躇することなく関係機関に通告できる仕組みづくりが行われているのである。

また、改正児童虐待防止法では、虐待の早期発見の努力義務は個々の教職員のみならず学校組織にも課せられている。虐待を発見する可能性がある者は、担任はもとより、校長、

教頭、同学年の教職員、養護教諭、生徒指導主事、保健主事、児童生徒支援加配教員、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等様々である。このような幅広い角度から子どもを見守り、協議するためには、当該の子どもに関わる全ての教職員の情報を、生徒指導主事又は当該校における虐待対応職員に集中させて、適切な判断を行っていく必要がある。

また、児童福祉実施体制の整備が児童虐待の激増に追いつかないこと、また、必ずしも家庭から分離して保護することが被虐待児の最善の利益に結びつくとは限らないことなどから、最近では在宅でのケースワークが主流となっている。その結果、虐待の問題が十分には解決していない状態で多くの児童生徒が毎日学校に登校し続けることにもなっており、それらの児童生徒の心に寄り添う対応が学校・教師には求められている。

こうした機能を学校がしっかりと持ち続けるためには、児童虐待という問題の重大性を、校長をはじめとして教職員全員が共通認識を持ち、校長のリーダーシップのもと、その地域の特質・学校の実状及び規模等に合わせて校内体制を整備していくことが必要である。その観点からも、管理職研修をはじめとする各種研修の中で、児童虐待に関するメニューを必須のものとして位置づけることが必要となろう。

また、各関係機関の役割は多種多様であり、関係機関と連携した子ども又は家庭への支援の在り方を教職員個人で判断していくことは困難である。それだけに、関係機関との連携の在り方について知識とノウハウを持つ職員を「虐待対応教職員」として位置づけることによって校内組織で情報を共有し、取組方針を明確にして校内のサポート体制を作り上げていくことが必要であろう。また、「虐待対応教職員」が学校外にはどのようなネットワークがあり、どのように活用できるか等の情報を他の教職員に提示することで、具体的な支援と連携の在り方を学校側から関係諸機関に要請していくことも可能になると考えられる。

それと同時に、校内体制の整備に際しては、校内各種委員会の役割分担を見直し、児童虐待に中心的に関わる部署として生徒指導主事を中心とした生徒指導部を位置づけ、それに養護教諭を中心とした保健部や教育相談部等が連携し、それに各学年主任や担任が一致協力して取り組むというようなかたちで、校内体制を明確に確立していくことも重要な課題であろう。

(2) 虐待の防止に向けての教職員の役割

学校には担任だけでなく、校長、教頭、養護教諭・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター・子どもと親の相談員・教育相談担当者・生徒指導主事等、児童虐待に関わり得る職種・校務分掌は数多くあるが、その一人ひとりが「あらゆる問題の背景に、現在進行形の、ないしは過去の児童虐待が隠れていることがある」という認識を持つことが、最低限必要であろう。ここでは、教職員のそれぞれの役割について、簡単に整理しておきたい。

① 校長等管理職の役割

児童虐待の防止に向けて全教職員が一致して組織的な活動を実施するためには、校長を

はじめとした管理職の役割はきわめて重要である。管理職の役割としては、以下のような役割があげられる。

ア：学校経営、生徒指導の指導方針の中に、児童虐待の防止を明確に位置づけること、

イ：校内分掌を整備し、児童虐待問題に対する生徒指導主事、学年主任及び担任等各教職員の役割分担を明確化すること、

ウ：児童虐待に対する全教職員に対する共通理解を図るための場の設定（校内研修等）を行うこと、

エ：校外の関係機関との連携を図ること、特に、校長は就任直後のできるだけ早い段階で、地域の関係機関（市町村教育委員会、PTA、所管の警察署や派出所、保護司、民生・児童委員、児童相談所、子ども家庭支援センター等の児童福祉施設、精神保健福祉センター等保健・医療関係機関等）との人間関係作りに努めることが重要である。

オ：保護者や地域の関係者達との連携の強化に努めること。

②生徒指導主事の役割

「生徒指導主事」（中学校では授業を持たない専任教員が担当している場合が多い。）は、とりわけ非行生徒や不登校生徒と関わる機会が最も多い立場であるだけに、その背後にある虐待問題を発見していく上でもきわめて重要な役割を担っている。

教育委員会から寄せられたアンケートの自由記述を見ても、「学校での校務分掌では、『生徒指導』として不登校、いじめ、問題行動を含めた指導体制をとっているので、虐待のみに特化したネットワークだけでなく、生徒指導全体を見据えた組織作りを進めることが大切である。（D市）」と指摘されており、生徒指導全体を見据えた組織づくりのなかに児童虐待問題を明確に位置づけていくことが、不登校やいじめ、問題行動の背後にある虐待問題を発見していく上でも重要になってくると考えられる。

生徒指導主事の役割としては、以下のようなものがあげられる。

ア：校長のリーダーシップのもと、生徒指導部をとりまとめ、児童虐待への対応を生徒指導に関する活動の一環として位置づけること

イ：職員会議や校内研修等を通じて、児童虐待を含めた生徒指導上の取組に関して、校内の全ての教職員の共通理解を図ること

ウ：全教職員の共通理解の下、児童虐待への取組に関して全教職員をリードすること

エ：地域の関係機関との連携の促進を図ること

オ：保護者や地域等に広報活動を行うこと

カ：虐待防止に向けての学校の取組に関する評価・検証を行うこと

③担任の役割

担任は日常的に子ども達に接する立場にあり、その変化に最も気づきやすい立場にある者として、子どもの言動、身体の傷、服装等に関する異常等に注意を払うことが必要である。そして、もし、何らかの異常を感じる子どもがいる場合には、迷わず、管理職や生徒指導主事等に連絡し、相談することが求められる。

また、虐待を受けた子どもの指導に際しては、教職員は自分の指導の良し悪しの是非の

前に、「子どものことを最優先に考える」ことを共通認識として、一人で課題を抱え込むことなく、校長等の管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭又はスクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等に相談することが大切である。

なお、指導に際しては、児童生徒の発達段階や実態に応じて、子どもの自尊心を傷つけたり、子ども達の家庭を非難したり、傷つけるようなことがないように留意する必要がある。

④養護教諭の役割

養護教諭は担任と並んで、虐待を受けている子どもを発見する上で、きわめて重要な役割を担っていると考えられる。

養護教諭は、健康診断をはじめ、けがや体調不良等の心身の健康問題への対応を通じて児童虐待を早期発見しやすい立場にある。

たとえば、健康診断の場面では、子どもの身長、体重測定、内科検診等の機会を利用して、子どもがどのような状態にあるかを見ることで、ネグレクト状態に置かれていないかなどについて観察することができる。

非行や性的な問題行動を繰り返す子どもの中には性的虐待、身体的虐待の被害者である子どもも少なくない。また、身体の不調を訴えて保健室へ頻繁に来室する子どもや休みにくる不登校傾向の子どもの中にも、適切に衣食住が保障されていないネグレクト状態に置かれている子どもたちが含まれていることもある。このように様々な問題事象を示す子どもと、養護教諭は、保健室等で関わる機会が多いため、そのような機会や健康相談活動を通して、児童虐待があるかもしれないという視点をもって早期発見に努めていくという重要な役割があると考えられる。

⑤特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、平成19年度を目途に全国で整備が進められている特別支援教育推進のための体制において、関係機関や保護者との連絡調整等の役割を担う校務分掌である。LD・ADHD・高機能自閉症等を含む、すべての障害児の個々のニーズに応じた教育的アプローチをしっかりと行うために、校内外の様々な資源・メニューの橋渡しをすることを主な役割としている。もちろん、オールマイティではあり得ず、そもそも児童虐待への関わりを想定して設置されたものではない。

しかし、現実には、子どもの問題が器質的な障害によるものか、虐待などの環境要因によるものかの判断が困難な事例もあり、また、障害のある子どもが虐待にあう可能性が低いとは言えないことから、校内外の様々な関係諸機関や社会的資源を活用するスキルとノウハウを持つ特別支援教育コーディネーターが、今後、児童虐待の早期発見と関係諸機関の連携の面でもコーディネーター的な役割を果たす場合も出てくると考えられる。

⑥スクールカウンセラー

中学校では暴力や器物破壊、窃盗などの様々な問題行動を示す生徒や不登校（傾向）の生徒の中にも、親の不適切な養育やネグレクトなど、養育環境が極めて厳しい状況に置かれている生徒は少なくないが、それらの事例が虐待を受けている生徒として認知されるこ

とは極めて少ないのが現状であろう。したがって、スクールカウンセラーには、それらの問題事象を示す生徒の背後にある虐待の問題を、発達障害の問題などとともに適確に捉えて学校の教職員に伝えていく役割が期待されている。

ただし、現状ではカウンセラーの臨床領域や経験年数による個人差が大きいこと、また、学校の中でのスクールカウンセラーの位置づけの違いなどもあり、具体的な事例に関するコンサルテーション機能をどの程度果たしているのかという点では学校によってかなりの違いが存在している。今後、管理職や生徒指導主任、スクールカウンセラーへの研修などを通じて、子どもの問題行動の背後にある虐待問題を見抜いて学校スタッフに伝えていく役割をスクールカウンセラーが担っていけるような学校体制づくりを進めていくことも重要な課題になってくると考えられる。

このように、学校全体での共通理解の下、一致団結して虐待の早期発見に向けての校内体制づくりを整備していくことは重要な課題であるが、現実には困難事例の検討を学校の中だけで行っていくことが困難な場合も決して少なくない。例えば、子どもの示す問題事象が発達障害などの器質的要因によるものなのか、虐待などの環境要因からくる問題であるのかを、的確に判断していくことは決して容易ではない課題であろう。

それだけに、学校現場でその理解や対応に苦慮する事例、また、とりわけ養育者との関わりに大きな困難さを感じる事例については、学校側から教育委員会に相談し、その指導、助言を受けられるように教育委員会の相談機能を向上させていくことも重要な課題になってくるであろう。実際、教育委員会によっては、学校から相談があるとすぐに指導主事と臨床心理士が学校に直行して相談にのるシステムを作っているところも出てきている。

学校の中では、子どもやその保護者の抱える問題に対する理解や対応への見通しが持てない時、すぐに教育委員会に相談できる体制を作っていくことが、結果として、学校における虐待防止に向けた体制づくりを強化することにつながっていくと考えられる。

(3) 学校に在籍している被虐待児童生徒に対する理解と支援に向けての課題

虐待防止法では、「虐待の疑い」がある事例はすべて児童相談所や市町村の関係機関に通告することが求められている。しかし、「通告する側の虐待に関する問題意識と通告を受ける側の対処能力や介入の是非の判断などに溝があり、学校が被虐待児童生徒と見ている児童生徒の援助にはかなりの負担を続けなければならない現実がある。(I県)」という指摘に見られるように、通告がなされた場合でも、深刻な虐待事例を除くと、児童相談所での一時保護や養護施設措置には至らず、在宅での支援となるため、通告後も学校で被虐待児を受けとめていくことが求められる事例が多く存在している。

実際、「学校現場では虐待の事実判明後もさらに当該児童を守っていかなければならないという大きな課題があり、児童相談所への通告によってすべての問題が解決するわけではないので、事後の対応も含めたガイドライン、指針作りが先行する必要がある。(Y市)」というように、通告に到るまでのガイドラインではなく、通告後の対応も含めたガイドラインの必要性が教育委員会サイドからも指摘されている。

また、虐待通告までは行かなくても、養育基盤が極めて弱く、学校での学習へ十分に準

備できない家庭状況に置かれている子どもも少なくない。

ちなみに、『特別なニーズを持つ子ども』とは、1994年のサマランカ声明で指摘されたように、障害児だけでなく、多様な環境的な要因による生活や学びの困難さを抱える子ども、さらに感情的なもつれや行動上の問題などを示す子ども達も含まれている。

その意味では、虐待などの困難な養育環境に置かれている子ども達の問題と、発達障害の子ども達の問題とを合わせて、「特別なニーズを持つ子どもたち」として統一的に把握し、学校での支援体制づくりを進めていくことも検討していく必要があるであろう。

ここでは、学校で引き続き、支援を行っていく必要がある被虐待児童に対する理解と援助の課題を提起しておきたい。このような支援を学校全体の体制の中でどのように実現していくのが、重要な検討課題になってくると考えられる。

①心身の安全感を感じられる場の保障

被虐待児童生徒の場合、他者や世界に対する安全感を奪われているだけに「ここでは自分の心身の安全が守られている」という安全感を持てる環境、「ここだけは信じて大丈夫」と子ども達が思える人間関係を学校の中で保障していくことが何よりも重要である。

その際には、担任の教員が学級経営を通じて、教室を「心身の安全感」を感じられる場にしていくことは必要不可欠な課題であるが、中学校などをみると、保健室が困難な家庭環境に置かれている子どもが「心身の安全感」を感じられる居場所として機能している事例も多く存在している。このように、心身の安全感を感じられる居場所として、教室や保健室、相談室など、学校内の多様な場の環境づくりを図っていくことが重要であろう。

また、そのためにも、学校の中に「安全である権利」(the right to be safe)とそれを実現していくための明示的な人権規範を確立し、恣意的ではない、人権規範に基づいた一貫した生徒指導の基準を確立していくことも重要な課題になってくるであろう。

②生活を支えていくための福祉的基盤の実現

虐待事例の中には家でまともに食事を与えられていない子どももいるが、もちろん、このような子どもに対する「生活支援」は学校の本来の機能ではない。

このため、学校が福祉関係機関や地域の人々との連携をはかりながら、子どもの生活を支えていくための福祉的基盤を実現していくことも大きな課題となっている。

③子どもの問題行動の背後にある「心の叫び」への共感的対応

被虐待児の場合、自分の思いや感情を「行動化」(acting out) の形でしか表現できないことが多い。それだけに、子どもの「行動化」の背後にある感情や内的葛藤、そして、その子どもから見た時の他者や世界の「見え方」(view)を、教職員が共感的に理解していく必要があるであろう。そのことが、被虐待児の「心の叫び」を聴きとり、応答していく関係づくりにもつながっていくと考えられる。

④「行動化」に対する枠づけ (Limit Setting) と社会的スキルの獲得への援助

被虐待児は深い傷つきや見捨てられ感を抱えている場合が多く、大人との依存関係がで

きてくると、自らの怒りや憎しみの感情を表出してくることも少なくない。そのような場合、怒りや憎しみの感情そのものは、今、そう感じるしかない思いとして受容していくが、感情の危険な「行動化」に対しては明確に歯止めをかけていくことが重要になってくるであろう。さらに、子どもが抱く感情は受容しつつも、行動の選択においては自らの感情を暴力的、攻撃的に表現するのではなく、自分と相手を傷つけない行動を選択することを要求し、具体的なスキルを教えていくことも重要な課題であろう。

ただし、学校での対応は、あくまでも「子ども」に対するものが中心であり、学校教職員スタッフが子どもへの虐待に追いつめられている「保護者」への心理的、社会的援助を担うことには大きな困難と無理が生じている。実際、今回の教育委員会へのアンケート調査でも、「通告や相談の結果、ほとんどは在宅指導のケースとして処置されることになる。その場合、それまでと同様の学校の取組を継続するだけでは、保護者の状況は改善されないうで、また、より深刻になるケースが多い。学校現場では中・軽度の虐待ケースの他機関による具体的な支援を必要としている。(D市)」という指摘も出されている。それだけに、「学校の中でやれることはどこまでか」ということを明確化し、学校が担えない部分を関係諸機関の役割として積極的に要請していくことも、学校での対応能力の向上のはかる上で重要な課題であろう。

3 教職員の意識啓発

(1) 教職員の意識啓発の重要性

学校及び教職員は、日常生活において多くの時間を子ども達と共に過ごしている。すべての子ども達が、笑顔で生き生きと学習に取り組み、集団生活の良さを体感する教育活動を全国の学校は目指しているが、どの学校においても程度の差はあるものの、子どもたちの生活を取りまく種々な課題があり、その対策が求められている。

特に、虐待という課題は、顔や腕、足等の目に見える身体的外傷には誰しもが疑いを持つが、衣服で覆われている部分への外傷や心理的虐待、性的虐待、ネグレクト、あるいは改正虐待防止法に盛り込まれたドメスティック・バイオレンスの問題はしばしば見過ごされがちである。

それだけに、教職員には改正虐待防止法の正確な周知や理解はもとより、子どもの変化を見抜くきめ細かな教職員の観察力や確かな児童・生徒理解が求められている。

アンケート結果からは、とりわけ都道府県・政令市教育委員会では様々な研修の際に児童虐待についての講座・講話等を取り入れるようになってきていることが読み取れる。

しかし、市町村教育委員会となると、「今まで児童虐待の事例は経験したことがない」という記述も多く、研修を含めた教員の意識啓発の必要性についての捉え方には相当にバラつきがあるものと思われる。

今後とも、児童虐待の増加傾向にはしばらくの間は歯止めがかからないことが予測されることを考えると、教員全てがこの問題についてしっかりと知識と認識を持っていく必要があるのは言うまでもない。視覚的に理解しやすく、長時間をかけなくても必要最小限度の対応力が備わるような研修ツール・メニューを開発する必要があるであろう。

(2) 児童虐待の教職員研修の現状と課題

① 教職員研修の現状

教職員の虐待対応能力を向上させる方法として、校内外の各種研修の機会を捉えて実施することが考えられる。しかし、今回の調査が示しているように、市町村教育委員会と都道府県・政令市教育委員会の研修の実施状況は、前者が約11%（9%）、後者が約57%（41%）であり、平成14年度の調査（カッコ内数字）に比べれば実施状況は改善しているものの、まだまだ実施していない地方公共団体が多い。

また、教職員の虐待に対する悩みは、年々増加していると思われる。調査から虐待防止に関わる教師用の相談窓口の設置は、都道府県では40%、市町村では10%少しに過ぎない。相談内容は関係機関との連携の在り方や被虐待児童生徒への配慮事項や指導上の配慮等が多い。

さらに、全国各地では多様な研修が実施されており、児童相談所の虐待対応職員をはじめとして、教育関係以外の医療機関、福祉部局、法曹関係、男女共生センター、警察機関等の専門的な対場から虐待事例に関わったケースをテーマとする研修が行われており、興味深い。これらの研修は事例の分析や対応のみならず、多様な機関が培っている対応能力や知恵をどのように活用するかを、学校として考える上での絶好のチャンスとなる。

また、児童養護施設での体験研修を実施しているところがあった。養護施設入所の背景には、深刻な虐待が潜んでいるケースが多い。身近な施設において、子どもと過ごすことにより、児童理解の幅が広がることが期待されるであろう。

児童相談所や福祉部局等への教職員の人事交流を行っている例もあった。これは、学校現場で培った子ども理解をもとに新たな部署から学校を見つめ直し、虐待事象対応を一層スムーズにする方策の一つであると言えるのではないかと。

また、学校現場が児童虐待に関する研修をセットしやすいように、関係機関との連携を深めるための取組の推進方策について、研究・検討が必要だと思われる。

② 教職員研修の課題

虐待防止の取組を進めていく上での研修の課題については後に詳しくふれるが、ここでは二つの観点に絞って、教職員研修の課題を述べておきたい。

ア すべての教職員に求められる法趣旨の確かな理解

調査結果によると、「通告は確証がなくても疑いの段階でできる」ことを「知っていた」教職員は幼稚園、小学校、中学校いずれも6割前後である。

また、「虐待が疑われたら通告する必要がある」を「知っていた」教職員は6割を少し超えている。いずれも高い数字とはいえない。

さらに、「今後発見した場合通告するか」の問いには、幼稚園、小学校、中学校とも「場合により通告する」の回答の方が「必ず通告する」回答より多い。「通告しない」と回答した幼稚園は1園、小学校は30校、中学校は10校あった。

通告する「場合」の調査では、「虐待の確証がある場合」、「所属長の了解がある場合」、「重篤な虐待が認められる場合」の順になっている。

このように、教職員の虐待防止法の理解がまだまだ不十分であり、子どもに深刻な虐待事象が見受けられないとなかなか通告に踏み切れないという教育現場の現状がある。通告にはエネルギーが要るのは確かである。しかし、虐待の確証が持てることはケースとして少ない。さらに、子どもや保護者との関係、発見者と他の教職員、管理職との関係、学校を取り巻く機関との関係等が、すべての学校において順調な連携が保たれているわけではない。確証や重篤な虐待が見受けられない段階から、「子どもを虐待から守る」という教職員の意識を培うために、さらに担任が個で対応するのではなく、学校という組織で対応する義務があることを周知するために、改正児童虐待防止法の趣旨の徹底を、研修や管理職、教育委員会の指導によって図っていくことが重要であろう。

イ 子どもたちの様々な問題事象から、虐待事例を発見できる力量の獲得

虐待を発見する立場にある教職員には、子どものささいな変化を見逃さないような「子ども理解」が求められる。何かおどおどしている、あるいは逆に攻撃的になっている等の現象を子どもの資質や性格の問題としてのみとらえるのではなく、「背後に虐待の問題があるのではないか」と疑うことが重要である。子どもは虐待の事実を簡単には語らないし、よほどのことがない限り、自分が保護を受けている人を守ろうとする。虐待を受けている事実を語るのは被虐待児にとって非常に辛いことである。また、語ったからといって、自分の置かれた状況が改善されるとは思っていない。むしろ、語ったことにより波及していくものの大きさを本人は知っているのである。

それだけに、教職員には虐待を受けている子どもの外見や言動、さりげない装いの中から、「虐待から逃れたい」というSOSを敏感に見抜くことがまず、求められるのである。

ところで、学校現場での「気になる子ども」の背景には様々な問題が存在しており、発達障害が背景にあって様々な対人関係のトラブルやパニック、集団不適應の問題が顕在化してくる事例も多く見られる。しかし、それと同時に、幼少期からの困難な養育環境によって生じる反応性愛着障害の中には、広汎性発達障害やADHDとの判別が困難な場合が少なくない。実際、「著しい集団不適應があり、巡回カウンセラーから広汎性発達障害の可能性を指摘されていた子どもが、継続的な関わりの中で状態が変化し、広汎性発達障害の可能性が否定された」という事例も存在している。

このように、子どもの示す問題事象が「発達障害に起因するものなのか」、「児童虐待や不適切な養育による環境要因によるものなのか」、又は「両者の重複した事例であるのか」について、慎重に見極めていくことが学校現場でも必要になってきている。

ちなみに、杉山登志郎（あいち小児保健医療総合センター）は、「被虐待児の場合、①幼児期は反応性愛着障害の臨床像を示すが、②学童期になると多動性行動障害の型をとり、やがてPTSD症状の出現と解離症状が明確化してきて、③青年期になると解離性障害と非行へと展開していくこと」を指摘している。

言い換えれば、中学校段階になると、被虐待児の臨床像は、解離性障害と非行として顕

在化してくることが多いだけに、そのような理解をもっていることが、中学生の激しい「行動化」の背後にある虐待問題を発見していく上でも重要になってくると考えられる。

また、それと同時に、不登校児童生徒の問題と児童虐待、とりわけネグレクトの問題との関連についての理解も重要になってくるであろう。不登校児童生徒の中には、まともな衣食住が保障されておらず、学校に来るだけのエネルギーが充電されていない子ども、また、きょうだいの人数が多く、下の子どもが病気になると上の子どもが面倒を見させられて学校に行けない事例も多く存在している。

不登校と児童虐待との関連は、平成15年に起きた岸和田の中3の男子生徒に対する虐待事件以降、学校現場でもかなり認識されるようになってきたが、引き続き、理解を深めていくことが求められている。

そして、以上のような教員の視点やスキルは、「被虐待児童生徒だけでなく、様々な課題を持つ児童生徒への理解にも大きく寄与するものでもある」と考えられ、その点でも、虐待防止への取組は、教職員研修における重要課題であると考えられる。

4 通告等のポイント

(1) 通告の迷い

虐待、あるいは虐待を疑う場合、教職員や学校には「通告」の義務が課せられている。都道府県や市町村により、そのシステムに違いはあるが、教育委員会との協議を行いながら通告に至っているケースが多い。

個々の学校については、実際の件数として「虐待事象に何度も接することはあまりない」こともあれば、本当は何度もケースに遭遇しているのに、その意識がないため認知できず、その結果、「虐待事象に接することがあまりない」と感じることもある。

初めて虐待の事象や疑いが見受けられた学校にとっては、法の趣旨は理解しているものの、通告するかどうかの迷いが多かれ少なかれ伴うことと思われる。「学校が通告したことを保護者に知られると、保護者との関係が険悪になる」、「『子どもの言うとおりに、転んで怪我をただけなのに学校は大げさだ、事実確認を正確にしたのか』と言われまいだろうか」、「どんな親でも子どもは可愛いからこれ以上のことはしないだろう」、「どの家庭でも時にはあることだ」等、通告を阻害し、立ち止まらせる思いや考えが頭の中をよぎることがしばしばあるだろう。

しかし、児童虐待防止法のねらいは、「虐待の早期発見」である。早期に児童や保護者のケアを行えば、深刻な虐待事象から子どもは救われる。児童虐待防止法上、学校は虐待の疑いがあれば通告することが義務付けられている。虐待かどうかを判断するのは学校ではなく通告を受けた方である。校内で協議し、組織としてためらうことなく通告を行うことを学校のスタンスとして常に持ち続ける体制が望まれる。

迷いがある時には、身近な機関にその旨を相談するのもよい。調査では、教育委員会、児童相談所、福祉事務所、警察等に相談がなされている。

(2) 児童相談所と学校との関係

通告はしたものの、学校は、通告後の児童相談所等の動きがなかなかつかみにくい。通

告すれば、「児童相談所が対処してくれる、児童相談所は通告者を漏らしてはならないから、情報提供者の秘密は守られる」と安心するかもしれない。

しかし、関わりを持つにつれて、児童相談所が家庭との関わりを持つためには「学校から情報提供を得たことを伝える方がスムーズに行く」と児童相談所等が学校等に相談してることがある。そうなると、学校は、保護者との信頼関係の上で、非常に微妙な立場に置かれるだろう。

また、児童相談所と学校等との連携が進むにつれ、学校等において、児童相談所の抱えている多種多様なケースの膨大さを知り、「通告してもなかなか動いてくれないだろう、動きたくても動けないだろう、無理を言っても仕方がない」という諦めに変化する事例が少なくないと思われる。

調査では、幼稚園、小学校、中学校とも、児童相談所に対するイメージのトップは「職員が不足しており忙しい」であった。次に、幼稚園では「対応が遅い」、「子どもより保護者の権利を優先しているため、弱腰である」、小学校では「適切に対応している」、「対応が遅い」、中学校では「対応が遅い」、「適切に対応している」の順である。

このためには、なによりも児童相談所をはじめとして児童福祉関係機関の責任を持った対応と機能の充実が望まれるが、その一方で、関係機関への気遣いや思い込みにより、身体や生命の危機に苦しみ、虐待が増幅するおそれのある児童の存在を、「学校や園だけで何とかしよう」と考える必要はない。ましてや、改正児童虐待防止法により、市町村に対して通告を行うことができるようになっており、後回しや静観は、断じて避けなければならない。

通告こそが虐待事象対応の最初の一步である。

(3) 通告の手順

まず、市町村の児童福祉部局又は児童相談所に一報を入れ、都道府県や市町村の所定の様式があればポイントを押さえ、記入し送付する。様式がなくても、文書を送付した方が虐待、あるいは虐待の疑いのある状況を児童相談所が理解しやすい。今後の関係機関のネットワークの場においても、共通の土台に立って協議ができる。

また、学校は通告ととらえていても、児童相談所は相談ととらえる食い違いが生じることも有りうる。文書通告は今後の展開を円滑にする大切な要素である。

一方、明らかな外傷があれば、子どもの内面に配慮しながら写真を撮り、警察機関への通報も時には必要である。時をおいても児童相談所からの連絡がない場合は、学校から再度の通告をし、対応を要請する。

(4) ネットワーク会議の場において

通告後、該当の子どもや家庭の情報収集、支援、時には家族から離すための方策を話し合うケース会議、ネットワーク会議が開催される。開催に先立ち、主催機関を互いに確認することが、会議の運営や今後の展開をスムーズに成すための方法である。

多方面からの情報を収集すればするほど、家庭が抱えている現実や背景の深刻さが浮き彫りにされていく。保護者と子どもとの関係、夫婦関係、保護者の育ちから窺える虐待の

連鎖、保護者の心身や生活の安定のための方策、時には金銭問題等、どれをとっても迷路に迷い込み、出口が見えない心境にややもすると会議の参加者は陥ってしまう。

しかし、闇雲に時間を浪費するのではなく、今後の各機関の役割分担を明確にする作業は、絶対に必要である。学校の役割は、子どもの身体や心の観察とケアである。会議が一度で終了し、対策を実施したことにより虐待から子どもが解き放されることは殆どない。一件の事例につき、関係者がもう安心だと納得するまで、何度も会議の場を要する。

時には関係機関と学校との認識の違いがあるかもしれない。そのずれを埋めながら次回開催予定日と役割分担を確認し、その後の各機関の粘り強い支援を積み重ねていくこととなる。さらに、何らかの変化の兆候に気付けば、速やかな連絡を入れることも確認しておく必要がある。

(5) 被虐待児童生徒の保護

ケース会議後は、取り決められた当面の対応と役割に基づいて、各機関が保護者や子どもに指導、支援を実行していく。早期の虐待事象発見のケースにおいては、対応を積み重ねることにより、保護者の苦悩が緩和され、子どもが安定した表情になるなどの一定の改善が見られることが多い。

一方、学校等が対処できるケースではないが、子どもの生命や身体に既に重大な結果が生じ、状況が切迫している深刻な事象の場合、児童相談所の職権で緊急な保護が成される。

また、「支援を継続して行っているが、保護者に改善の兆しが見られず今後虐待につながる危険性が高い」と総合的に判断される場合では、集中的な支援を行い、保護を検討していく。面談等により保護者が子どもの養護施設への入所を承諾すると、次の方針が立てやすいが、なかなか同意がとれない現実がある。児童養護施設の少なさの状況も課題になっている。

(6) 通告後の見通しを持つために

学校が通告後の役割を自覚し、子どもを見守り虐待が改善するまでには、長期の月日を要する。一番自分を守ってくれるはずの家族から虐待を受けた子どもは、人を信用することが困難になる事が少なくない。教職員がカウンセリングマインドで接するように心がけ、関わっていくと、本当に自分を受け入れてくれるのかという「試し行為」が始まる。

こんな自分でも認めてくれるのかと、極端に目立つ反抗や不適応行動を行うものであり、たとえ経験豊かな教職員であっても、困難な場合が生じてしまう危険性がある。

しかし、教職員が、被虐待児童生徒の対応のために「試し行動」が必然的に通過する道であることを理解していると、心の余裕ができる。「試し行動」の後には落ち着きが出てくる。これを何度も繰り返しながら、人との関係を築けるようになっていく。この過程を教職員が理解し、見通しを持っていたなら、随分気持ちを楽しんで関わることができるのではないかと思われる。

さらに、今、ネットワーク会議で確認した他の関係機関の対応はどの段階なのか、家庭への支援は具体的にどのように行われているのか、どのように改善されているのか等の情報が伝わるシステムが整っていると、学校として心強く今後の対応の展望がより明確にな

るだろう。

【コラム】 『児童虐待に関する実践事例』

1 発見：

(1) 入学前：

『幼い子が公園でいつまでも一人でいる、家を尋ねても答えない』という市民からの通報が市の児童福祉担当に入り、担当職員が駆けつけ、警察とも連携をとり、幼児を保護する。

その後、家庭を探し当て、保護者に事情を聴取した後、保育所入所の措置をとる。

入学式前に保育所、学校、教育委員会の機関が集まり、ケース会議を開き、過去の経過と現在の状況、学校の今後の対応について協議する。

(2) 入学後：

校内の見守り体制を確認し、担任は日常の児童の様子、養護教諭は保健室来室時や身体測定時の様子等をきめ細かく観察し、異変やその兆候に気付いた場合は生徒指導主事や管理職に速やかに報告すること等について共通理解を図る。

本児は表情に活気がなく、何かおどおどしており、5月になり、足に青あざができているのを担任が見つかる。

担任から生徒指導担当に相談があり、校内で校長、教頭を交えて協議をした。

まず、「保護者に問い合わせ、不信な素振りがあれば通告を視野にいれよう」と確認する。担任が、家庭訪問し、あざのことを尋ねると、「遊んでいて転んだ」という返事があった。真相を闇雲に聞き出すことより、少しでも本児の学校の様子を伝え、保護者と話をつなぐという姿勢で担任は話をするが、保護者はそそくさとドアを閉めてしまった。

家庭訪問の報告を受けて、再度校内で協議する。日常の様子から、児童が家庭であまり大切にされていない様子が窺える。「疑わしくは通告するという義務が教職員に課せられていること、手をこまねいていて万が一児童の心身に何かあれば取り返しが付かないこと、虐待事象でなければ安心すればいいではないかということ」から結論を出し、通告を決意する。

2 通告：

学校では、教育委員会と相談し、児童相談所にまず電話で概要を知らせる。

児童相談所職員が、児童の様子を把握するために来校し、傷を確認する。

次に、児童相談所職員と幼児期に関わった市児童福祉職員が共に家庭訪問し、母親から事情を聞く。母親は蹴ったことを認める。その後、学校は書面で通告書を送付する。

3 ケース会議：

学校、教育委員会、児童相談所、市児童福祉課それぞれの担当者が集まり、今後の対応を話し合う。当面、児童相談所職員が保護者の対応、学校は児童の観察を行うことを確認する。

今後、虐待事象があれば当然のことであるが、日常的にもきめ細かく連絡しあうことを共通理解した。

4 一時保護：

再度、児童の体にあざが見つかる。

学校と児童相談所職員が話し合い、「児童をしばらくの間でも母親の手元から離すことが望ましい」と考えた。

児童相談所職員が母親と会うと、母親は、「子どもが言うことを聞かないのでいらいらしてたたいたり、蹴ったりしてしまう、暴力を振るった後は子どもが側に来ない。こんな自分が嫌になる。」と話した。

一時保護を勧めると同意したので、その措置に踏み切った。

5 その後の対応：

児童が保護されている間、母親は児童相談所職員に寂しさや自分の生き立ちを語り始めた。

母親も暴力を振るわれて育ってきたようだ。「辛かったが、自分も悪かったから叩かれたと思う、時には叩いて教え込まないと子どもは分からないから、必要な時もある」としつけと称する体罰を主張した。保護者と話ができる関係、保護者が心を寄せる関係を作ることが先決だと判断し、児童相談所職員は保護者受容に努める。

保護中の児童は、見知らぬ人の中に一人置かれた寂しさが当初は顕著に見られたが、次第に慣れ、叩かれる事への不安感がなくなったこともあり、自分を少しずつ出すようになった。

時には「試し行動」を呈し、職員を困らせることもあったが、職員に甘えられる居心地の良さもあり、僅かの期間でも表情が変わってきた。児童相談所職員は、保護中の様子を丹念に母親に知らせる。

母親は「早く手元に置きたい」と言ったので、「次に体罰行為を行うと、今度は強制的に保護する」旨を話し、児童を家庭に帰す。

学校は一時保護から戻った児童の様子により一層気を配るとともに、保護者に毎日プラス面を中心に、児童の様子を伝えることにした。

これまで常に頑なな表情だった母親が、時には笑顔でうなづくようになった。

担任が「学校での児童の様子を見てほしい」と促すと、同意し、参観後安心して帰っていた。

その後、母親は児童相談所の相談室に定期的に通うようになり、児童の様子にも以前のよくな外傷は見られず、表情に落ち着きが見られるようになった。

5 スクールソーシャルワーカーの活用

現在、公教育制度においては、様々な課題に対応するシステムが幅広く整えられている。毎年12万人を越える不登校児童生徒対策としては、スクールカウンセラーや適応指導教室が設置されるだけでなく、都道府県レベルで独自の相談員制度を導入しているところが少なくない。

また、深刻化しているといわれる問題行動については、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」がモデル事業として立ち上げられ、サポートチームにより地域支援システム作りが進められている。そして、いうまでもないが、校内では伝統的に生徒指導主事が問題行動に対応をしてきた。

さらに、障害のある児童生徒への対応として、学校には、特別支援教育コーディネーターが導入されつつある。身体的な健康面でのケアを行う養護教諭の存在までも挙げると、実に多様な施策が学校制度内で生起する問題に対して備えられている。このような多くのシステムが存在することを考慮すると、児童生徒を手厚く保護するシステムが整備されつつあると考えてもいい。

ところが、比較的新しいとされる児童虐待に関しては、未だ学校内の姿勢が整わず、目下、対応策を模索しているというのが現状である。平成14年度から15年度にかけて文部科学省科学研究費補助金を受けて実施された「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」において、学校内での虐待対応の遅れや、教員の認識の希薄さ、そして他機関との連携体制の脆弱さが明らかにされた。

この調査研究では、調査データを踏まえて様々な提言を行っているが、既存の対応システムに依拠した対応では限界があることを示唆している。そこで、ここでは、第Ⅱ章第4節で言及されている海外における取組例としての「スクールソーシャルワーク」について少し詳しく述べ、我が国における児童虐待問題のみならず、その他の児童生徒が抱える課題対応策としての可能性について論じることとする。

(1) 視点・方法

スクールソーシャルワークが従来の施策と異なるのは、以下の点である。

①第一に児童生徒との関係性である。これまでは、「無力あるいは非力な子どもを大人が指導、教育する」という視点で対応の枠組みが組み立てられてきた。だが、スクールソーシャルワークでは、職業的価値観である「人間尊重の理念」のもとに、「問題解決は、児童生徒、あるいは保護者、学校関係者との協働によって図られる」と考える。スクールソーシャルワーカーは、問題解決を代行する者ではなく、児童生徒の可能性を引き出し、自らの力によって解決できるような条件作りに参加するというスタンスをとる。

②第二に、問題を個人の病理としてとらえるのではなく、人から社会システム、さらには自然までも含む「環境との不適合状態」としてとらえる。ゆえに、対応としては、「個人が不適合状態に対処できるよう力量を高めるように支援する」、あるいは「環境が個人のニーズに応えることができるように調整をする」という、「個人と環境の双方に働きかける」という特徴を有する。

環境に働きかけるプロセスにおいては、連携、仲介、調整などの機能が不可欠であり、それらの機能を発揮することがソーシャルワーカーの特性であり、役割でもある。

そもそも、児童虐待の論議において提示される施策は、これまで、大人が大人の視点で子どもの問題を論じ、考案され、実施されてきた。そのような、これまでの取組において、「児童生徒が、自ら人間として有する潜在力を信じ、自発的に問題解決に協力する」というスクールソーシャルワーカーのスタンスは、現在の学校現場に新たな見方をインプットすることができると思われる。

また、人と環境との関係において問題をとらえる考え方は、エコロジカルな視点として現在のソーシャルワークの考え方を決定する主要な理論的枠組みとなっているが、この考え方は、学校教育制度の中で取り込まれてきた従来の方法を否定するものではなく、むしろ強化する働きを期待することができるはずである。

先に述べたように、学校現場には問題対応策としてさまざまな施策が導入されている。ところが、それぞれの施策は、特定の問題に焦点を当てた関わりをするものとして期待され、領域にかかわらずに包括的に介入するものではない。

例えば、特別支援教育コーディネーターは、虐待問題には積極的に関与しない場合もあるだろうし、スクールカウンセラーのすべてが意識的に特別支援教育の対象児童生徒の援助に携わっているわけではないであろう。ひとりの子どもが領域にまたがる問題を複合的に抱えている場合は、多数の専門家が個人に関与する可能性もある。したがって、分担した業務だけでとどまることなく、全体の状況を見きわめながらそれぞれが連携して取り組めるように、管理職が留意して対応することが重要である。

【コラム】 スクールソーシャルワークの沿革

スクールソーシャルワークは、1906年にニューヨーク市のセツルメント・ハウスでの活動に起る。背景には、アメリカにおける児童の労働禁止法と義務教育法の制定があった。当時、多数の児童が過酷な労働条件のもとに労働を強いられ、教育の機会を奪われるという社会状況があった。いわば社会そのものが虐待的な環境にあったといえる。そうした劣悪な状況に対して、19世紀後半からアメリカの東部の州を中心として、児童の労働を禁じる法律や義務教育制度が順次整備されていった。

それらの法律や制度が施行されたことを背景にして、学校へ通うことができない子どもたちの教育を受ける機会を保障する動きが生じた。ただし、全米的な展開を見せるまでには若干の時間を要し、合衆国全土に定着したのは第二次世界大戦後である。

草創期のソーシャルワーカーの役割は、主として子どもたちが教育を受けることができるよう支援する活動として始まったため、訪問教師(visiting teacher)という呼称が用いられることも少なくなかった。

この職能団体が、全米ソーシャルワーカー協会(NASW)の一部門として編入され、スクールソーシャルワーカーという肩書きに統一されたのは1978年になってからのことである。

アメリカでは州による教育システムの独自性が強いため、スクールソーシャルワーク制度導入の実体には大きな差がある。シカゴ市があるイリノイ州では3,000人に及ぶスクールソーシャルワーカーが活動しているが、南部の州やアラスカ州などでは極めて少ない。また一部の州では、未だにソーシャルワーカーを配置していないところもある。現在、全米で約15,000人のスクールソーシャルワーカーが活動している。

アメリカ以外では、カナダや北欧諸国・東欧諸国などで取り入れられている。アジアでは1970年代に香港で導入され、1999年からはモンゴルで全学校に配置されている。また、隣国の韓国では制度化されるまでには至っていないが、地方レベルでは積極的に展開がなされている。

（２）我が国における取組

20世紀の初頭に起源を有するスクールソーシャルワークの我が国における取組は、我が国では同世紀の後半になってやっと形として現れた。第二次大戦後、福祉と教育の連携に関する取組は幾つかのところではなされたが、いずれも局所的かつ短期的な活動に終わり、広がりのある展開を示すことはできなかった。スクールソーシャルワークを明確に前面に打ち出した活動は、昭和56年にスタートした埼玉県所沢市における取組が初めてのことであった。

この活動は、当時学校現場で頻発していた校内暴力への対応策として導入されたが、すでに増加傾向にあった不登校への支援も対象とした。この活動の特徴は、児童生徒への直接的な関わりを中心としつつ、継続的な家庭訪問による家族への支援と、学校と子ども、および家族間の関係調整や仲介機能を担った点にある。さらに、児童生徒の問題と関わる児童相談所や家庭裁判所などの外部機関との連携活動を行うとともに、地域社会内に自助グループやフリースペースなどの社会資源を創出するなど、幅の広い活動が展開された。

この活動は、特定の問題や方法論に固着した取組ではなく、問題解決に必要なとされるあらゆる方法がとられた点にも特徴がある。この方法は、ソーシャルワークの分野ではジェネリック・アプローチとして位置づけられるが、個人やグループ（子ども・保護者・教師など）に対するカウンセリングや、学校関係者に対するコンサルテーションから、多様な形の研修機会をとらえ、具体的対応のみならず、予防的な活動も意識してなされた。例えば、学校単位ごとの教員の学内研修、PTA、家庭教育学級における講義、教育委員会レベルにおける管理職研修会、生徒指導主任研修会、教育相談主任研修会などがある。このような多岐にわたる活動は地域社会での認知度を高め、家庭や学校関係者にも一定の安心感を与えたといえる。

所沢市における取組は平成10年まで続けられたが、活動がなされていた時期は虐待ケースがまだ顕在化しておらず、社会的な関心も高くはなかったため、特に虐待を意識した取組はなされなかった。

しかし、「家庭に対して積極的な関与をする」という活動スタイルや学校を基盤として様々な機関との連携を実行する役割は、「虐待問題に関して少なからぬ示唆をもたらす」と考えられる。

所沢市の活動は、埼玉県や神奈川県を中心としていくつかの市町村の施策に影響を与えたが、スクールソーシャルワークを明示した活動は平成12年まで現れなかった。平成12年度から兵庫県赤穂市教育委員会と関西福祉大学の協力によってモデル事業が開始され、ひとりのソーシャルワーカーが実験的に配置された。今回の調査においても、虐待事例が生じた場合にはコーディネーターとして環境改善を図る存在として位置づけられていることが明らかにされている。

さらに、翌平成13年度には香川県教育委員会が「健康相談活動支援体制整備事業」の一環としてスクールソーシャルワーク制度を導入した。当初1名であったソーシャルワーカーは平成16年の時点で8名にまで増員されている。

東日本では平成14年度より、茨城県結城市に2名と千葉大学附属小学校においてスクールソーシャルワーカーが配置された。結城市では不登校対策要員としてソーシャルワーカーを配置しているが、学校現場内での連携や他機関とのネットワーキングに効果的な役割を果たしているとしている。平成17年度からは大阪府で6人のスクールソーシャルワーカーが活動を開始した。この事業によりソーシャルワーカーが配置された教育委員会によっては、スクールソーシャルワークの有効性を評価し、増員を要望している。

平成18年度からは東京都の杉並区と兵庫県教育委員会でも導入されることとなった。このほかにも、スクールソーシャルワーク制度と明言はしていないが、愛知県豊田市のように、社会福祉士（ソーシャルワーカー）3名が教育センターで主として教師に対するコンサルテーションを実施しているところもある。

さらに、私立学校でもスクールソーシャルワーカーを配置しているところもある。社会的な認知が十分とはいえる段階ではなく、人材養成システムも整っていないにもかかわらず、新たな児童生徒支援システムとして徐々に広がりつつある。

ただし、今後、スクールソーシャルワークの導入が検討されるにしても、既存の児童・生徒支援システム、特にスクールカウンセラーとの役割や機能の相違点を明確にし、その有効性を証明できない限り、新たに制度として取り入れることには、慎重に検討する必要がある。

また、既存のシステムや人材をスクールソーシャルワーカーとして転用する場合、その業務については特徴を明らかにし、理解したうえで実施されなければ、形骸化した制度となる危険性が十分にある。そうならないために、スクールソーシャルワーク活動に携わる者としての人材養成やリカレント研修システムの充実が欠かせないであろう。

（3）今後に向けて

問題解決のために、これまでに投資された人材と予算を効果的に生かすためには、様々な施策をダイナミックに連動させる機能と役割が必要とされている。被虐待児童生徒たちは、力による抑圧に対する防衛反応として、ストレスを内向させさまざまな形となって現れる心身症や、リストカットなどの自虐行為を示す者もいる。また逆に、怒りを外に発散させる形をとり暴力行為やいじめなどの攻撃的な行為に転嫁することもある。

場合によっては、ストレスを回避するための方法として、不登校やひきこもりという状態を選択するということもありうる。そうした複雑な態様を念頭に置くと、断片的な関与

では明らかに限界があるといえる。問題に対して特定の領域や対象に限ることなく、包括的な活動スタイルを有するスクールソーシャルワークが、欧米を中心として世界各国で取り入れられていることには、それなりの根拠がある。

学校教育とソーシャルワークは、管轄省庁が異なるため、スクールソーシャルワークが論議のテーマになりにくいという側面があった。だが、近年、省庁間の協働関係も活発になされるようになってきているがゆえに、かつて指摘されていた縦割り行政の壁による導入の阻害条件は解消されつつあるといえる。こうした動向を踏まえて、様々な国々で導入されている根拠を検証してみる価値があると思われる。

そもそも社会的認知度が低かったこともあって、スクールソーシャルワークはこれまでさしたる注目をされてこなかった。だが、人々の孤立が浸透し、お互いの関係構築が困難になり、そのことにより虐待を始め数々の問題が生じているという現実があり、学校現場における教員の取組を困難にさせている。

虐待という深刻かつ複雑な問題に対処することは、教員に多大な精神的負担を負わせることにもなる。そういった意味では教員を支援するという観点からも、新たな施策が求められているといえる。

すでに導入した地域で、増員を要望するなど肯定的な評価があるということを経験すれば、きわめて一部地域での活動に留めてしまうには惜しいと思われる。スクールソーシャルワークはひとつの選択肢として、少なくとも論議されてしかるべき課題だといえよう。それがすべての問題を劇的に軽減するということはいえないが、新たな視点と方法を導入することによって、少なくとも既存の施策を活性化することに寄与するということはいえる。

第2節 教育委員会の支援

学校の児童虐待防止に向けた取組を充実させるには、教育委員会からの支援が重要となる。特に、教職員への啓発と研修、学校を側面から全面的に支援する体制の整備、児童虐待防止と児童虐待対応のための教職員研修の実施、広報用啓発資料の作成、地域ネットワークの活用などが必要となる。

都道府県教育委員会においては、関係部局との連携のもとに児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒のケアまでを一貫して行うことが考えられる。

また、市町村教育委員会においては、より学校に沿って、現場に即した学校のニーズに応える支援が必要であると考えられる。

1 教育委員会による教職員への啓発と研修

①改正虐待防止法の周知

法の周知は行政の責務であるが、調査結果から教育委員会による改正児童虐待防止法の趣旨の周知は、完全に成されていない。学校に対しては、僅かながら2都道府県、251市町村（約12パーセント）、教職員にはそれよりも多い6都道府県、583市町村（約29パーセント）が未実施である。

教育委員会が、率先して法改正の趣旨を伝え、新たな課題を覚悟しながら「疑わしくは通告する義務」が課せられている学校への支援や指導等を行わなければならない。

②研修の実施

実施した都道府県は半数を少し超えているが、市町村では1割少しにすぎない。学校現場は多くの教育課題を抱えており、多種多様の研修が教育委員会により実施されているが、深刻な虐待事象の未然防止のためには、教育委員会として一層積極的な虐待に関する研修の実施が望まれる。

ア 管理職研修

児童虐待の発生要因の複雑さ、子どもと保護者双方への支援、関係機関等との連携の必要性などから、学校では組織対応の体制確立が必要である。教職員の意見や子どもや家庭に関する重要な情報が確実に管理職に届くシステムを構築し、組織としての判断、対応が重要となる。そのために、管理職の児童虐待防止への認識を高め、強いリーダーシップを発揮して子どもの安全を守る実践力を高める研修が重要となる。

具体的な研修内容の例としては、虐待防止法と学校の役割の重要性、児童虐待防止及び対応に生かす学校の機能、予防－発見・通告－介入－保護・支援の各段階における学校の役割、情報集約と迅速かつ的確な判断、組織対応の体制の確立、要保護児童地域対策協議会または虐待防止ネットワークにおける責務の遂行、地域や関係機関との具体的な連携の在り方、対応する各機関の機能や特性、異動時の引継ぎなど長期的・継続的対応を可能にするための方策などがあげられる。学級担任が虐待を疑った際、対応策について管理職に相談したときに、安易に対応を先延ばしにすることや、学校内の問題として処理しようとするようなことがあってはならない。

管理職として、学校の責任者として児童虐待防止に関する認識と子どもの生命安全を守るという危機感が必要なことは言うまでもない。その意味でも管理職に対する研修は重要となろう。

イ 児童虐待対応の中核となる担当者の研修

校内での情報集約、情報の共有と検討、取組方針の策定・明確化、共通認識、関係機関等との連携などの組織的対応を行うことなどの学校における児童虐待対応の中核となる教員を養成し、その対応能力を高める研修を実施する必要がある。埼玉県教育委員会では、平成17年度から取り組み始めたが、研修内容の例としては、虐待理解の基礎知識、児童虐待の現状、虐待が子どもに与える影響、学校生活に現れる行動特性、学校における対応の原則、保護者への対応の在り方、連携する各機関の機能や特性、要保護児童対策地域協議会における学校の役割などが考えられる。

また、実際に事例をもとに検討を行うことも重要である。

ウ 学校をサポートする教育委員会担当者の研修

市町村教育委員会職員に対して研修を実施している都道府県は10都道府県のみであったが、学校からの相談や通告に迅速に対応し、学校に対する支援を行う市町村教育委員会担当者の実践力を高める研修を実施する必要もあると考える。

具体的な研修内容の例としては、児童虐待防止における教育委員会の役割、ネットワークが必要とされる背景と学校のネットワーク化支援、機関連携に関する教員の意識、機関連携の実態と課題、校区内に児童養護施設を有する学校の児童生徒への指導、教育と福祉との連携、教員に対するメンタルケアなどが考えられる。

エ 校務分掌、職務と経験年数に応じた研修

担任や学年主任は子どもの言動、養護教諭は心身の健康状態、教務主任や生徒指導主事は保護者の言動や他の教職員からの連絡など、虐待を疑う視点が異なり、複眼的な視点をもって対応する必要がある。そこで、校務分掌や職務による研修が効果的であると考えられる。

また、経験年数に応じた研修も必要であり、特に初任者研修においては、虐待に関する基礎的知識の周知を図り、教員としての出発の時点で児童虐待防止について悉皆で研修を受けることの効果は大きいものと考えられる。

具体的な研修内容の例としては、発達障害・非行等の現れから虐待を見極めていく視点（特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭を対象）、対応する各機関の機能や特性（生徒指導担当者、人権教育担当者を対象）、具体的な機関連携の在り方、校内連携の在り方、学校の機能を超越する対応が必要な場合の判断（特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者、人権教育担当者、養護教諭を対象）などが考えられる。

学校に対してスーパーバイズできる専門性を備えた指導者を養成する研修会を実施している教育委員会も見られる。対象は教員に限ることなく、市町村教育委員会職員、社会教育関係者等で、地域における指導者として活躍することを期待したものである。

オ 教育委員会として実施を促進する学校での校内研修

(ア) 全体研修

児童虐待対応マニュアルなどの資料を活用して、教職員全体の共通理解を図る。スーパーバイジョンを含めた研修が望ましい。

研修内容の例としては、まずは児童虐待防止法の趣旨等についての周知の徹底を図ること、子どもの不自然さに気付く早期発見のポイント、早期発見チェックリストの活用、学校における虐待対応の流れ、子ども観察の複眼的視点などが考えられる。なお、児童生徒に対する具体的な対応の演習や保護者に対する具体的な対応の演習を行うことにより、適切な対応ができる力を付けることが望まれる。

(イ) 児童虐待対応の中核となる担当者の研修の伝達

児童虐待対応の中核となる担当者を養成する研修会の内容を全教職員に伝達し、共有化を図ることも重要である。

(ウ) ケース研究

児童虐待防止に関する研修を受けると、自分がかつて関わった子どもの問題行動は、虐待を受けていたことによるものではなかろうかと思いつつも多い。現実には虐待事案に直面している学校では、徹底的にケースワークを行うことが必要であり、スーパーバイズを受けることが望ましい。また、虐待事案に直面していない学校では、「自分の学校では関係ない」との認識ではなく、「虐待はどここの学校でも起こり得ることである」との危機感のもとに、児童虐待対応マニュアル等に記載されている事例をもとにケース研究を行い、具体的に自校で発生した場合を想定して対応フロー図に基づくシミュレーションを行い、実践的な対応能力を高めておくことが必要である。

(エ) 日々のニーズに応じた自己研修

教育委員会が主催する研修会、各学校での年間研修計画に基づく研修会のみでなく、日々の教育実践、子どもとの関わりの中で生じたニーズに応じた自己研修を行うことも望まれる。「学校における児童虐待への対応 ～最前線の先生方へ～ CD-ROM」平成14・15年度文部科学省特別研究促進費「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究（研究代表者 玉井邦夫）などの視聴覚教材は自己研修には有効である。

「学校における児童虐待への対応 ～最前線の先生方へ～」などの視聴覚教材を活用できるような条件整備を行い、自己研修を促すことが求められる。

2 支援体制の整備

① 関係部局との連携

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護支援までの一連の流れの中で教育委員会と関係部局とがそれぞれ独自に施策を講じているのでは、全体として効果を上げることは望めない。関係部局と教育委員会との役割分担、連携の在り方などを明確にすると

もに、一体となって学校を支援する体制を整えることが大切である。

②学校支援

学校を支援する具体的方策としては、学校に対してスーパービジョンを行う体制を整えることが考えられる。通告の義務については周知が図られてきてはいるが、実際に通告するかどうかの場面では、「校内での対応が可能である」、「虐待の程度が軽い」、「虐待かどうかの判断に自信がない」、「家庭のプライバシーの侵害になる」などの懸念から躊躇する場合が多い。実際に、通告・連絡・相談に先立って市町村教育委員会との協議を行ったかどうかについては、「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」（平成17年度厚生労働科学研究）においては、小学校47.4%、中学校56.2%との結果が出ている。学校は、虐待の事案に遭遇した場合、教育委員会の支援を求めていると考えられる。したがって、学校に対して日常からスーパービジョンを行うことができる体制を整えておくことが重要である。

また、学校から教育委員会へ報告する際の手続きを明確にする必要がある。まずは電話で第一報を報告し、その後文書で報告するという手続きを明確に示して対応しているところもある。できるだけ簡素化して、通告に結びつけることが望ましい。

さらに、教員のメンタルケアに関する相談窓口を設置して教員を支援することも重要である。既に教育委員会で独自にスクールソーシャルワーカーを配置して、中学校単位のサポートチーム設置に中心的に関わり、虐待への対応にあたっている教育委員会も見受けられる。

③機関連携のコーディネート

教育委員会には、要保護児童対策地域協議会を構成する機関等と学校との連携をコーディネートする役割も求められる。学校は、要保護児童対策地域協議会の構成員として位置付けられている。学校の児童虐待対応担当者が機関連携を行う際の調整を行い、学校の取組を支援する役割が市町村教育委員会には求められる。教育委員会の指導主事等を児童虐待対応担当者として養成し、具体的に学校を支援できる能力を身に付けさせる取組を始めた教育委員会もある。

④地域の力を結び、高める

子どもたちの安心・安全の観点から地域で子どもを守る会の設立やこども110番の家の設置を行っている教育委員会も多い。地域全体で子育てに取り組むことを積極的に推進するとともに、あわせて近所の抑止力向上を図る取組を推進して、地域における気付き、情報を組織情報へと結び付け、虐待の早期発見と早期対応を行うことが重要であると考えられる。

⑤指導資料・学習教材（児童虐待防止のための児童生徒への教育のための資料）の作成

虐待防止法には、「学校は児童に対して児童虐待防止のための教育に努めなければならない」と規定されたが、現状では実践例がほとんどない。

資料についても、虐待防止法の趣旨等の周知を図る資料については作成されてきてはい

るが、児童生徒への教育を行うための学習教材はほとんど作成されていない。学校が独自に資料を作成することも考えられるが、教育委員会が主体となって編集委員会を設置し、教職員の意見を取り入れながら、どの学校も共通して取り組める学習教材を作成して配付することが望まれる。

児童生徒への教育においては、子どもたち自身に、自分への不当な扱いに気付かせ、虐待に気付かせることをねらいとした教育資料を作成して、学校で活用し、教育実践が行えるようにする必要がある。京都市教育委員会では平成15年12月に子ども達自身が虐待を虐待として受け止め、それを回避するための力を培うための学習指導案をもとにした実践事例集「心と体を救うⅢ」を作成した。埼玉県教育委員会においても平成18年3月に「児童虐待防止のための児童生徒への教育 指導事例集」を作成した。具体的な内容は、子どもたちに自分に対する不当な扱いや虐待に気付かせることをねらいとして、自分を大切にすること、自分の置かれている状況を理解する、周囲の人に相談できる、話したいことを正しく伝える、不当な扱いから回避して改善の行動がとれるような力を身に付けさせることを目指すものである。

⑥相談体制確立と周知

親の育児不安や育児疲れによるストレス、社会からの孤立など養育者自身の悩み、また、子ども自身の養育者から受ける扱いに対する救済、さらには、地域住民からの相談などを受け入れる相談体制を確立することが重要である。メンタルフレンド（相談員）や子どもと親の相談員などを配置し、相談に当たっている教育委員会もある。

また、教育委員会内に特設電話を設置してサポートコールとして位置付けている取組もある。相談体制の確立と併せて、活用されるよう広く周知を図ることが必要である。相談から通告へ結び付け、子どもの安全を守ることに繋げていきたい。

さらに、教職員向けにスーパービジョンやメンタルケアを行う相談窓口については、設置しているところは都道府県は35都道府県、1713市町村にとどまっている。学校現場を支援する上では欠かせないものであり、設置することが望まれる。

⑦人的支援

既にサイコロジスト、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士などを教育委員会に配置して、児童虐待防止支援委員会を組織して学校を支援している例もある。また、学校から教育委員会に相談があると臨床心理士と指導主事とが学校に出向き、状況を詳細に調査して通告の可否を判断する体制を整えている教育委員会もある。学校の人的資源には限界があり、医学、心理学等の様々な観点から人的支援を行う体制整備も望まれる。

⑧民間団体、NPOとの連携

児童虐待防止に取り組んでいる民間団体やNPO法人との連携も重要となる。民間団体等には虐待防止を目的として関係職種間のコミュニケーションの促進、虐待とその対応に関する情報の蓄積と提供、被虐待児とその家族への援助、虐待に関する学術的セミナー等による専門家への研修、電話相談、啓発活動、虐待に関する調査研究、講師派遣などに積

極的に取り組んでいるところも多い。目指しているところは同じであり、連携を図れる部分も多い。日常的に連携を図り、早期発見・早期対応、適切なケアに結び付けていきたい。

3 広報用啓発資料の作成

広報誌等による啓発は、未実施が都道府県では55%、市町村が71%である。教職員に向けた指導資料が作成されていないのは、都道府県が31%、市町村が93%である。市町村は都道府県作成の広報誌や指導資料を活用することがよくあることなので、市町村の数字が高いのは当然である。

しかし、未実施の数字は、国を挙げて虐待防止に取り組んでいるにはあまりにも高い数字といえるのではないか。

児童虐待防止について教職員に周知を図るには、CD-ROM等の資料が有効である。児童虐待の防止等に関する法律第5条3項には、「学校は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない」ことを規定している。学校が保護者に啓発を行うための資料、地域を巻き込んで地域社会全体で児童虐待防止の機運を高める啓発資料、さらに学校が児童生徒に教育を行うための資料を作成して支援を行うことが望まれる。

①教職員向け資料

児童生徒に日常的に接し、虐待を発見しやすい立場にある学校の教職員に課せられた通告の義務については、様々な機会に周知は図られてきてはいるが、その徹底率はまだ低いと言わざるを得ない。児童虐待防止法の趣旨や内容、早期発見と通告義務、虐待の発生要因、早期発見のポイント、組織的対応と関係機関との連携などについて資料を作成して、周知の徹底を図る必要があると考える。

②保護者向け資料

学校が保護者に対して行う児童虐待防止のための啓発資料の作成も併せて必要となる。子どもの小学校入学の機会を捉えて全ての保護者に児童虐待防止について考えてもらう資料を配付している教育委員会も見られる。

しつけは「子どもの健全育成を目的とした行為」であり、保護者が子どものしつけに関して親権を行使する際には、適切に行わなければならないとされている。

一方、虐待は「子どもの健全育成を害する行為」であり、すなわち子どもの人権侵害である。愛情に根差したしつけのつもりでも、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば、それはまさしく虐待であること、感情のおもむくままの言動は健全育成ではなく、子どもの人権侵害であることの周知を図る必要がある。

また、具体的にどのような行為が虐待に該当するのか、虐待を受けている子どもが示す不自然さ（不自然な説明、不自然な表情、不自然な傷やあざ、不自然な行動や関係）などについてわかりやすく示すことも必要である。さらに、子どもへの接し方や子育てに不安や悩みがあった場合の相談先を示すことも必要であろう。

③相談機関の周知を図る資料

相談機関の周知は、「①子ども自身が虐待から逃れようとしても、どこの誰に相談したらいいのかがわかることになる。②保護者が自分の子育ての悩みを打ち明け、共感的に理解をしてもらい、助言をもらって虐待を未然に防ぐことになる。③地域住民が市町村や児童相談所に通告となると抵抗感があるが、もっと気軽に近隣の家庭の子育ての状況について相談できる。」という効果が考えられ、そのため、相談機関等について、周知を図るポスターやリーフレットを作成して配付する取組も必要であると考えられる。その際、教育委員会単独ではなく首長部局と連携して作成して効果をあげている例もある。

④児童虐待防止推進月間のキャンペーン資料

11月に実施される児童虐待防止推進月間に合わせ、講演会やシンポジウムなどのイベントを開催している所も多い。開催案内と併せて児童虐待防止の機運を高める資料を作成することなども効果的である。

4 地域のネットワークの活用

虐待、あるいはその疑いの発見は教育の場においてだけではない。虐待は主に家庭内で発生しているのであるから、学校教育の時間や場以外の方が、むしろ虐待の事象を呈しているといえる。「子どもの泣き叫ぶ声が聞こえる」、「家に入れず外に放り出されている」、「夜遅く子どもが一人で外を歩いている」、「この頃、子どもの姿を見受けなくなった」、「学校に行っている時間なのに子どもが一人公園にいる」等、地域住民は、非常に発見しやすい立場にある。

地域住民に躊躇なく、学校に子どもの異変を知らせてもらうためには、地域の種々の組織への児童虐待防止法の趣旨の啓発ならびに学校への協力を要請する場やルートが求められる。地域と日常かつ積極的な連携を行うことは、子どもを更なる虐待の被害から守るための術であると認識し、積極的な働きかけを行ってほしい。特に、本人の安全を確認しにくい土日や夜間、長期休業中においては、地域の見守りが学校対応の隙間を埋めてくれる。

学校が地域のネットワークを活用することは、①抱え込みによる状況の悪化防止、②チームワークにより複雑化する問題への対応、③被害の内容に応じた専門的対応、④子どもへの多様なサポートネットワークの形成、⑤学校関係者のストレスの軽減等から重要となる。

地域のネットワークの関係機関等との連携にあたっては、①目的の確認（被虐待児の最善の利益の最優先）、②校内体制整備と明確化（窓口、担当者）、③学校の継続的関与④他機関の特徴把握（長所と限界）などが必要である。

さらに重要なことは、関係機関との関係の全体を把握して系統的な支援を行う調整役を教育委員会が担う必要がある。

第3節 関係機関から学校への支援・連携

1 関係機関との連携

児童虐待防止法改正により、児童虐待を受けた児童等に対する支援として、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」と付け加えられた。

学校は、今まで「虐待を受けた児童」について通告の義務が課せられていたにとどまっていたが、「虐待を受けたと思われる児童」に対する早期発見とその後の早期対応が求められることとなった。これからは児童虐待防止にかかわる、より重要な担い手としての役割が求められている。

虐待を受けた児童の特徴として、大人との関係では反抗的、過度の緊張、虚言、無差別的愛着傾向等、友達との関係では暴力、乱暴な言動、孤立、他の児童とのトラブル等、情緒行動では万引き等の非行、徘徊、自傷行為、自己否定等、学校での様子では遅刻、欠席、忘れ物、保健室登校、学力の低下等様々な問題を抱えていることが多い。こうした児童に対して、学校では対応に苦慮し、いわゆる学級崩壊の一因ともなっていることは否めない。

このような行動は学校のみで現れるのではなく、家庭、地域の問題ともなっている。ことに家庭の養育機能の低下の問題もあり、児童のみならず、その家族を含めた対応が重要である。

また、虐待を受けたと思われる児童を発見した後の早期対応については、それぞれ学校によって異なっているのが現状であり、学校の中で組織としての役割分担など明確にすることが必要である。虐待を受けた児童の早期発見、通告からその対象となっている児童への十分な教育をしていくために、学校教職員の個別技量のみならず、学校における対応組織として、子どもとその家族を含めたきめ細かい支援をしていく上で、関係機関との連携が極めて重要となってきていることはいうまでもない。

関係機関として児童相談所、児童家庭支援センター、子ども家庭支援センター、保健所、保健相談所、発達障害者支援センター、警察、福祉事務所、保育園、幼稚園、小学校、中学校、養護学校、教育委員会、児童館、学童クラブ、母子生活支援施設、児童福祉施設(児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、障害児施設等)、社会福祉協議会など、また、関係者として医師、歯科医師、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、弁護士、里親、保育士、保健師、社会福祉士、臨床心理士(カウンセラー)、人権擁護委員などが挙げられる。

【コラム】 関係機関の役割と機能

< 児童相談所 >

児童相談所は、児童福祉法第15条にもとづいて現在47都道府県と13指定市に設置され、0歳から18歳未満の子どもに関する相談に応じる専門の相談機関である。

虐待、養育等についての養護相談をはじめ、保健、身体障害、知的障害、発達障害、非行、育成等のさまざまな相談に応じている。専門のスタッフとして、児童福祉司、児童心理司、医師などが配置されている。家庭で養育できない子どもを、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設など)に入所措置を決定する機関でもある。

また、緊急に保護を必要とする場合や、生活指導を行いながら子どもの行動観察を必要とする場合、一時保護所で一時保護をする機能を有している。子どもへの虐待事件、相談の増加に伴い、平成16年の改正児童福祉法の施行に合わせて児童福祉司の配置基準の見直しがなされ、「人口10万～13万人に対して1人」から「人口5万～8万人に対して1人」に引き上げられた。

虐待防止のネットワークにはどの地域でも必ず関わり、虐待ケースについては重要な役割を担う機関である。専門家集団として、十分その機能を発揮することが期待されている。しかしながら虐待を受けた児童の急激な増加、虐待通報の増加の中で、児童福祉司が相談ケースに十分対応しきれなくなるような状態が続いている。虐待を受けた児童の対応については、児童家庭支援センター、こども家庭支援センターとの連携により、その役割を分担し、より重篤なケースにかかわれるような方向となっている。

< 児童家庭支援センター、こども家庭支援センター >

平成10年の児童福祉法改正によって児童養護施設に付置されるようになった「児童家庭支援センター」、東京都の単独事業としての「こども家庭支援センター」は、児童虐待、あるいは要保護児童に関する支援をするためのネットワークを構成する場合の中核機関としての役割と機能をもつことが期待されている。

都では児童虐待の通報がまず、こども家庭支援センターに入り、そこで軽微なケース、重篤なケースにわけ、重篤なケースについては従来どおりの児童相談所に、軽微な場合にはセンターのネットワークの中で支援していくということが行われ始めてきた。また、ショートステイ、トワイライトステイなどの子育て支援の事業を通して、虐待予防の役割も果たしている。しかしながら、センターには事務局的な機能が主となり、児童虐待に関する専門職の配置がなされるなど、より人的な整備を図ることが必要である。

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の規程による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設である。(児童福祉法第44条の2)

<児童養護施設等の児童福祉施設>

従来児童養護施設には、両親のいない、あるいは一人親家庭、貧困など、の理由で入所していたケースが多かったが、震災孤児、災害、サラ金、カード負債、核家族化、家庭の養育力の低下等、その時代の社会状況によって入所理由が変遷してきた。特に近年において、児童虐待が社会問題となっている現在、児童養護施設には最近、虐待を受けた児童の入所が急増し、さらに定員いっぱいの状態が続いている中で対応が困難となってきた。ことに、地域の学校が児童養護施設の児童を受け入れることについて問題となっているケースが増えてきている。

児童養護施設の児童を受け入れている学校は必然的に虐待を受けている児童が多く、学校は、その受け皿として、対応できるよう専門知識をもった職員の配置がなされていないことがある。さらに、児童養護施設には発達障害も含めて多くの支援を必要とする児童が多く、とりわけ児童養護施設の児童を受け入れている学校には対応ができるよう、学校の教職員の理解と特別な専門知識を持った職員の配置が必要と思われる。また、児童養護施設は教職員の虐待を受けた児童への対応の研修の場としての機能をもっている。

さらに、豊富な子育ての経験は地域の子育て支援の役割を担える機能も持っている。しかしながら、児童養護施設は都道府県の管轄となっており、同じ児童福祉施設である保育園などと異なり、市区町村事業として位置づけられていないため、また、全体としての設置数が少なく、各市区町村すべてに設置されていないこともあるが、次世代育成支援対策、地域の子育て支援対策の関係機関として外れてしまうことが多い。市区町村との関わりは、児童養護施設の機能を利用したショートステイ、トワイライトステイなどがあるが、まだ、市区町村によって取組に格差が生じている。

児童養護施設では家庭復帰支援員(ファミリーソーシャルワーカー)、心理職が配置され、虐待を受けた児童へのカウンセリングとともに家族再統合を推進している。家庭復帰したのちの家庭支援は重要であり、家庭復帰した地域、転校した学校での支援ネットワークの中で児童相談所ならびに地域での見守りの体制が大切となっている。また、里親への委託を受けた児童に対する学校および地域の支援体制も重要である。

<発達障害者支援センター>

発達障害者支援センターでは、LD、ADHD、高機能自閉症などの発達障害をもつ子どもや大人、またその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行っている。また、発達障害児(者)に携わる医療、保健、福祉、教育等に従事する方々に対し、発達障害についての情報提供及び研修を行っている。現在、全都道府県に配置されるよう整備が進んでいる。

◎児童福祉施設に次のような施設がある。

○児童養護施設

保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第41条）

全国 5 5 7 箇所（児童養護施設の数） 約 3 0, 0 0 0 名（在所者数）

○情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせてその情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第43条の5）

○児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第44条）

○乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第 3 7 条）

現在全国 1 1 5 箇所、約 3, 0 0 0 名

○母子生活支援施設

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその他の看護すべき児童を入所させて、これらの物を保護するとともに、これらの物の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて対処したものについて相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。（児童福祉法第 3 8 条）

平成 1 2 年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」において「国及び地方公共団体は、関係機関及び民間団体の連携強化その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努める」とされている。これを受けて、各関係機関、関係者との連携による児童虐待防止体制の整備に向けた検討が各市区町村で行われ、それぞれの児童虐待防止マニュアルを策定、虐待防止にかかわるネットワークを構成しているところがではじめてきた。

児童虐待の予防、虐待の早期発見、通告から虐待を受けた児童とその家族への支援を行うために、より効果的な関係機関のあり方、ネットワークのあり方が求められている。

虐待を受けている子どもなど、要保護児童とその家庭への支援にあたり、地域の保健、

医療、教育、福祉、警察などによって構成される関係機関として「要保護児童対策地域協議会」を法的に位置づけ、その設置促進が図られている。しかしながら、地域協議会または虐待防止ネットワークが未設置の市町村は多く、大きな地域間格差がある。

市区町村が行っているネットワークには対象とするケース（少年非行、児童虐待等）によって関係機関、関係者の構成メンバーが異なっている場合など、さまざまな特徴をもった組み合わせのネットワークができています。

【コラム】「ネットワークについて」：

1 様々なネットワークの例：

- 子育て支援ネットワーク
- 児童虐待防止ネットワーク
- 教育委員会を主体とするネットワーク
- 虐待対応プロジェクトチーム、ケースワークチーム
- 教育相談員等連絡会での虐待防止ネットワーク
- 民生児童委員会との合同会議サポートチーム連絡協議会
- 教育委員会主催の学校との連絡会
- 教育委員会、学校現場との情報交換（スクールカウンセラー、教育相談員、生徒指導担当）
- 教育相談員が必要に応じて個別ケース会議
- 学校、幼稚園の代表者が福祉地区ごとに設置された地域ネットワーク
- 校長会で児童虐待に関する情報交換会
- 児童福祉連絡会
- 相談機関連絡会
(児童相談所、子育て支援課、総合教育センター、青少年センター、指導課の代表)

2 具体的な実践事例：

(事例1) 「サポートチーム(学校、教育委員会、警察、児童相談所を中心)」

関係諸機関として、学校、教育委員会、警察、児童相談所、民生・児童委員協議会、保護司会等で、事務局を教育委員会に置き、各機関より対象児童を直接処遇できる者を実務担当者として構成している。このネットワークの特徴としては学校における生徒の非行等、問題ケースについての対応が主としている点である。

(事例2) 「こども家庭支援センター、学校、民生・児童委員、主任児童委員、児童相談所、福祉事務所(母子相談員、家庭相談員)、保育園、学童クラブを中心としたネットワーク」

「小学生1年生の子が時々不登校になる」と、学校長から担当地域の主任児童委員に相談があり、主任児童委員が調査したところ、「夜10時まで3歳の弟と2人だけで待つこ

ともある」とのことであった。そして、主任児童委員からこども家庭支援センターに連絡をとる。主任児童委員が、母親と何回も連絡を試みた後、ようやく連絡が取れるようになり、母親と地区担当の民生・児童委員とも連絡を取り、福祉事務所の母子相談員、家庭相談員とともに児童相談所で協議する。そして、学校、保育園への入園による保育園、学童クラブ、担当主任児童委員などによる見守りの体制をつくり、さらに母子相談員、家庭相談員などによる親へのサポートといった対応をしてここでは主任児童委員がコーディネーターの役割を担っている。

(事例3) 「児童相談所、母子相談員、主任児童委員、学校等を中心としたネットワーク」
近隣より「早朝、子ども(5歳女児)が裸足で母親を探してふらついている。昼食を食べていないため、近所で面倒を見ている。母親が大声で怒鳴っている時がある。」等、児童虐待を疑う通報が児童相談所に入り、児童相談所より主任児童委員に調査の依頼をする。そして、主任児童委員が家庭訪問するが、面会できず、リーフレットをポストへ入れる。その後、母子相談員、児童福祉司が家庭訪問するが、やはり会えない。
早朝、当該児童が母親を探して泣いているところへ母親が帰宅。その後、家の中で子どもを叱る声が聞こえ、警察介入し、児童相談所で一時保護となった。
母親から主任児童委員へ「子どもが連れて行かれた」と連絡が入り、そこから母親とのつながりができた。
2週間ほどで、地域でのサポートを条件に子どもが母親の元にもどす。
児童相談所、母子相談員、主任児童委員でサポートチームをつくり、対応をする。
子どもは保育園に入園し、母親へは就労指導を開始する。
小学校就学時に転居したため、入学予定校とコンタクト、学校と情報交換。当該担当主任児童委員に引き継ぎ、またケースワーカーによる母親の指導に結びつける。

ネットワークを構成する多くの関係機関の機能については、まだ、虐待を受けた児童への適切な支援が十分にできる体制とはなっていないのが現状である。

それぞれの機関で児童虐待に関する専門的知識、技量をもった職員等の配置が必要とされ、また、関係者においても、児童虐待に関する知識について研修等をとおして向上していくことが必要である。

さらに、それぞれのケースにおいて、まず、どこに通報し、その後、誰がコーディネートし、支援するのかについてが明確となっていない。各地域で児童虐待について発見、通報が入った場合には、まず、決まったセンター的機関にすべてつながり、そこでケースに応じた関係機関、関係者等との連携をはかり、早期に対応できるシステムとなっていることが望まれる。

2 関係諸機関との連携のシステムづくり

児童虐待は基本的には学校内ではなく、家庭の中で起こる問題であるだけに、学校の中だけでの対応には大きな限界があることは当然のことであろう。

例えば、「家庭の教育力の低下が著しく、それに伴い、子どもの生活環境が劣悪になってきている。家庭まで入り込んだ指導への限界がある」(O市)、「母子世帯が増え、その中でも母親の精神的不安定や精神障害らしき言動が増加している。医療的ケアが必要と思われるが、人権問題もあり、医療機関への診察を勧める体制づくりができていない。(N町)」などの問題は、現在、多くの学校、自治体が直面している問題であろう。

また、「父親からの虐待を避けるため、母親と子どもを保護し、児童相談所と福祉事務所、警察との連携のもとに対応していたが、当の本人(母親)が子どもを連れて自宅に戻ってしまった。」(B市)というような状況もしばしば見られるものであり、DV問題やその背景にある保護者の病理なども含めた理解がないと、取組の成果をあげることが容易ではないことも現実であろう。

教育委員会に対して行ったアンケートの自由記述を見ると、現在、教育委員会サイドの動きとしては、教育委員会でスクールソーシャルワーカーを雇用し、福祉関係機関との連携の中核的な担い手としている自治体も一部では出てきており、また、「虐待を解決していくために、どのように子どもや保護者に対して関わっていくか、あるいは解決のための手だてをとっていくか、というところで、学校と関係機関との間の考え方の“ずれ”が感じられる。その“ずれ”を埋めていくための係、たとえば、スクールソーシャルワーカーの存在が必要になってくると考えています」(K市)というように、関係諸機関との連携をスムーズに進めていく上で、スクールソーシャルワーカーの必要性を指摘する自治体も多く見られた。

しかし、現段階では多くの教育委員会では児童相談所や福祉事務所などの福祉関係機関との密接な連携の中で、虐待事例への対応を試みているというのが現状であろう。ここでは、各自治体でどのようなかたちでの関係諸機関との連携が模索されているのか、自由記述のいくつかを拾いながら検討していきたい。

① 児童相談所、市町村の福祉関係部局との連携体制づくり

ア 密接な連携体制

改正児童虐待防止法の施行に伴い、学校・教育委員会と市町村の福祉関係機関との連携が現在、急速に進んできていることが自由記述からも伺える。

「個体としての変容をはかればよいケースばかりでなく、家族全体の心理力動、地域との関係性、生活費の問題など、複合的にからむケースが多くなっている。そのため、関係機関及び地域のマンパワーとの協力・共同により支援する行動連携ネットワークの意義は高い、一つのケースについて関係者が事例研究を行い、見立てをし、役割分担を明確にすることが総合的に関わることにつながる真の連携と言えらると思う。」(T市)という意見に見られるように、トータルな支援体制づくりと役割分担の重要性は多くの教育委員会が指

摘しているところである。

現在、「毎年6月に児童虐待調査を市教委が実施、その実施にあたり、事前の内容検討、事後の結果の共有を児童相談所、保健福祉局子育て支援部・市教委の三者で図っている」(K市)、「家庭教育相談員(福祉課)の学校訪問や家庭訪問により必要に応じた連携対応が大きな役割を担っている。連携対応のための協議を即時に持ち、各担当部の関わりを確認、その後の変容についても常に情報交換を行っている」(M市)、「毎月一回の受理会議には必ず指導主事が出席し、情報交換を行っている。そのため、連携が一層図れるようになっている。また、各学校には、疑いがある場合には必ず子育て相談センター及び教育委員会に連絡するように校長会等で呼びかけ指導している」(N市)の記述に見られるように、関係諸機関との緊密な連携の取組が多様なかたちで行われている。

それと同時に、市町村の福祉部局と児童相談所との役割分担をどう整理するか、ということも課題として出されている。例えば、「本市では子育て支援課がネットワークの中核機関として位置づけられている。教育委員会としては、各学校からの情報交換などを通じて、子育て支援課と連携しつつ、通告を行う。しかし、事案によっては、即児童相談所との直接的な連携体制をとることがある。中核機関である『子育て支援課』と専門的立場から支援する『児童相談所』との円滑な関係が今後とも望まれる。」(N市)のように、教育委員会、市町村の福祉関係部局、そして、児童相談所の三者の連携と役割分担の明確化も重要な課題として提起されている。

イ 日常的に同一の場所で仕事をする体制づくり

それと同時に、「こども家庭相談センター(県健康福祉部設置)のスタッフに現場の教員二人が加わっている。(S県教育委員会)」、「本市7区に区担当指導主事が配置され、保健福祉課子ども家庭相談コーナーにデスクを置き、学校・関係機関・教育委員会との連携を図っている。(K市)」「当市には教育相談員と家庭児童相談員が各2名ずつ配置されているが、これら相談員は同一の事務所にて教育・福祉の垣根なく地域割を行って相談業務に当たっている。(A市)」など、同じ場所で教育関係者と福祉関係者が仕事をする体制を作っている自治体も出てきている。やはり教育機関と福祉機関との密接な連携を進めていく上で、デスクを並べて仕事することの意味は大きいと考えられる。

また、「子ども課は子ども行政のコーディネーターとして関係機関団体との連携を強め、就学前から就学後まで一貫した施策の実現に向けた組織体制として教育委員会に置かれたものである。(H町)」というように、自治体のなかには福祉部局ではなく、教育委員会が関係機関のコーディネーター役を行っている自治体もあり、注目される。

ウ 関係機関との人事交流

今回のアンケートの自由記述欄の記載から、特に都道府県・政令市において教育委員会サイドと関係機関との人事交流が相当広がっていることが明確になった。

【参考】 「関係機関間の人事交流の事例」：

「県警察本部との人事交流（A県）」、「児童相談所との人事交流（I県）」、「児童家庭課（児童相談所）に教員3名を配属（T県）」、「県警本部少年課より学校指導課へ1名出向、教員1名が県警少年課で1年間研修、教員が県内2箇所の児童相談所へ出向（I県）」、「『こども家庭相談センター』（県健康福祉部設置）のスタッフに現場の教員2人加わっている（S県）」、「警察との人事交流、児童相談所への教員の派遣（M県）」、「警察との人事交流（N県）」、「知事部局の青少年家庭課に教育委員会から1名の職員を派遣（S県）」、「児童相談所への教員配置4名（K県）」、「児童相談所への人事交流（教員の出向）（K県）」、「県警察本部との人事交流、児童相談所へ出向職員の増員（M県）」、「市教委と県警との人事交流、児童相談所への教員配置（4名）、S市青少年指導センターへの教員配置（2名）、発達支援センターへの教員配置（2名）（S市）」、「教育関係と行政との人事交流（N市）」など。

児童虐待問題に最前線に関わり、連携の中心的な役割を担っている機関同士が人事交流を通してお互いの得手不得手を理解し合い、本当の意味での連携を維持発展させていくことは、ひいては子どもの最善の利益にも繋がると考えられる。

例えば、児童相談所という児童福祉の第一線の機関の業務を経験した教員が、再び学校現場に戻って児童虐待に関するコーディネーター的な役割を果たすことは、虐待の防止・早期発見・再発防止に向けての取組を進めていく上での大きな力となる可能性が存在している。

児童相談所と並んで多く見られるのが警察との人事交流である。県警本部少年課より学校指導課へ出向したり、逆に、教育委員会から県警少年課で一年間の研修などを行っている都道府県も多く見られ、非行問題への対応を中心に、警察との人事交流も進んでいる。

しかし、警察との連携は現段階では非行対策が中心であると考えられ、カナダのように学校担当の警察官が虐待を疑われる家庭を直接に訪問するような体制づくりが今後の一つの検討課題になってくると考えられる。

教育・福祉・司法等の従来の縦割りを超えた職際的なチームプレーが必須とされる児童虐待への対応にとって、その橋渡し役を果たすことのできる人事交流経験者は貴重な一員となるであろう。

ただし、児童相談所や警察などに派遣された教職員が学校に復帰後、そこで得られた知見をどのような形で関係諸機関との連携に生かしているのか、については、今回の自由記述だけでは明確ではなかった。今後、どのような人事交流がどのようなかたちで関係諸機関の連携の発展に生かされているのか、先進的な事例を含めた丁寧な検討が必要であると考えられる。

エ 主任児童委員、民生児童委員の活用

また、地域の社会的資源としての、主任児童委員や民生児童委員の活用について、言及している自由記述も複数見られた。

例えば、虐待の疑いがある場合には、直ちに主任児童委員に相談するように各学校に指導

している。(K市)」「教育相談連絡会に主任児童委員も入れた情報交換会を持ち、早期発見・早期対応を目指している」(I町)のように、主任児童員との連携を積極的に進めている自治体もみられる。

しかし、それと同時に、「虐待問題は家庭内問題であり、学校が踏み込みにくい。また、民生児童委員も女性が多く、立ち入りに『腰がひけている』ケースが見られる」(I町)という指摘もあった。主任児童員や民生児童委員はすべての地域の一定のエリアで配置されており、その人数も多いが、ボランティアであるため、どのような役割を担ってもらえるかについては、地域やその個人によってかなり異ならざるを得ず、また、重い責任を課すことは適切ではないであろう。

それと同時に、「民生児童委員や主任児童委員、ケースワーカーなど、学校と地域関係者・機関が定期的に情報交換の場を持ち、早期発見早期対応に大変役立っている」(S市)という指摘もあり、福祉事務所のケースワーカーなどがサポートしていくことで民生児童委員や主任児童委員も一定の役割を果たしやすくなると考えられる。

オ 学校訪問や実態調査に対する共同の取組

今回の自由記述の中でも、関係諸機関が連携して調査を行ったり、学校を訪問し、個別ケースの把握に努める取組が報告されている。例えば、「毎年6月に児童虐待調査を市教委が実施。その実施にあたり、事前の内容検討、事後の結果の共有を児童相談所・保健福祉局子育て支援部、市教委の3者ではかっている。(K市)」、「少年相談センター、市福祉課、教育研究所が計画的に『学校訪問』を実施しており、各学校で抱えている課題について相談対応しており、気軽に情報交換、相談業務ができるようになった」(O市)、「教育委員会と虐待ネット事務局で管轄のすべての小中学校をまわり、個別ケースの把握と確認をしている。報告書式の統一をし、徹底している。(K町)」のように、関係機関が共同して実態調査を行ったり、学校からの相談を待つのではなく、すべての学校を巡回して虐待事例を把握する取組が進められており、虐待事例の早期発見、早期対応を進めていく上で非常に有効性を発揮する取組として注目される。

カ 共同での研修の取組

教育委員会と他機関との合同、協働での研修の取組も各地で進められてきている。たとえば「教育委員会、児童相談所が協働して、市内各学校に児童虐待についての出張研修を行っている。昨年度は60校弱が実施(K市)」、「関係機関が混グループになり、事例への対応(親が協力的、非協力的に分けて)を話し合っている。(H市)」、「家庭児童相談室の相談員が市内の幼稚園、小学校、中学校を訪問して児童虐待の定義について研修を開催してきた。平成17年度には家庭児童相談室の相談員を講師に招き、各小中学校の生徒指導担当者を招集して、児童虐待を発見した場合や疑いが発覚した場合の具体的な対応について、研修を深めた。(M市)」などである。

児童虐待問題を捉えるためには多面的な視点が必要なだけに、関係機関の連携の中で研修を進めることには重要な意味があり、先進的な取組の検討が今後の課題であろう。

② 連携を進めていく上での課題についての自由記述

ア 児童相談所をはじめとする福祉関係機関のマンパワーや専門性の問題

福祉関係機関、とりわけ児童相談所などとの連携の困難さとしては、「家庭訪問することや、保護者への指導を考えると対応する者の人員不足を感じます。」(F市)、「児童相談所に通告しても、程度が軽いと判断されると対応されない状況がある。(S町)」、というような、児童相談所のマンパワーの不足を指摘する自由記述は多数見られた。

また、「子どもの情報提供(学校側からこども家庭支援センターへ)を個人情報保護の観点からどのような方法で、どこまでの内容の提供を行うことができるかという点が課題として残った」(K市)というように、関係機関との連携を進めていく際の「個人情報保護」の問題に対する懸念は複数の自治体から指摘されている。

それと同時に、「本市においては福祉部児童課が担当課となったが、児童課には臨床心理士資格を持つような心理判定員等の専門家がないため、個々のケース検討会議の話し合いにおいて対処の方向が曖昧であったり、適切でない場合が発生する恐れがある。(H市)」というように、改正児童虐待防止法により市町村の役割が大きくなっているが、児童相談所とは異なり、市町村の福祉関係部局には心理判定員などの専門家がおらず、また、立ち入り調査権もないため、そこでの判断の適切性や問題把握の能力に対する不安が生じてきていると考えられる。

イ 困難事例への対応の困難さ

「関係機関でケース検討会を行い、家庭と接しているが、常識を逸脱した家庭がほとんどであるため苦慮している。関係機関で検討会を行っただけでは問題の解決にはならないため、そのメンバーが実践部隊となり家庭訪問を繰り返しているが、根本的には破綻している家族が多いため、簡単にはいかない」(Y町)、「子育て支援課が主幹となり、いわゆるケース会議が開催されているが、会議が開催されても直接改善につながる具体的対応がなかなか打てない」(K市)、「虐待については、いずれの機関も経験不足であり、対応が及び腰となりがちで、後手にまわる可能性も少なくない。まずどこから介入するのか、問題点の具体的な把握が難しい(家庭内が見えにくい)」(S市)のように、とりわけ困難事例については関係諸機関で会議を行っても、なかなかそれが具体的な改善につながりにくいという問題は多く指摘されている。

ウ 関係諸機関の役割の線引きの問題

また、マンパワーや専門性の問題と同時に、仕事の「線引き」の問題も指摘されている。例えば、「児童虐待と思われるが、母子分離が難しい案件について、全庁舎をあげて母への対応策を考える関係者会議を行っているが、各機関の管轄と責任分担が難しく、教育委員会がどこまで介入できるかが課題である」(M市)、「通告や虐待を受けた児童のケアについては、積極的に関与する必要があるが、保護者への指導、事件性については直接の担当機関の対応、判断に任せるべきであり、線引きを明確にする必要がある。(M県)」、「事案について、指導助言あるいはケースワークまでは可能であるが、家庭訪問や児童生徒への措置等は児童相談所なり学校なりにお任せせざるを得ず、関係機関の間でのソーシャルワ

ークが中心になる。(S市)」など、お互いの機関の守備範囲を整理する必要性を指摘する声が上がっている。

ただし、「児童虐待に関しては、学校は事実の把握が中心であり、疑いがある場合に児相に通告する以外、何もできないのが現状である。マニュアルなどの作成も検討したが、以上の理由で作成せず、事実を発見した際の関係機関などとの連携をする以外にない。(T県)」という記述を見ると、虐待問題に対する取組において、在宅支援の事例を中心に、もう少し学校、教育委員会サイドで取り組むべき課題と内容を明確化していく必要性も感じられた。

エ 在宅支援のケースに対する学校への支援体制の問題

「通告や相談の結果、ほとんどは在宅指導のケースとして処置されることになる。その場合、それまでと同様の学校の取組を継続するだけでは、保護者の状況は改善されないで、また、より深刻になるケースが多い。学校現場では中・軽度の虐待ケースの他機関による具体的な支援を必要としている。(D市)」、「学校側が各機関関係者にアドバイスを求めても、なかなか具体策が見えてこない」というように、関係諸機関と連携しても、中・軽度の事例については必ずしも十分な支援が得られるとは限らない実態を指摘する声も多く聞かれた。

それと同時に、「現在虐待を受けていないが、過去にひどい虐待を受けていたというケース」があり、「この場合、通告の対象にならないが、子どもはPTSDなどで苦しんでおり、このような子どもをどうすることができるかが検討課題であると考える」(T村)という指摘は重要な指摘であり、過去に虐待を受けていて、児童虐待の後遺症を抱えている子どもに対する援助をどのように進めていくのか、は今後の重要な検討課題であろう。

3 虐待防止のネットワークづくりの成果と課題

ア 虐待防止ネットワークづくりの成果

虐待防止ネットワークづくりの成果としては、「年2回の虐待防止ネットワークや月一回のモニタリングにより、円滑な情報交換が可能であり、見守りや改善の分担を、迅速かつ具体的に決定できるようになった」(M区)、「①虐待の把握率が高まった、②見極めが難しい子どもへの適切な援助が可能となった。③担当者同士の信頼感が形成された、④ケース担当者の精神的安定が図られた」(N区)、「今まで学校現場はプライバシーの関係で他の機関を受け入れにくい感があった。しかしネットワークができたことで少しずつ学校が開かれ、情報を共有し、児童生徒の諸問題の解決に取り組めるようになりつつあると思う。学校だけでは解決できない問題が多くなっている」(U市)などが指摘されている。

また、「関係機関との定期的な連絡会の中で、小中学生の気がかりな点についての情報交換をする際、虐待の現状だけでなく、非行や家出事案の背景に虐待の疑いがあるなどの事実を把握できたことが多かった」(F市)のように、様々な問題行動の背景にある虐待問題の認識を教育委員会が深めることができた点は大きな成果と言えよう。

さらに、「子育て支援・親育ち支援・親子関係育ち支援の3本柱で総合的な子ども施策を展開することで、虐待グレーゾーンから虐待へ進行することを防ぐことができたことに

とどまらず、不登校などの学校不適応の未然防止ができるようになった」(S町)のように、ネットワークが虐待への介入のみならず、不登校などの問題に対しても予防的な意義があったことも指摘されている。

イ 「問題行動に対する地域における行動連携事業」の成果

自由記述では、「問題行動に対する地域における行動連携事業」の成果に関する記述、また、このネットワークと他のネットワークをどのように整理、統合していくのかという問題に関わるものが複数見られた。ここでは、まずそれらの記述について紹介したい。

- ・ 「福祉部が主管する『虐待防止ネットワーク』と、教育委員会が主管する『問題行動に対する地域における行動連携事業』等の日頃からの情報交換・連携が大切となる。」、
- ・ 「本市では、『問題行動に対する地域における行動連携事業』として昨年度より自立支援教室事業に取り組んでいる。この事業で扱う事例は主にあそび・非行型の不登校児童・生徒が中心となっている。非行傾向のある児童・生徒の状況をみると保護者の養育態度が消極的であり、それが原因となっている場合も考えられる。問題行動を抱えた子どもたちの立ち直りに向けた支援システムを学校、地域、関係機関などの協力により構築してきたが、この支援システムを、虐待を受けた子どもたちの支援にも役立てられないかと思い、活用のあり方を検討していきたい。(H市)」、
- ・ 「行動連携ネットワークの設置により、学校・教育委員会・保健師・福祉課・警察・児童相談所・スクールカウンセラー等関係機関の連絡・連携を密にとりながら、種々の問題に速やかに適切に対応することができる体制を構築することにより、大きな事件・事故を未然に防ぐことができている。サポートチーム指導員の配置により、きめ細かな対応が可能となっている。家庭の養育に問題がある場合や、虐待が認められる場合に町で設置した『子ども相談窓口』とも連携しているが、一時保護が必要なケースなどにあつては、児童相談所の指導が必要不可欠と考えている」(S町)、
- ・ 「児童生徒の虐待に対応するとき、その両親や家庭内の詳細な情報が必要であり、学校・教育委員会だけでは十分な情報収集はできないと思いますが、行動連携ネットワーク(本町では「子育て支援情報連絡会」)の中では様々な角度からの情報提供が得られることから、適切な対応・予防策が立てられると思うので、有意義な機関である」などの声が出ている。

このように、行動連携事業が関係諸機関の相互連携を深める契機になったこと、また、非行問題の背後にある家族問題などへの認識が深まったこと、など、その成果を指摘する記述が多く見られた。

ウ 他の様々なネットワークの取組

「特別支援教育連携協議会を通じ、日頃から教育機関、福祉、社協、保健センター。保健師間連携をとっている。(T町)」、「適応指導教室を中心として、小・中学校、教育委員会、児童相談所、立川少年センター、家庭支援センター等の期間がスクリーニングサポートネットワーク(SSN)を作り、日ごろより連携を図っている。(M市)」、「昨年までの不登校対策会議とSSN会議を一つにして、はごろもサポートネットワーク会議とし、虐待

防止ネットワークの担当課(児童家庭課)や保護課等も参加しての会議を月一回開いている。その中で出た事例が虐待にあたりそうな場合は、その後の虐待防止ネットワークに引き継いでいる。その事例に関係する学校、教育委員会、民生委員等も参加している。(G市)」というように、特別支援教育連絡協議会や不登校の子どもの教育支援センター、適応指導教室、サポートネットワークなどを、虐待防止の取組にも生かしていく模索をしている自治体も出てきている。

不登校、非行問題、特別支援教育等の問題と児童虐待の問題は多くの局面で重複したかたちで表れてきている。実際、自由記述を見ても、「教育相談室では、養育から虐待につながるケースが多くあります。不登校の陰に養育から虐待、保護者の精神的な問題を持つ多くの事例を抱えています。教育の問題だけでは済まされない」(H市)のように、不登校の背景にある、教育サイドだけでは対応できない虐待や保護者の精神的な問題が指摘されている。そして、「適応指導教室(はばたき教室)では、不登校児童生徒の家庭的な背景要因を捉え、必要に応じて福祉サービス課(子ども担当)や県南児童相談所および学校の教職員とのケース会議を開催してきた」(T市)というように、学校だけではなく、関係諸機関との連携の中で、不登校の背後にある家族問題への支援体制を築く取組を行っている自治体も出てきており、注目される。

エ サポートチームをめぐる問題

虐待防止ネットワークが実際に機能するためには実働可能なチームが必要不可欠であるが、「虐待ではなく、『気になる子ども』として報告してもらい、虐待の判断は児童虐待防止ネットワークのコア会議で判断する。(T市)」というように、ネットワークの中に実働部隊であるコア会議を持っているところ、また、「サポートチームが虐待を通告する前から関わっている(長岡市、安来市など)」というように、通告するかどうかの判断をサポートチームで行う体制づくりが複数の自治体で進められている。

また、「生徒指導の観点から、問題に対して、サポートチームを組織するように各校に指示している。事例の状況に応じて関係機関との連携を図り、サポートチームに入ってもらい、各立場の専門性を生かし実践している。ネットワークを組織しなければならないというより、事例に応じて自然発生的にサポートチームが立ち上がっているということである。そこで本年度はさらなる強化のため、関係機関と市教委との連絡会を月に一回実施している」(H市)というように、事例に応じてかなり柔軟にサポートチームを作ることができており、連絡会なども、そのような柔軟なサポートチームを作るための手だてとして取り組んでいる教育委員会も存在している。

「平成16年度は、サポートチームが主体となり警察・福祉関係機関と連携を図ることができ、互いの良さを改めて発見しあいながら協力して活動ができるようになった。平成17年度においては、市児童家庭課が主体となり虐待防止ネットワークが組織され活動がはじまったので、サポートチームとどうしても重なる部分が出てきている。」(S市)という指摘に見られるように、サポートチームが機能している自治体では虐待防止ネットワークを新たに立ち上げた場合の、「両者の役割分担の明確化」の必要性を指摘する自治体も見られた。

それと同時に、「サポートチームを活用して、密度の濃いネットワークに努めた。多くの人が保護者に関わりを持ちながらも保護者の意識や行動に変容が見られない事例がある。誰がどうやってどこまで関わりを持つのか、十年先を見越した対策の検討が必要である。」(S市)などもあり、具体的な事例について、「コーディネーターやスーパーバイザーをどの機関が引き受けるのか」(Z市)、というように、サポートチームの専門性と継続性の担保という点での課題も出されている。

ただし、サポートチームの主管する機関や具体的な構成メンバーなどは自由記述の中だけでは必ずしも明確ではないので、サポートチームの実態、その意義と課題については、先進事例も含めてさらに検討していく必要があると考えられる。

オ 多様なネットワークの整理、統合の課題

「現在、多くのネットワークが作られてきており、虐待、不登校、非行、特別支援教育、就学相談、などいろいろなネットワークがあり、該当する子どもや出席者がだぶったりするので、ネットワークの整理ができないか。(T区)」「非行ケースネットワーク、不登校ケースネットワーク、虐待ケースネットワークが個々に立ち上がっているが、ネットワーク内にある関係機関は共通している機関であり、それぞれに個別ケース会議を持とうとすると、とてつもなく日程的に厳しい現状がある。担当者の顔ぶれは、ほぼ同じであり、主にコーディネートする機関が異なるだけであることから、もっと効率的に事案に取り組める推進方法がないかが今後の課題」(T市)というように、それらのネットワークの整理・統合の必要性は多くの自治体から指摘されている。

しかし、それと同時に、「一本化できればいいのだが、虐待は福祉課が中心、不登校・非行・いじめは教育委員会が中心となって解決を図るべき問題であるため、現実的には組織の一本化が難しいのが現状である。(S町)」と考えている自治体もある。

このようにネットワークの統合を進めていく上での困難さも指摘されているが、深刻な不登校や非行、いじめの事例の中にも虐待事例は含まれているだけに、問題を「縦割り」ではなく、統一的に捉えてネットワークづくりを進めていくことが課題となってきている。

【コラム】 静岡県の子童虐待対応について

子童虐待や発達障害など、様々な要素が複雑に絡んで発生する子どもや家庭の問題が増加していることから、静岡県では、17年4月から医師（子童精神、小児）、ケースワーカー、心理士、保健師、教員のスタッフを配置したこども家庭相談センター「総合支援部」を発足させ、子童虐待防止、発達障害児・者への支援を行っている。この総合支援部には、支援の中核的施設である診療所「あいら」が17年12月にオープンし、医学的診断を基にした、保健、医療、福祉、教育等による包括的な支援を始めている。

また、総合支援部は、発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターとして国の指定を受け、併せて業務を行っている。

1 「こども家庭相談センター『総合支援部』」の業務内容

（1）医学的診断に基づく支援計画の策定

総合支援部に寄せられる相談のうち、虐待事例については、医学的診断を行った上で子童相談所につなげていき、発達障害については、専門医による医学的診断を行った上で、医師、ケースワーカー、心理士、保健師、教員のスタッフが一体となって個別支援計画を策定し、市町、地域での直接支援につなげている。

（2）市町村の体制整備、関係機関との連携

個別の支援計画を策定した後は、相談者の住む地域で支援が行われることが望ましいことから、より身近に対応すべき市町村の体制整備を支援するとともに、医療、福祉、教育、労働といった様々な関係機関の連携の強化を図っている。

（3）人材の養成・支援者のネットワーク化

子童相談に対応する市町村職員への研修や、自閉症・発達障害に対応できる専門家を養成するための研修を実施している。また、研修受講生の間でネットワークが創られることにより、地域での対応力をより向上させている。

2 診療所「あいら」の概要

診療所では、医師、心理士等が診察や心理検査を実施して医学的診断を行い、それに基づきケースワーカー、心理士、保健師、教員の支援スタッフとチームを組み、保護者や関係者と協議しながら、個別の支援計画を策定する。

開院日：月～金までの午前9時～正午、午後2時～午後5時（月、金は午後のみ）

診療スタッフ：医師3名（子童精神、小児）、心理士2名、看護師2名

支援スタッフ：ケースワーカー1名、心理士2名、教員2名、保健師2名

第Ⅳ章 終わりに

今回の調査研究会議の活動を終えるに当たり、得られた知見を概観するとともに、学校現場・教育行政分野における虐待対応に関する今後の取組の方向性についてまとめることにする。

1 調査研究会議で得られた知見

(1) 今回の調査結果では、学校現場における虐待への対応について、単に児童相談所への通告割合が大幅に増加したことだけでなく、各教職員の意識面でも、虐待への感度が高くなっていることが示されており、平成14年度・15年度の調査時点に比べれば、これまでの取組の成果が垣間見られるものとなっている。

また、虐待事例に対応した経験は、学校数においても教員個人のレベルにおいても明らかに増加しており、虐待に対する視点も定着しつつあることが示されている。

さらに、今回の調査結果では、各学校が、関係機関との連携の効果を認識し、積極的に関係機関と連携していこうとする傾向が顕著になってきていることなどが見られている。

その一方で、改正虐待防止法により、『虐待と思われるもの』についても通告する必要があるにもかかわらず、いまだに「虐待の確証」を得ようとするという傾向が変化していないことには、学校の組織的・機能的な特性があると思われる。また、これまでの取組の成果は見られるものの、通告への意識については、全体的にはいまだに十分であるとは言いがたい状況であることも示されており、今後とも、特に、虐待防止法等の趣旨や仕組みの周知とともに、研修の一層の充実を図るなど、取組の一層の推進が求められる。

(2) 教育委員会における対応については、なんらかの形でネットワークが設置されている市町村教育委員会では、そうではない市町村の教育委員会に比べて、あきらかに虐待対応が進んでいる実態が示された。教育行政が単独で問題に対処するのではなく、ヒューマンサービスの一員としてネットワーク対応を担うべきとする流れは、虐待防止に限らず、特別支援教育においても同様であることを考えれば、今後、教育委員会には学校現場への助言といった縦の機能とともに、他の関係機関との連携を図ることで学校現場を支援する横の機能も求められることになると考えられる。

(3) 海外視察においては、我が国が、学校における虐待対応については学校側に委ねる部分が多いのに比べ、視察したアメリカ合衆国及びカナダにおいては、「学校・教職員がすべきこと」について、日本よりも格段に限定されており、関係機関が明確な役割分担のもと、多層的に虐待対応に応じている実態が確認された。

また、虐待事例への対応において、家庭との関係や事実関係の確認、親と子どもへの治療的な枠づけなど全般について、スクールソーシャルワークの機能が確立されていることで、学校現場には自らの役割についての明確な判断が可能になっていると思われる。

このように、両国では、スクールソーシャルワークが効果を上げていたことから、我が国におけるスクールソーシャルワークの在り方についての研究が進むことが望まれる。

ただし、我が国とは異なる法律や制度によって規定されている虐待対応システムをそのまま導入することの是非は慎重に検討されるべきであり、特に、ソーシャルワーカーの活動範囲を限定したり、学校に警察官を配置するなどの方法は、制度や社会背景との関連で考慮されるべき事柄であるので、モデル事業等を通じてその在り方を検討することが必要であると考えます。

(4) 調査回答に含まれている自由記述部分の分析などを通じ、学校における虐待対応にとって必要な視点が明確にされた。これらは、当面は各種の研修計画に活用されることになると思われる。そして、将来的には教員養成段階での取組、あるいは人的配置を可能にする制度的な検討にも進むべきものと考えます。

2 今後の方向性への提言

以上のような、本調査研究会議で得られた知見を踏まえて、以下の4点の方向性を提言したい。

(1) まず、研修の一層の充実のための取組を進めることである。調査結果に見られるように、現在、虐待対応の社会的なシステムは、「保護」主体の段階を超えて、予防的・治療的対応の段階へ進むことを指向し始めている。学校現場及び教育行政においても、発見と対応への実践力の構築が求められている。虐待防止法においても、虐待を受けた子どもに対してその特性に応じた適切な教育環境の提供が謳われている。このことから、各関係者（虐待対応教員だけでなく、管理職、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター又は教育委員会関係者等）の研修が一層進むよう、児童虐待防止に向けた研修のモデル・コア・プログラムのようなものを作成することが望まれる。

(2) 第二に、今回の調査結果で関係機関との連携システムの重要性が改めて確認されたところであり、関係機関との連携を一層促進するとともに、スクールソーシャルワークの観点から学校における指導体制を検討することが求められる。上記のとおり、海外の取組や我が国における幾つかの地方公共団体の取組等を通じて、スクールソーシャルワークの効果は認められるものの、その実施の在り方には慎重に検討を要する部分もあり、我が国の実情に合致したスクールソーシャルワークの在り方を検討するため、モデル事業を実施して研究を進めることも一方策として考えられる。

(3) 第三に、虐待防止法の趣旨・仕組みの一層の周知・徹底を図ることである。今回の調査結果では、平成14年度・15年度の調査時点に比べ、都道府県及び市町村でも周知活動の実施率が低下しているだけでなく、通告の義務を知らない者が公立小中学校において3割以上もいるなど、周知の徹底に課題があることが示された。改めて法の趣旨、仕組み並びに学校及び教員の役割等について、会議や研修等を通じて周知・徹底に努めることが求められる。

(4) 最後に、現場における対応には、様々な要因が絡みあうことも想定され、地域性や問題の個別的な特性に応じた支援が必要とされる。市町村独自の、あるいは制度としての人的配置や専門性の担保方法などを検討していく上では、実証的かつ継続的な調査研究が今後も必要である。例えば、学校等と児童養護施設等との連携の在り方、発達障害の行動特徴を示す児童生徒への不適切な養育との関係性、教員養成段階や大学院教育の中に虐待対応の知識やトレーニングの位置づけなど、検討を要する課題は山積している。今後とも、様々な調査研究が今後も続けられ、その成果が上述の研修内容にフィードバックされていくことが期待される。

3 研修プログラムの構想

(1) 上述のような認識に立って、特に次年度の課題としては、学校現場及び教育行政における虐待の防止及び対応に関する研修のモデル・コア・プログラムの検討が必要と考える。その内容の方向性を示すとすれば、おおよそ以下のように柱立てることができると考えられる。

- ①第一に、防止法の趣旨や機関間連携の重要性など、虐待防止のシステムの中に学校や教育行政はどのように位置づけられるべきなのかという点についての周知を図るための研修である。
- ②第二に、保護者、子どもへの具体的で現実的な対応のスキルアップを図る研修である。
- ③第三に、虐待に関する基礎的な知識を、定例的に繰り返し確認するための研修である。

(2) 次年度においては、教員向けの学習教材を開発するとともに、試行的な研修プログラムを実施する計画であるが、教員の多忙さや学校現場に求められている要求の多様さを考えた場合、さほどの回数を期待することはできない。

また、すでに14年度調査でも明らかにされ、本報告書の中でも改めて指摘されている通り、教員はその職務によって虐待対応において求められる機能が異なってくる。したがって、画一的な研修では実効性が望めないことも十分に考えられる。

研修の考え方としては、いずれは教育委員会内に学校現場からの相談に対応し、教育行政としての指針を示せるような機能が付加されることが望ましい。したがって、国策レベルとしてはこうした実効性のある研修が各地域において可能になるように、中核的な人材を養成するための研修計画が必要になる。

虐待対応には多様なスキルが要求される。同時に、今後の教員向け研修では、対応の具体性や実効性が問われるのであり、啓発的な水準に留まることはゆるされない。このような観点から、学校現場と教育委員会における虐待対応にとって重要と思われる内容をモジュール化し、適宜、教員のニーズや職務等に応じて組み合わせる利用することができるようにすることを検討していくことにする。

(3) 以下に示すのは、今年度の調査研究会議の知見を踏まえた研修モジュールの案である。なお、どの職務向けにモジュールを適用するかについてはあくまでも仮説的な位置づけであり、次年度において教材開発とともに検討を加えたい。

【参考】 教職員向け虐待対応研修モデル・プログラムのモジュール（案）

1 研修プログラムのねらいと特性

（１）すでに虐待に関する基本的な情報は学校現場にも教育行政の場にも届いているという前提で、あくまでもネットワーク対応の一員としての学校という観点を強調する。これは、ひとつには「学校で抱え込まない」ということであり、同時に「学校は対応力も求められている」ということである。

（２）あくまでも学校という組織特性と、教育行政の特性を踏まえ、学校現場に対してだけではなく、教育委員会やスクールカウンセラーに対する研修も盛り込む。また、学校現場への研修では、職務分掌ごとに活用できるモジュールとする。

（３）実際の学校現場の忙しさや、教員研修の過密さを考え、できるだけ内容を厳選し、次年度製作予定の視聴覚教材による自主的な学習と補い合うものと位置づける。

2 研修プログラム（案）

（１） 教育委員会対象

①モジュール1 要保護ネットワークの意義と特性

学校現場には今も個人情報への取り扱いについての迷いや、いくら匿名性が守られると言われても結局「学校がもらした」という攻撃を受けることになるという不安は根強い。教委にはもともと一定の教育相談機能があり、要保護ネットにおいても確実にメンバーとして位置づけられている。このモジュールでは、（１）学校現場からの相談に対して、通告の必要性や事例の深刻度などを現場とともに評価していくことができる（２）ケース会議の場で関係機関の共通認識を作りあげていくことができる（３）現場での人事異動などによって関与の継続性が途切れないような記録管理や後任者への情報提供ができる、ことを目標とする。

②モジュール2 研修・研究プログラムの立案

新児童虐待防止法では、被虐待児童生徒が適切な教育環境に置かれているかどうかを調査し、必要な手立てを講じることが義務づけられている。学校現場において適切な組織対応ができているかどうか、そのための体制作りにどのような手立てが必要か、教委として準備すべき研修内容は何か、などを判断していくことができるような、いわば被虐待児童生徒への教育環境の評価能力をつけることを目標とする。

（２） 学校現場対象

③モジュール3 虐待の発生機制と子どもへの影響・学校生活での現れ

虐待の発生機制、そのような家族が示す特徴、子どもが被る影響の理解、学校生活で子どもが示す逸脱行動の理解などの全般的・入門的な内容。

④モジュール4 虐待による影響

子どもが虐待を受けることによって示す言動をより詳細に解説する。具体的な事象に出会い、どのような観点で背後の虐待を疑っていくのかという、実際のケースに遭遇したときの思考シミュレーションとしてのモジュール。内容には非行・不登校・発達障害と虐待との相互の関連性についても触れ、他の生徒指導領域の研修や特別支援教育領域の研修とのつなぎを果たす。

⑤モジュール5 虐待を生ずる家族病理の理解

虐待は、加害者とされる親を非難することでは絶対に解決しないし、親子の分離も本来的には手段であって目的ではない。また、学校が日常的に対応することになる多くの中・軽度の虐待事例では、親にも自らの行為への自覚や自責の念が強い事例も数多い。さらに、子ども自身に発達のなつまずきがあり、これに上手に対応できない、あるいは子どもの障害を受容できないといった理由で、親子の関係が著しく不適切になってしまうこともある。こうした、「虐待的」な関係に陥ってしまう過程や家族病理についての理解を促す。

⑥モジュール 6 リスクの評価

虐待対応は常にリスクの評価が求められる。学校における取組がケースに対してどのような影響を及ぼす可能性があるのかを、適切な幅をもって判断するための視点を提供する。モジュール3および4の発展的な内容という位置づけもできると思われる。

⑦モジュール7 虐待関連法規

虐待対応をめぐる法律的な知識。特に、各種の義務や通告における免責など。また、管理者用としては、危機管理のひとつとしての虐待対応という観点から、保護者からの理不尽な要求がつけつけられた場合などの活用可能な法的手続き等が考えられる。

⑧モジュール8 関係する諸機関の特性

虐待防止を乳幼児期から成人期（世代間伝達防止）まで、人権教育などとも関連させながら概説し、様々な機関の提供しているサービスの特性と限界について理解を促す。このモジュールにより、各地域が必要に応じて「どの人に講師を依頼すればいいか」が理解できるようになる。なお、このモジュールでは児童養護施設を独立させていく事も検討する。これは、その数の多さと、今後は児童養護施設に配置されていく心理職の活用方法等について特化した研修が必要になると考えられるからである。

⑨モジュール9 虐待を聞く技術・コミュニケーション技法

虐待の事実関係を聞き出すときや、その後のカウンセリング的対応、家庭訪問や懇談場面での親との対応などに必要なコミュニケーション技術についての実技的研修。とりわけ、今後の状況を鑑み、性的虐待に関しては別種のモジュールとして提供することも検討する。

⑩モジュール10 メンタルケア

教職員の自己認識や、自律訓練法などの技法の紹介。メンタルケアの重要性と、虐待対応が心理的に非常に厳しいものであり、ケアを求めることが当然のことであることへの理解。この項目については、必ずしも今回の調査研究会議の主題ではなかったが、教員の傷病休暇の増加や、その中に占める精神疾患の比率の上昇などを考えれば、早急に取り組まれるべき課題であると考え、あえて含めることにした。

⑪モジュール11 ケース会議の進行方法

ケース会議における操作的定義の重要性や、リスクアセスメント、表面的な役割分担に終わらない責任分担の決め方等について、シミュレーションの形で提供する。

⑫モジュール12 総合的な実践力

各モジュールが適宜組み合わせられて提供されることを前提に、事例検討の形で個々の教員がすべきこと、判断のために必要な情報の吟味、学校内における役割分担や引き継ぎの方法など、総合的な実践力をつけるための研修。

(3) モジュール組み合わせの例

ア：新管理者向け

新たに学校管理者になった教員に対し、組織対応の必要性、校内における協議の場の設定、教委や関係機関との連携の重要性、教員のメンタルケアの重要性について伝達する。モジュール1、6、7、11等。

イ：生徒指導担当者向け

外部から寄せられる情報の評価の仕方、地域に存在する各ヒューマンサービス資源についての特性理解、生徒指導上の諸課題と虐待との関連、リスクアセスメントの方法について伝達する。モジュール3、4、5、8、9等。

ウ：養護教諭向け

子どもの話から虐待を探っていくコミュニケーションの技法や判断の視点、健康教育や食育と虐待対応の関連性、子どもと教員のメンタルケアのための保健室活用の可能性について伝達する。モジュール9、10等。

エ：スクールカウンセラー向け

臨床心理の専門職であることを前提に、虐待対応に必須の機関連携やソーシャルワークの視点について概説し、福祉サービス・保健サービスへの理解を促して、現場教員や教委に対して通告を始めとする機関連携や家族支援の提言ができるようにする。モジュール9、10、11、12等。